



第5次泉大津市地域福祉計画・ 第4次泉大津市地域福祉活動計画



令和6年3月
泉大津市
泉大津市社会福祉協議会



はじめに

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄化し、家庭や地域での支え合い機能の低下が進むとともに、生活困窮など制度の狭間に起因する社会問題も発生しています。

このような中、今後も、住み慣れた地域で、誰もが安心して健やかに暮らしていくためには、全ての人々が人としてお互いを尊重し、助け合い、支え合いながら自分らしく健康で暮らせる地域社会の実現が求められています。



このたび、「第4次泉大津市地域福祉計画」・「第3次泉大津市地域福祉活動計画」が令和5年度をもって終了することから、新たに6年間を計画期間とする「第5次泉大津市地域福祉計画」・「第4次泉大津市地域福祉活動計画」（令和6（2024）年度～令和11年（2029）度）を策定いたしました。地域における複雑化・複合化している様々な課題への対応など、地域福祉を推進していくための見直しを行うとともに、計画の推進効果を高めるため、行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理した上で策定いたしました。

さらに、地域福祉の取組の中には自殺対策と共通する部分も多く、両施策を一体的に取り組むことが重要であるため、地域の自殺対策を図る「いのちつなげるこころプラン【泉大津市自殺対策計画】」を本計画から地域福祉計画と一体的に策定しました。また、生きづらさを抱える罪を犯した人等を地域で孤立させない再犯者減少に向けた取組や、健康づくりの視点も取り入れた福祉の総合的な計画としています。

身近にいる人や地域住民、行政や関係機関等が、福祉課題に気づき、その課題を受け止め、問題解決のための仕組みを築くことが必要です。また、一人一人が、福祉について理解を深め、人格や個性、考え方を認めることで、誰もが個人として尊重され、自分らしく地域で生活や活躍ができる「共に生きるまち」をめざしてまいります。

計画の推進にあたりましては、一人一人の尊厳を大切に、誰もが地域で暮らせる幸せが実感できるよう、「官民連携」「市民共創」の観点も踏まえ、地域福祉を推進してまいりますので、市民の皆様には積極的な御参画をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました泉大津市地域福祉計画・泉大津市地域福祉活動計画策定委員会の委員をはじめ、市民福祉意識調査や地区福祉懇談会などに御協力をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

泉大津市長 南出 賢一

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などの進行により、家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互のつながりが希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざすためには、行政・地域住民・福祉関係団体・ボランティアなどによる地域の福祉活動を進めることが、これまで以上に重要となっています。

また、福祉課題は、以前から多様化、潜在化、複雑化が叫ばれて参りましたが、現在におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応に象徴されるように新しい課題が続出し、新たな感染症が発生する可能性や世界情勢の不安定さから、住民の不安が広がりをみせています。

このような社会情勢等を念頭に置いて地域福祉を推進するために、過去の計画の実績と検証、そして市民福祉意識調査及び各地区のワークショップなどの意見を踏まえて、今般、ここに新たな泉大津市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。

福祉は、今の問題だけでなく、将来や次世代においても安心と幸せを実感できるものでなければなりません。地域の一人一人の声を聴き、現存する課題と向き合っていくことが大切です。

計画の内容も時代の流れや地域性によって異なるものです。本計画の策定にあたり、「泉大津市の独自性を活かした計画」、「市民の声による計画」、「地域性のある計画」及び「計画の具現化とチェック」が重要で、地域福祉の主体は、その地域に生活されている住民の皆様です。このことから、本計画について多く市民の方々に関心を持っていただくとともに、計画の実現に向けてのご協力及びその進捗状況をご確認いただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただいた地域福祉活動計画策定委員、市民福祉意識調査及び各地区のワークショップ等にご協力いただいた皆様、並びに貴重なご意見をお寄せいただいた皆様方に心から厚く御礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会
会長 高寺 壽



目次

第1章 総説	1
第1節 計画にあたって	1
第2節 地域福祉を取り巻く社会潮流	6
第2章 本市を取り巻く状況	12
第1節 本市の現況	12
第2節 地域福祉計画・地域福祉活動計画のこれまでの取組	19
第3節 地区別ワークショップからの声	28
第4節 自殺対策計画のこれまでの取組	29
第5節 今後の方向性まとめ	32
第3章 計画の理念と目標	33
第1節 基本理念	33
第2節 重点課題について	34
第3節 本計画のめざす考え方	35
第4章 施策の展開	36
地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本方針	36
基本方針1 地域の未来を支えるひとづくり	38
基本方針2 感謝と笑顔がある地域づくり	45
基本方針3 地域共生社会を実現する仕組みづくり	57
自殺対策計画の基本施策と重点施策	67
基本施策1 オール泉大津で推進する自殺対策	69
基本施策2 早期に気づき、対応できる支援者づくり	71
基本施策3 市民一人一人の気づきと見守りを促す	73
基本施策4 心の健康を支援する環境と健康づくりの推進	75
基本施策5 社会全体の自殺リスクを低下させる	78
基本施策6 子ども・若者の自殺対策の推進	80
重点施策1 高齢者対策	82
重点施策2 生活困窮者対策	85
重点施策3 勤務・経営問題対策	88
第5章 計画の進捗管理	93
第1節 計画の進捗管理・点検	93
第2節 計画の推進体制	94
第3節 大阪府や国との連携の強化	95

資料編	96
第1節 統計資料	96
第2節 各種調査概要・結果	106
第3節 推進委員会規則及び設置要綱	130
第4節 推進委員会委員名簿	134
第5節 計画策定の経過	135
第6節 用語解説	136
第7節 地区福祉活動計画	141

第1章 総説

第1節 | 計画にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域での地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。

また、老老介護、認認介護、ひきこもり、虐待、子どもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきています。社会の変化から、社会生活において孤独を覚える、または孤立していることにより心身に有害な影響を受けている人も存在し、こうした状況を踏まえ、国では孤独・孤立対策推進法が公布されています。合わせて、生きづらさを抱える罪を犯した人等を地域社会で孤立させないための取組も必要となっており、誰もが安心して地域生活を送るため、再犯者の減少に向けた取組も必要となっています。

こうした時代の変化のなかでいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、全ての人が人としてお互いを尊重し、助け合い、支え合いながら自分らしく健康で暮らせる地域社会の実現が求められています。

泉大津市（以下「本市」という。）では、平成20（2008）年3月に策定した「第2次泉大津市地域福祉計画において、「8万人の家族の絆～ぬくもりの手と手をつなぎ 共に支えあえる社会～」を基本理念として地域福祉を推進してきました。合わせて、市民の健康に対する意識も向上してきたことを踏まえ、本市では令和4（2022）年12月にヘルスリテラシーの向上と健康寿命の延伸、生活の質の向上をめざした泉大津市健康づくり推進条例を制定しました。

今回策定する「第5次泉大津市地域福祉計画」・「第4次泉大津市地域福祉活動計画」は行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理し、健康づくりの視点も取り入れた福祉の総合的な計画として、一体的に策定します。

(2)自殺対策計画

自殺対策基本法の施行（平成 18（2006）年）以来、自殺は、個人の問題ではなく、社会的な問題と認識されるようになりました。自殺は精神保健上の問題だけでなく、複雑なプロセスで起きていて、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など平均 4 つの要因があるともいわれており、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で取り組むべきであるとされています。

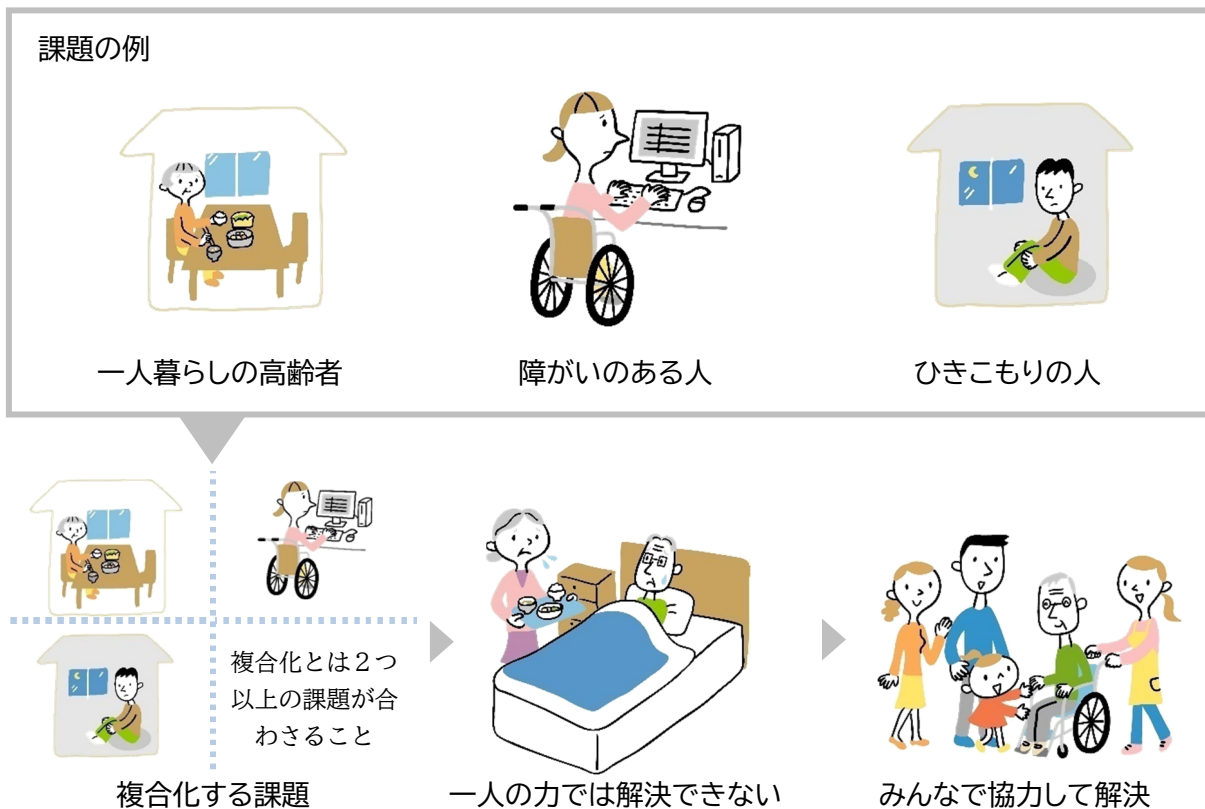
また、全国の自殺者数は減少傾向となっていました。コロナ禍において女性や若い世代の自殺が増加し、社会問題として注目されています。そのような中、自殺対策の指針として令和 4（2022）年 10 月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、重点施策として新たに女性の自殺対策の推進が掲げられました。

本市では、「いのちつなげるこころプラン【泉大津市自殺対策計画】」を平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度の 5 年間で計画期間とし、これまで自殺予防の啓発活動を中心に、市民・関係団体・行政などで取組を推進してきました。

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくために、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりをすすめる地域共生社会の実現に向けた取組は、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、地域福祉と自殺対策は共通する部分が多く、両施策を一体的に行うことが重要であるため、「地域共生社会の実現」に向けて、同じ理念を持つ計画である「地域福祉計画」と一体的に策定します。

2. 地域福祉とは

子どもから高齢者まで、障がいの有無などにかかわらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという、全ての人の願いを実現するための考えや取組のことをいいます。その実現のために、困りごとの解決に向け、地域のみinnで考え、協力しながら取り組みます。



地域には困っている人がたくさんいます。
最近では、2つ以上の困りごとを抱えた複合課題も問題となっています。



行政だけでは全ての困りごとには対応できません。
地域のみinnで困っている人を支えることを地域福祉といいます。



おづみん：泉大津市のキャラクター、泉大津市に関連した内容を話しています。



ハートちゃん：泉大津市社会福祉協議会のキャラクター、社会福祉協議会に関連した内容を話しています。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

計画名	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
地域福祉計画	第4次計画						第5次計画※自殺対策計画内包					
	自殺対策計画											
地域福祉活動計画	第3次計画						第4次計画					

今回の計画から地域福祉計画に「いのちつなげるこころプラン【泉大津市自殺対策計画】」を内包することになりました。



地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間は福祉に関連する計画とほぼ同時期に策定できるよう6年間としています。

4. 計画の位置づけ

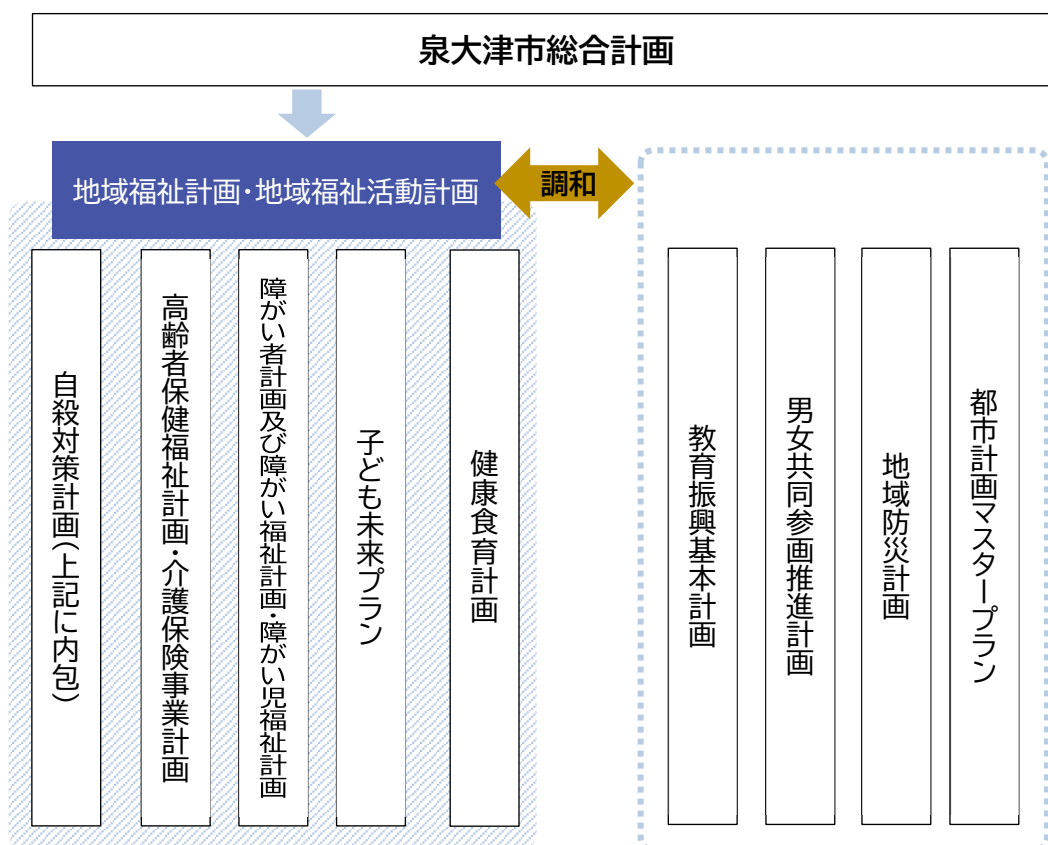
(1) 法的根拠

- 社会福祉法第107条に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」
- 社会福祉法第109条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」
- 自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

(2)他計画との関係

本計画は、泉大津市総合計画を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども未来プラン」などの個別保健福祉計画の理念の上位に立つ計画であり、共通して取り組むべき事項などをとらえ、横断的に地域福祉を推進するための計画です。

また、本市では泉大津市健康づくり推進条例が制定されていることから、健康づくりの視点も取り入れ、計画を推進します。



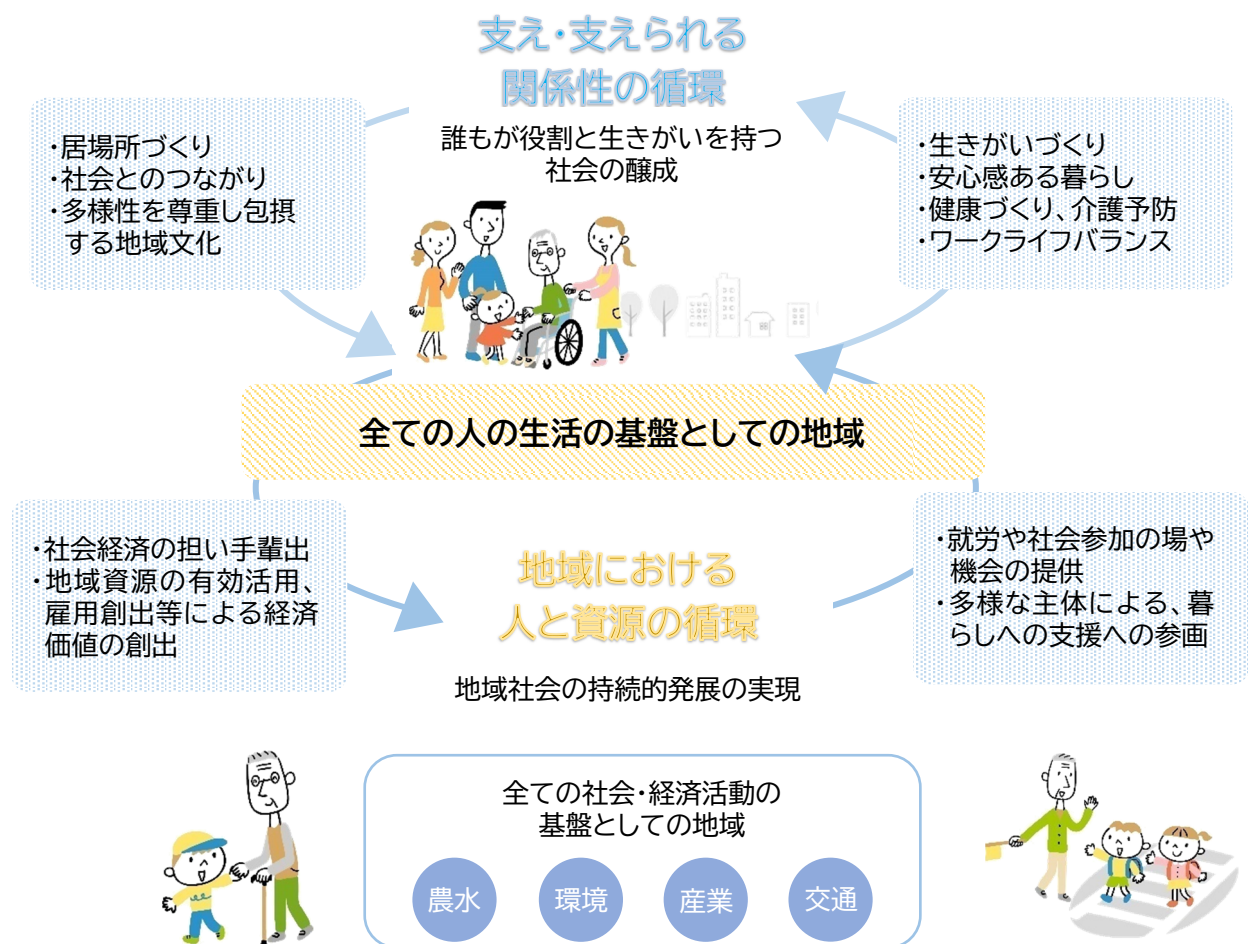
第2節 | 地域福祉を取り巻く社会潮流

1. 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人一人の生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

◆「地域共生社会」のイメージ



資料:厚生労働省広報誌「厚生労働」令和3(2021)年4月号を参照

2. 地域福祉をめぐる法令・国の動向

社会福祉法の改正とともに、コロナ禍における孤独・孤立問題への対応など、制度改正やアフターコロナも見据えた対策を検討していくことも必要となっています。

地域福祉計画策定 ガイドライン

平成 29 (2017) 年に作成された計画書作成の手引きにあたるもので、当ガイドライン及び社会福祉法第 107 条を参照して策定する必要があります。

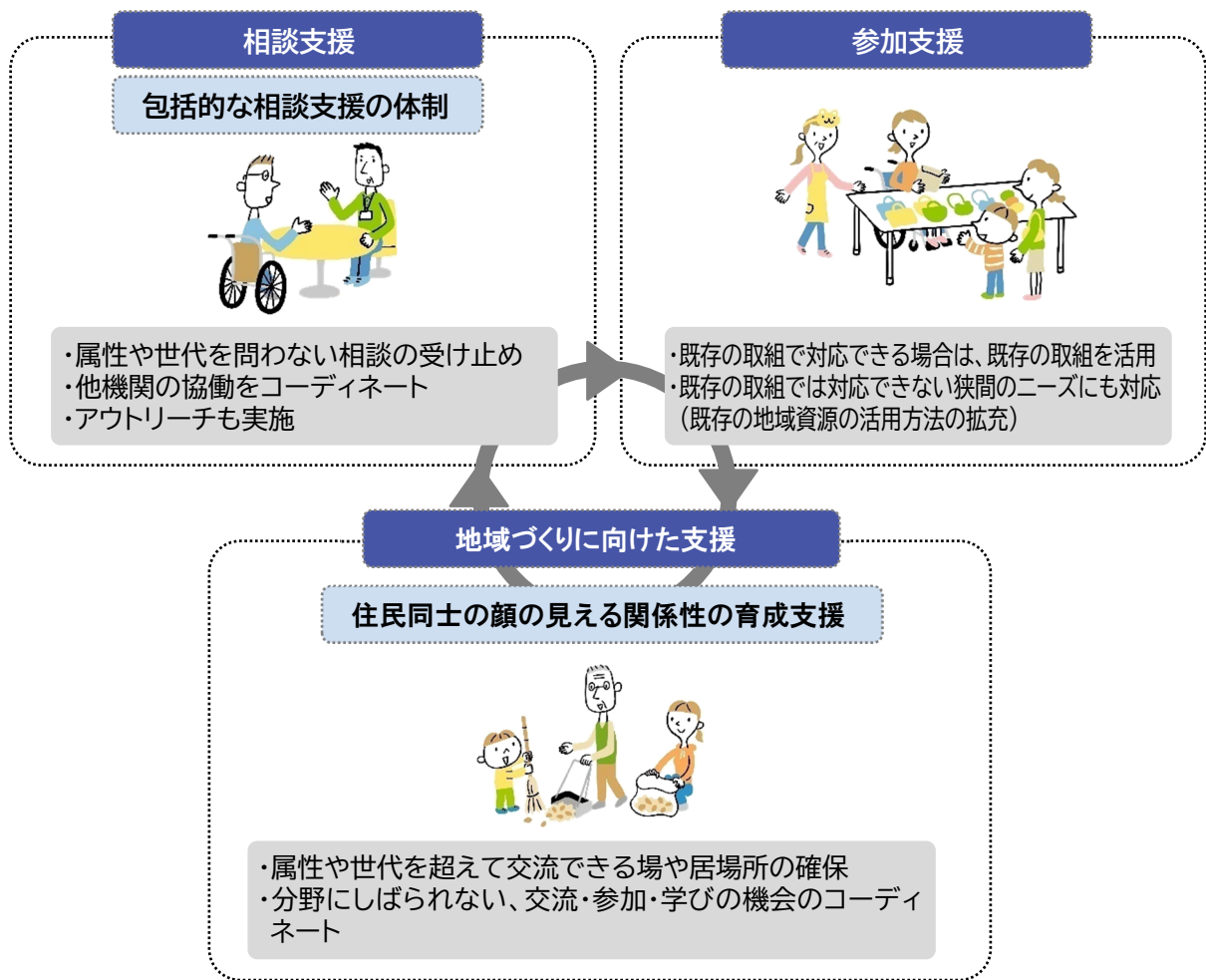
重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う、手上げ方式による新規の任意事業です。

◆地域共生社会の実現に向けた主な動き

平成 27 (2015)年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制(新しい地域包括支援体制)が必要と提示
平成 28 (2016)年	「再犯の防止等の推進に関する法律」公布	再犯の防止等に関する施策に関し基本理念を定める
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成 29 (2017)年	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(社会福祉法の一部改正)」公布	包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加
	地域福祉計画策定ガイドライン	計画策定の留意すべき事項や盛り込む視点等を明示
令和元 (2019)年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的な支援体制の構築を推進するために市町村で取り組むべき事業が提案
令和2 (2020)年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設

◆重層的支援体制整備事業の概要(イメージ)



重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会とのつながりをつくるための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る

3. 自殺対策をめぐる法令・国の動向

(1) 国の動向

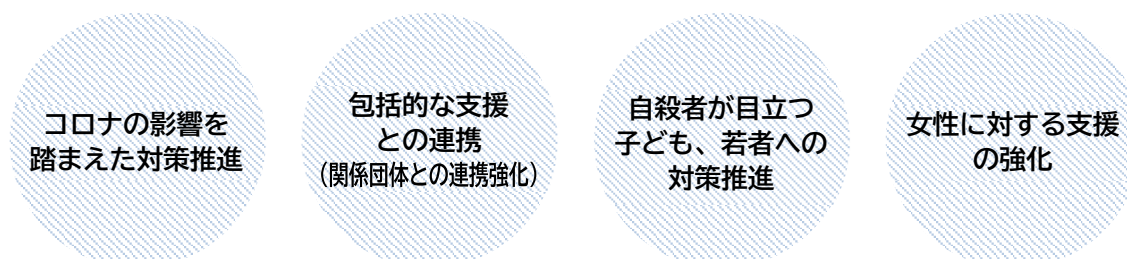
自殺対策にあたっては、新たな自殺総合対策大綱が令和4（2022）年10月に提示され、大綱に基づいた計画策定が求められています。

自殺総合 対策大綱 令和4（2022）年10月	【新たな大綱のポイント】 (1) 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化 (2) 女性に対する支援の強化 (3) 地域自殺対策の取組強化 (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化
孤独・孤立対策 令和3（2021）年12月	【基本方針】 (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする (2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う (4) 対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
子供・若者育成 支援推進大綱 令和3（2021）年4月	・困難を有する子ども・若者やその家族の支援として、自殺を防ぐ体制の充実、自殺防止対策の情報発信の強化を行うとしている
地域福祉計画策定 ガイドライン	・市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方」が示されている

(2) 求められる視点

自殺対策では、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、社会全体の自殺リスクの低下が求められており、令和4（2022）年10月の大綱見直しにおいては、新たに次の視点が追加されました。

生きることの支援から前向きに生きることの後押しへ



4. その他関連する動向

(1)SDGsとの関係性

SDGs（持続可能な開発目標エスディー・ジーズ）は、平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された令和 12(2030) 年までに先進国を含む国際社会全体で達成をめざす 17 の国際目標です。

国は平成 28（2016）年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

	目標1〈貧困〉 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2〈飢餓〉 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3〈保健〉 あらゆる年齢の人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4〈教育〉 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5〈ジェンダー〉 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6〈水・衛生〉 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7〈エネルギー〉 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8〈経済成長と雇用〉 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標9〈インフラ、産業化、イノベーション〉 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10〈不平等〉 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11〈持続可能な都市〉 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12〈持続可能な消費と生産〉 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13〈気候変動〉 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14〈海洋資源〉 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15〈陸上資源〉 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物の多様性の損失を阻止する		目標16〈平和〉 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17〈実施手段〉 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

(2)各福祉分野の動向



介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していく必要があります。



障がい者福祉

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の一部改正により、高齢の障がいのある人が介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（改正障害者差別解消法）」が施行され「合理的配慮」の提供が義務付けられています。



児童福祉・子ども・子育て支援

「子ども・子育て支援新制度」が開始され、質と量の両面から、幼児期の教育・保育の充実が図られています。

近年では、家庭の経済状況や養育環境によらず、全ての子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築をめざした「子どもの貧困対策」が講じられるほか、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」の問題に対し、対策が求められています。



生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法の施行から、生活困窮者に寄り添った包括的支援が様々な分野の関係機関とのつながりのなかで実施されてきました。

「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や居住支援の強化」などが盛り込まれました。合わせて、ひきこもりの状態にある人やその家族に対する相談支援への対応、ひきこもり地域支援センターの連携を強化する方針が示されました。



人権三法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」という差別を解消するための3つの法律が施行されました。この3つの法律は、国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、全ての人の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きることができる「共生社会の実現」をめざし、施行されました。

第2章 本市を取り巻く状況

第1節 | 本市の状況

1. 人口と世帯の状況



人口推計では、令和2（2020）年以降も総人口は減少傾向で推移し、令和22（2040）年には60,000人に近くなることが見込まれています。

◆人口推移

総人口

75,091 人

平成12(2000)年



年少人口
12,494 人



生産年齢人口
52,195 人



高齢者人口
10,374 人

総人口

74,412 人

令和2(2020)年

年少人口
8,927人

生産年齢人口
45,189人

高齢者人口
18,939人

総人口

60,249 人

令和22(2040)年

年少人口
6,191 人

生産年齢人口
32,529 人

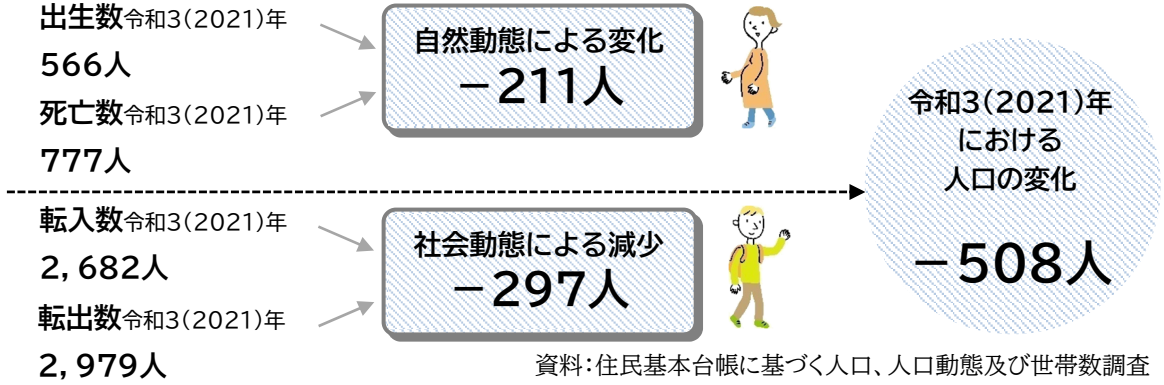
高齢者人口
21,529 人

資料:RESAS／【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計)
※人口には年齢不詳を含むため各年齢階層の合計と必ずしも一致しない



人口減少が進む要因として、死亡者数が出生者数を上回っていることや、転出数が転入数を上回っていることが考えられます。

◆人口動態



世帯状況をみると、核家族世帯は増減を繰り返していますが、単独世帯は20年間で1.5倍以上となっています。

◆家族構成別世帯数

単独世帯数

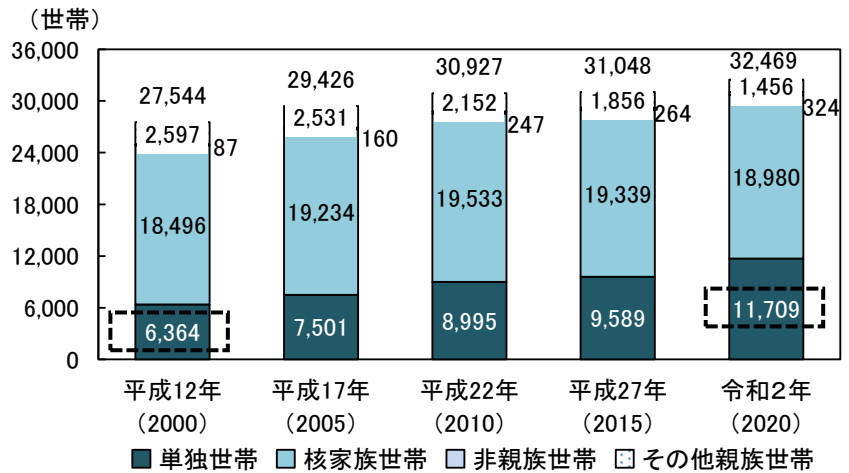
6,364世帯

平成12(2000)年

↓
単独世帯数

11,709世帯

令和2(2020)年



資料:国勢調査(各年10月1日現在) ※一般世帯数



高齢者のいる世帯は、平成12(2000)年以降は増加傾向で推移しており、高齢者単独世帯は2倍以上となっています。

◆高齢者世帯数

単独世帯数

1,851世帯

平成12(2000)年



単独世帯数

4,369世帯

令和2(2020)年



夫婦のみ世帯数

2,104世帯

平成12(2000)年



夫婦のみ世帯数

3,239世帯

令和2(2020)年



資料:国勢調査(各年10月1日現在)※65歳以上

人口と世帯状況から
考えられること

- 少子高齢化が進行し、自然動態(出生数-死亡数)による人口減少が顕著化しています。
- 高齢化の影響から、高齢者のみの世帯が増えており、特に高齢者の単独世帯が増えていることから、孤独・孤立にある世帯の可能性や老老介護などの問題を検討する必要があります。

2. 支援を必要とする人の状況



ひとり親世帯の状況を見ると、平成 22 (2010) 年で 898 世帯と増加傾向にありましたが、平成 22 (2010) 年以降は減少傾向にあります。

◆ひとり親世帯

ひとり親世帯数

532 世帯

平成 12(2000)年



ひとり親世帯数

898 世帯

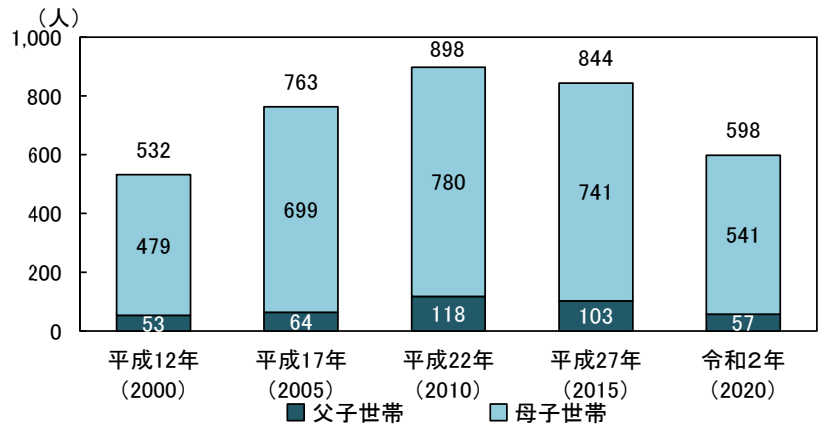
平成 22(2010)年



ひとり親世帯数

598 世帯

令和2(2020)年



資料:国勢調査(各年10月1日現在) ※他の世帯員がいる世帯を含む



障がい者手帳所持者、要支援・要介護認定者ともに、10年間で増加の傾向にあります。

◆手帳所持者と認定者

障がい者手帳所持者

3,650 人

平成 22(2010)年



障がい者手帳所持者

4,689 人

令和2(2020)年



〈共通課題〉
手帳所持者
介護・介助者
の高齢化

要支援・要介護認定者

2,425 人

平成 22(2010)年



要支援・要介護認定者

3,315 人

令和2(2020)年

資料:泉大津市第4次障がい者計画・泉大津市第5次障がい者計画(各年3月31日)

資料:介護保険事業状況報告 月報(各年9月末)

支援を必要とする人の
状況から考えられること

○ひとり親世帯、障がい者手帳所持者、要支援・要介護認定者など、支援を必要とする人が抱える社会的リスクは今後も高まると考えられます。

3. 自殺死亡者の状況



自殺死亡者数をみると、令和2（2020）年では17人と、前年より増加がみられましたが、令和3（2021）年は減少し、13人となっています。

◆自殺死亡数と率の推移

自殺死亡数

10人

平成29(2017)年



自殺死亡数

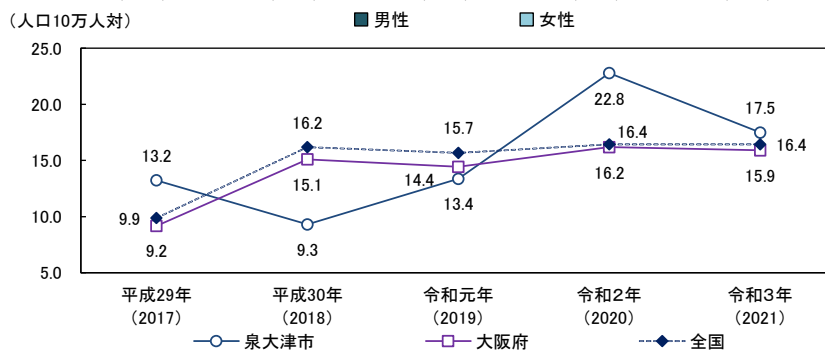
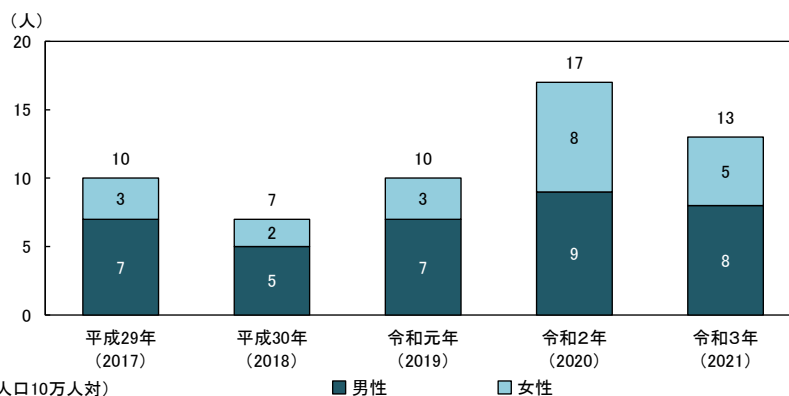
13人

令和3(2021)年



全国的に女性・

小中高生が増えている



自殺死亡数の内訳をみると、男性の方が多くことがわかります。しかしながら、コロナ禍の影響により、全国的に女性や小中高生の自殺者が増えています。



泉大津市の自殺者の傾向をみると年代別では「40歳代」、男女別では、「男性」が多く、職業は「無職」70.2%、「被雇用・勤め人」22.8%、原因・動機別では、「健康問題」や「家庭問題」が多くなっています。

◆自殺者の傾向(平成29(2017)年から令和3(2021)年の5年間)



40歳代

男性が多い

〈同居人の有無〉

男性の場合、同居人有が61.1%、同居人無が38.9%

〈場所〉

「自宅」が64.9%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4. 地域福祉活動の状況

本市における主な地域活動の現状は以下のとおりです。

自治会

住んでいる地域をよりよくすること、地域を共同で管理・運営することを目的とした住民運営の組織です。

地域の安全・防犯、環境美化など、地域の特性を活かした独自の取組が行われています。

自治会数

86組織

令和5(2023)年度



民生委員・児童委員

支援を必要とする人の立場に立って相談に応じ、必要な支援につなげていく役割を担っています。

それぞれ担当地区を持っており、地域住民にとって身近な相談先のひとつです。

民生委員・児童委員数

117人

令和5(2023)年度



コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域を基盤として活動し、これまでの法制度では十分に対応できない困りごとを抱える人に寄り添いながら、地域の生活課題の解決に向け、地域住民と一緒に支え合いの仕組みづくりに取り組む専門職です。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

5人

令和5(2023)年度



社会福祉協議会

社会福祉法に基づく「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、誰もが安心して暮らせる支え合いの福祉のまちづくりを市民とともに進めています。行政とは異なる民間組織として、市民と活動団体、専門職、行政などとの間をつなぐ役割を担っています。

個人会員数

468人

令和4(2022)年度



地域包括支援センター

「介護保険について教えてほしい」「どんな福祉サービスがあるのか知りたい」などの相談を受けるほか、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、本人と家族を様々な取組で支える機関です。

地域包括支援センター

1か所

令和5(2023)年度



生活支援コーディネーター

地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役です。地域の特性や困りごとを把握し、支え合い活動に参加する人を増やしたり、支援を必要とする人と支援の取組とのマッチングを行ったりしています。

生活支援コーディネーター数

2人

令和5(2023)年度



社会福祉協議会を中心に、それぞれの機関と連携を図り、情報交換や研修会の実施、セミナーの実施等を行っています。



自治会加入率 (平成 24 (2012) 年)
59.8%



自治会加入率 (令和5(2023)年)
48.7%

〈自治会加入率〉

自治会加入率は、平成 24 (2012) 年で 59.8%でしたが、令和 5 (2023) 年時点で 48.7%と減少傾向にあります。

老人クラブ会員数 (平成 24(2012)年)
5, 976人



老人クラブ会員数 (令和5(2023)年)
4, 690人

〈老人クラブ会員〉

老人クラブ会員は、平成 24 (2012) 年で 5,976 人でしたが、令和 5 (2023) 年時点で 4,690 人と減少傾向にあります。



〈地区福祉委員〉

地区福祉委員は、平成 24 (2012) 年で 313 人でしたが、令和 5 (2023) 年時点で 280 人と減少傾向にあります

地区で重要な役割を果たす福祉委員の確保が今後の課題となります。

地区福祉委員数 (平成 24(2012)年)
313人



地区福祉委員数 (令和5(2023)年)
280人



第2節 | 地域福祉計画・地域福祉活動計画のこれまでの取組

第4次泉大津市地域福祉計画・第3次泉大津市地域福祉活動計画では「8万人の家族の絆～ぬくもりの手と手をつなぎ共に支えあえる社会～」を基本理念に、4つの基本目標を設定し、基本理念の実現に向けて取り組んできました。

- 基本目標1 福祉の意識づくり、人づくり
- 基本目標2 地域のつながりづくり、ネットワークづくり
- 基本目標3 福祉サービスにつながるまちづくり
- 基本目標4 安全・安心のまちづくり

以下、アンケート調査、福祉団体ヒアリング、施策評価の結果を目標ごとにまとめています。



市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に抽出した2,000人を対象に、地域との関わりや福祉に関する意識などについてお聞きしました。927件（内133件はWEBによる回答）の回答がありました。



市内の福祉関係団体や事業者を対象に、地域との関わりや福祉に関する意識などについて、12団体のご意見をお聞きしました。



第4次泉大津市地域福祉計画・第3次泉大津市地域福祉活動計画に記載のある施策や取組内容の進捗確認と今後の方向性について検証しました。

基本目標1 福祉の意識づくり、人づくり

取組項目

(1)福祉意識の向上

- 市 地域における福祉教育の推進／体験学習・交流活動の充実
- 社協 多世代への福祉の意識づくり

(2)福祉人材の育成・支援

- 市 専門職などの育成・強化／包括ケア会議の充実
- 社協 専門職の資質向上／包括ケア会議を基本とした、関係機関や団体などの連携強化

(3)ボランティア及び市民活動の育成

- 市 市民活動を行う人材の育成・情報提供／市民公益活動などの支援
- 社協 地域福祉を支える担い手の発掘・育成／ボランティア活動の推進



アンケート調査



ヒアリング



施策評価

地域の支え合いは必要

- アンケート調査によると、地域の課題・問題として、「地域活動の担い手が不足している」が2番目に多くなっています。
- 市民による自主的な助け合い、支え合いの関係については、「必要だと思う」「とても必要を含む」と感じている人は約7割となっています。
- 地域活動やボランティア等の参加は約1割となっています。

人材不足が課題

- 地域活動を行う上で、困っていることは「新しいメンバーが入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」が多くなっています。
- 活動に必要な情報入手は「研修会・会議」が多くなっています。
- 活動を通じて課題に感じることで、「高齢者と若者の世代間交流が少ない」、「地域の人同士の交流は少ない」があげられています。

さらなる取組の継続が必要

- 福祉教育の推進、体験活動の実施など、今後も福祉分野における重要な位置づけとして継続する必要があります。
- 専門職の育成・強化等については、福祉課題の複合化が進むなかで、今後より一層の連携強化や資質向上を図る必要があります。
- ボランティア及び市民活動の育成については、補助制度の活用や自治会との連携により実施できた取組が多くなっています。

取組については実施できているものが増えていますが、アンケート調査結果、ヒアリング結果を踏まえると、さらなる充実が求められています。



福祉課題の複合化が進むなかで、今後さらに地域や専門職間等の連携強化の必要があります。ボランティア活動等については、補助制度の活用などに取り組めたなかで、社会情勢の変化からより一層の充実が求められています。

アンケートから

隣近所での付き合いや交流が少ないことや地域活動の担い手が不足している

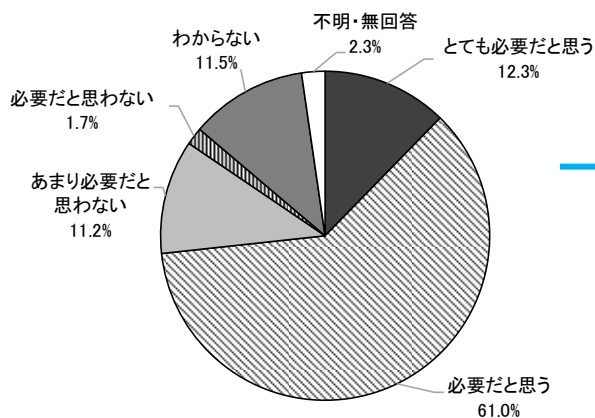
住んでいる地域ではどのような課題・問題があると感じるかについては、「隣近所での付き合いや交流が少ない」が23.3%、「地域活動の担い手が不足している」が21.0%、「生活マナーが悪い(ゴミ、騒音問題等)」が20.1%となっています。※「特にない」をのぞく

住んでいる地域ではどのような課題・問題があると感じるか

- NO.1 隣近所での付き合いや交流が少ない
- NO.2 地域活動の担い手が不足している
- NO.3 生活マナーが悪い(ゴミ、騒音問題等)



市民による自主的な助け合い、支え合いの関係が必要だと思うか



市民による自主的な助け合い、支え合いは必要

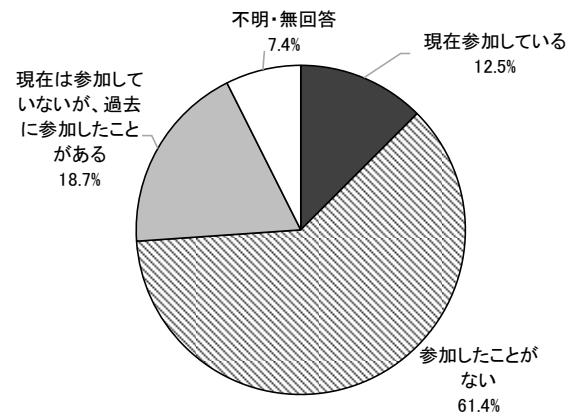
市民による自主的な助け合い、支え合いについては、「とても必要だと思う」が12.3%、「必要だと思う」が61.0%となっています。



地域活動やボランティア等に参加しているのは約1割

地域活動やボランティア・NPO活動などに参加しているかについては、「現在参加している」が12.5%、「参加したことがない」が61.4%、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」が18.7%となっています。

地域活動やボランティア・NPO活動などに参加しているか



基本目標2 地域のつながりづくり、ネットワークづくり

取組項目

(1)小地域ネットワーク活動の推進

- 市 見守りの活性化／支援を必要とする人の把握と共有／小地域ネットワーク活動の支援
- 社協 つながりの再構築／支援を必要とする人の早期発見と早期対応できる体制づくり

(2)各種団体の活動の促進と連携の強化

- 市 団体などへの支援／団体などの連携強化、情報の共有
- 社協 社会福祉協議会のネットワーク機能を生かした団体への後方的支援／地域で活動する団体への支援

(3)活動の場、拠点づくり

- 市 活動の場、拠点づくり
- 社協 地域活動の拠点づくり



アンケート調査



ヒアリング



施策評価

地域の希薄化が進行

- アンケート調査によると、ご近所との付き合いは、「あいさつをする程度」が約半数となっています。
- 地域の人々が互いに支え合い、助け合っていると感じるかでは、「感じている」が約4割、「感じていない」が約半数となっています。
- ご近所との付き合いには満足している人は約7割となっています。

他団体との連携等はある

- 他団体や機関等との交流や連携、協力関係は、社会福祉協議会を中心に、団体同士での連携や協力関係ができています。
- 今後の活動では、自治会や学校との連携強化をあげる団体が多くなっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動に制限があり、慣例的な行事が中止になることにより、普段からのつながりがなくなるケースもありました。

居場所づくりの推進

- 小地域ネットワーク活動の推進では、高齢者の見守り協定や地区会議の開催により、地域の実情や課題の把握等、情報共有ができています。
- 居場所づくりに関しては、民間団体に補助金を交付するなど、取組は実施できています。

高齢化、地域の希薄化が進む中、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加など地域の課題は複雑化しており、ますます地域での支え合いの仕組みが必要となっています。



地域課題の複雑化により、地域の実情を把握するための情報共有の必要性はますます重要となっています。

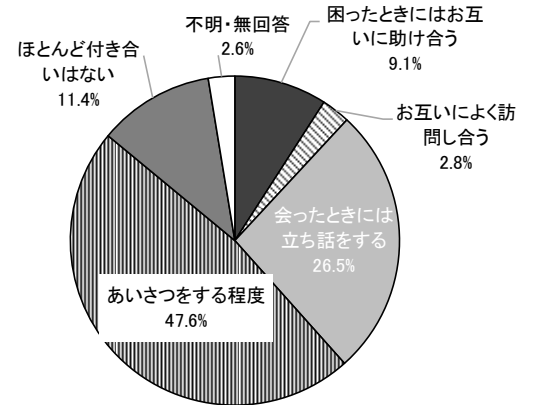
アンケートから

隣近所での付き合いはあいさつ程度が多い

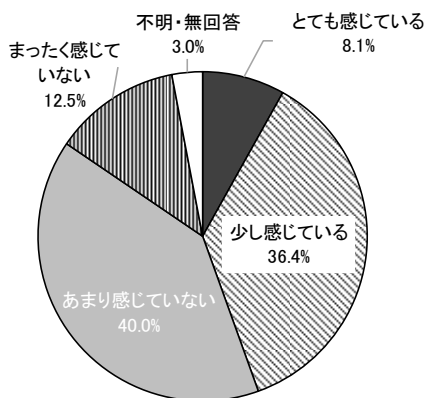
隣近所での付き合いは「あいさつをする程度」が47.6%、「会ったときには立ち話をする」が26.5%となっています。「ほとんど付き合いはない」は11.4%となっています。



ご近所との付き合いはどの程度か



地域の人々がお互いに支え合い、助け合っていると感じるか



お互いに支え合い、助け合いは実感していない

地域の人々がお互いに支え合い、助け合っていると感じるかについては、「あまり感じていない」が40.0%、「少し感じている」が36.4%となっています。「まったく感じていない」の12.5%を合わせると約半数の人が感じていないと回答しています。

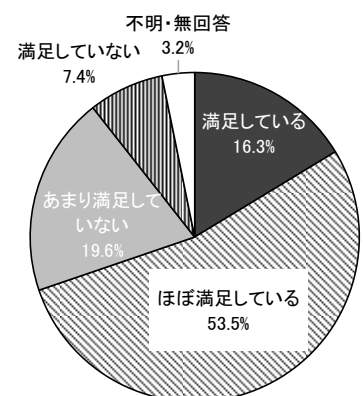


ご近所とのお付き合いに満足

ご近所とのお付き合いに満足しているかについては、「ほぼ満足している」が53.5%、「あまり満足していない」が19.6%となっています。現状、満足している人が多くなっているなかで、満足していない人も一定数います。



ご近所とのお付き合いに満足しているか



基本目標3 福祉サービスにつながるまちづくり

取組項目

(1)総合的な相談支援・情報提供体制の充実

- 市 包括的な相談支援体制の整備／各種媒体を活用した情報提供の充実
- 社協 多機関が連携した相談支援体制の充実／各種相談窓口の周知・啓発

(2)福祉サービスの提供と質の向上

- 市 各種福祉サービスの提供／福祉サービスの質の向上
- 社協 社会福祉協議会サービスの充実と提供／社会福祉協議会組織・財政基盤の充実強化

(3)権利擁護の推進

- 市 権利擁護体制の整備／虐待防止、早期発見ネットワークづくりの推進／DV防止対策の推進
- 社協 社会福祉協議会の強みを生かした権利擁護事業の推進

(4)生活困窮者への支援と体制づくり

- 市 生活困窮者などへの支援及び自立促進／子どもの貧困問題への対応
- 社協 市民生活応援窓口の体制整備／制度の狭間の課題に対する支援



アンケート調査



ヒアリング



施策評価

事業や機関の認知度はあがる

- アンケート調査によると、情報入手先をみると「市の広報紙やホームページから」が多くなっています。
- 地域の活動している人の認知度については、「民生委員・児童委員」の認知度が高まっています。
- 権利擁護の仕組みについての認知度は、日常生活自立支援事業や成年後見制度を中心に認知度が高まっています。
- 不安や悩みについて相談する先として、「家族・親族」、「友人・知人」が多くなっています。

地域の状況把握が大事

- 地域での支え合いや孤独死・孤立死の防止等のために、個人情報共有することについてどう思うかについては「必要であれば共有してもよい」が多くなっています。
- 地域での暮らしをより豊かにするため、どのようなことが必要かについては「支援が必要な人の把握と適切な支援」、「地域のネットワークづくり、見守り体制の整備」が多くなっています。

支援が必要な人へのアプローチ

- 市民生活応援窓口の充実やCSWの配置促進事業など総合的な相談支援体制づくりは進んでいます。
- 福祉サービスの提供については、分野別計画に基づき、質の向上に努めています。

福祉課題の複雑化から支援を必要とする人が多くなっており、今後はより包括的な体制づくりを推進する必要があります。



支援を必要とするケースを把握することで急な相談が発生することもあり、柔軟な相談支援ができる体制づくりが必要となっています。

アンケートから

情報は市の広報紙やホームページから入手している人が多い

住んでいる地域の行事や活動などの情報はどこから入手しているかについて、「市の広報紙やホームページから」が60.0%、「家族から」が23.3%、「近所の人から」が18.2%となっています。



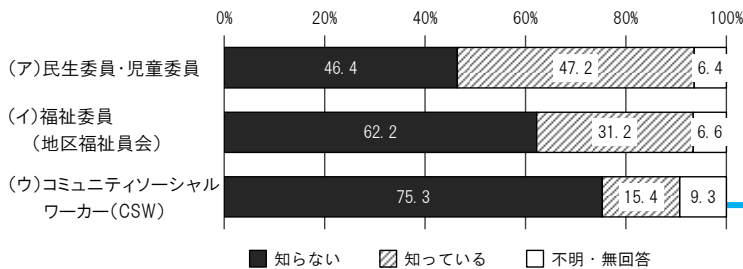
住んでいる地域の行事や活動などの情報はどこから入手しているか

NO.1 市の広報紙やホームページから

NO.2 家族から

NO.3 近所の人から

地域で活動している人は知っているか



各項目で認知度の向上がみられる

地域で活動している人は知っているかについて、「民生委員・児童委員」が47.2%、「福祉委員(地区福祉委員会)」が31.2%、「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」が15.4%となっています。



家族・親族の身近な存在に相談することが多い

不安や悩みがある人が相談する先として、「家族・親族」が74.1%、「友人・知人」が45.8%、「市役所」が11.0%となっています。

身近な相手が相談相手となっていることがわかります。



不安や悩みがある人が相談する先

NO.1 家族・親族

NO.2 友人・知人

NO.3 市役所

基本目標4 安全・安心のまちづくり

取組項目

(1)住みやすい生活環境の整備

市 生活環境の整備

社協 ユニバーサルデザインの普及・啓発活動の推進／地域と民間企業などが協働した福祉サービスの提供

(2)防災・防犯対策の充実

市 防災対策の強化／防犯体制の構築

社協 防災・減災対策の強化



アンケート調査



ヒアリング



施策評価

環境整備は今後も必要

- アンケート調査によると、「泉大津市避難行動要支援者支援制度」を知っているかどうかについては、「知らない」が約8割となっています。
- 地域における災害時の備えとして、「危険な箇所の把握」が約半数となっていることにあわせ、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」も多くなっています。
- 本市のユニバーサルデザインが普及しているかどうかについては、「普及していない」と感じる人は約4割となっています。

他団体との連携等はある

- 地域での暮らしをより豊かにするため、どのようなことが必要かについて、半数の団体で「道路や建物のバリアフリー整備」、「公園や緑地等の自然環境の整備」と回答しています。
- 地域での支え合いや孤独死・孤立死の防止等のために、個人情報共有することについてどう思うかについては「必要であれば共有してもよい」が多くなっています。(再掲)

ユニバーサルデザインの普及が必要

- 生活環境の整備については、ふれあいバスなどの外出支援や住宅改修などの事業を実施しています。
- 総合福祉センターの利便性の向上を図るための取組は、今後必要となっています。
- 防災・防犯について、避難訓練の実施や情報提供体制の構築など実施できている取組が多くなっています。

生活環境の整備をはじめとして、防災・防犯の取組では実施できている取組もあり、今後もさらなる推進が求められています。



総合福祉センターの利便性向上を目的とした取組は今後も検討課題となっています。

アンケートから

「泉大津市避難行動要支援者支援制度」は8割の人が知らないと回答

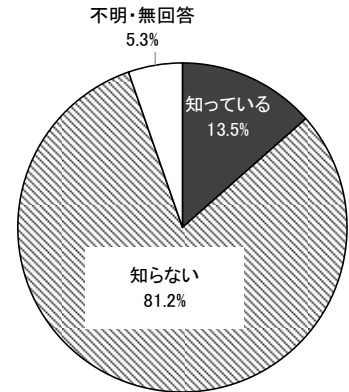
「泉大津市避難行動要支援者支援制度」については、「知らない」が81.2%、「知っている」が13.5%となっています。制度の周知が必要になります。



災害時の備えとして必要な取組

- NO. 1 危険な箇所の把握
- NO. 2 日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い
- NO. 3 地域の災害時に自力で非難することが難しい人の把握

「泉大津市避難行動要支援者支援制度」について知っているか



危険箇所の把握に合わせて、日頃からの付き合いも大事

災害時の備えとして必要な取組では、「危険箇所の把握」が54.6%、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が44.3%、「地域の災害時に自力で非難することが難しい人の把握」が35.5%となっています。

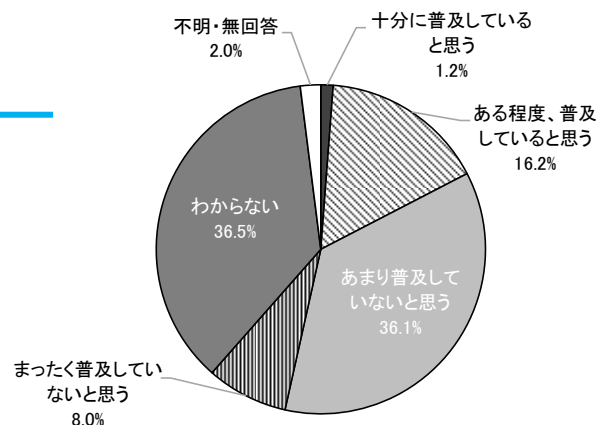


ユニバーサルデザインが普及していないと感じている人が多い

ユニバーサルデザインが普及していると思うかについては、「あまり普及していないと思う」が36.1%、「わからない」が36.5%、「ある程度普及していると思う」が16.2%となっています。



ユニバーサルデザインが普及していると思うか



第3節 | 地区別ワークショップからの声

地域福祉活動計画の策定に向けて、地域住民の意見を反映するためのワークショップを開催しました。ワークショップを通じて出た意見をキーワードとしてまとめています。

自治会活動
の推進



地域の担い手
の確保・育成



地域の交流を深めることが大事

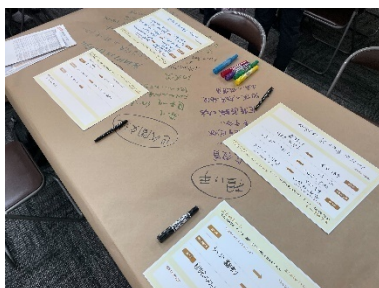
ワークショップで多かった意見は、地域の関係性の変化から交流が少なくなっているということでした。

ご近所での交流、世代間の交流など、地域で支え合うためにはさらなる交流が今後はもっと必要になっているといった意見がありました。

活動するための
情報発信



地域の見守り
活動の推進



市内9地区を対象に実施したワークショップでは、活発な意見が多く、地域をもっと良くしたい思いを地域住民から聞くことができました。

第4節 | 自殺対策計画のこれまでの取組

本市では、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の5年間を計画期間とした「いのちつなげるこころプラン【泉大津市自殺対策計画】」を基に、これまで自殺予防の啓発活動を中心に、市民・関係団体・行政などで取組を推進してきました。

基本施策：国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」を基に設定しています。

重点施策：「地域自殺対策政策パッケージ」において、本市における自殺の現状を踏まえ、重点的に取り組むべきとされた3つの「重点施策」を設定しています。

- 基本施策(1) つむぎ、支えあう地域づくり
- 基本施策(2) 早期に気づき、対応できる支援者づくり
- 基本施策(3) 市民の意識づくり
- 基本施策(4) サポート体制づくり
- 基本施策(5) 児童生徒の生きる支援に向けた対策



- 重点施策(1) 高齢者対策
- 重点施策(2) 生活困窮者対策
- 重点施策(3) 勤務・経営問題対策

基本施策(1) つむぎ、支えあう地域づくり

取組内容

自殺予防対策委員会によるネットワークの拡充

〈実施内容〉

- 自殺予防対策委員会において、計画の進捗確認や啓発活動を行いました。

地域における関係機関・関係団体との連携の強化

〈実施内容〉

- 市民や地域団体、関係行政機関など分野の垣根を越えた推進体制を構築しました。
- 地区福祉委員会に対する指導やネットワーク推進事業等の活動を実施する社会福祉協議会へ補助金を交付しました。

包括的な支援体制づくり化

〈実施内容〉

- 社会福祉協議会及び市内4か所の社会福祉法人にコミュニティソーシャルワーカーを配置しました。
- 援護を必要とする人や関係者からの相談を受け、必要とされる制度へのつなぎを行うとともに、関係機関への連絡・調整を行いました。

基本施策(2) 早期に気づき、対応できる支援者づくり

取組内容

様々な分野における ゲートキーパーの養成

〈実施内容〉

- 市民ボランティアを対象にゲートキーパー養成講座を開催しました。
- 小中学校教職員向けにゲートキーパー養成講座を実施しました。

相談窓口従事者への精神 疾患や依存症の理解の促進

〈実施内容〉

- 相談窓口担当者等が適宜支援者研修を受講しました。

職員・教職員への メンタルヘルス研修

〈実施内容〉

- 職員向けメンタルヘルス研修を年2回実施しました。
- 常勤教職員を対象に、ストレスチェックを実施しました。

基本施策(3) 市民の意識づくり

取組内容

自殺予防対策委員会による 普及啓発の推進

〈実施内容〉

- 自殺予防対策事業としてこころのセルフケア等のラジオ放送を実施しました。
- 自殺予防週間、自殺対策強化月間に、広報紙等で周知しました。
- 自殺予防の標語募集として、市内中学1年生に向けて募集し、選ばれた作品を市内に掲示しました。

講演会・イベントなどを活用した 普及啓発の推進

〈実施内容〉

- 講演会・イベントなどでの普及・啓発として、啓発用クリアファイルやチラシ等を市役所内や関係機関、市民講座で配布しました。

基本施策(4) サポート体制づくり

取組内容

安心できる居場所の提供

〈実施内容〉

- 高齢者の社会参加や生きがいづくり支援として、老人クラブ等に対し、補助金の交付と、介護予防教室を実施しました。
- 障がい福祉サービス・障がい児通所支援などの活用を継続しました。
- 地域子育て支援センター事業、子ども支援プロジェクト事業等を実施しました。

地域における相談体制の整備

〈実施内容〉

- 市民相談事業、法律相談事業等の各種相談事業を実施しました。
- コミュニティソーシャルワーカーを基幹型と市内4か所に配置し、支援が必要な人から相談を受け、必要とされる制度へのつなぎを行うとともに、関係機関への連絡調整を行いました。

基本施策(5) 児童生徒の生きる支援に向けた対策

取組内容

SOSの出し方に関する教育を実施するための連携の強化

〈実施内容〉

- 市内の高校生を対象にした「SOSの出し方に関する教育」、市内小中学校の教職員向けにゲートキーパー養成講座を実施しました。
- 小学4年生～中学3年生の学習用端末に、いじめ防止相談ツール「マモレポ」を配備しました。
- 各中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談業務を行いました。

児童生徒向け自殺予防啓発事業の推進

〈実施内容〉

- 自殺予防の標語募集として、市内中学1年生に向けて募集し、選ばれた作品を市内に掲示しました。
- 全校児童・生徒に教育支援センターでの教育相談を記載した案内文を配布しました。

重点施策

重点施策(1) 高齢者対策

〈包括的な支援のための連携の推進〉

- 地域包括ケアシステムの構築や地域包括支援センター事業として窓口、福祉なんでも相談、認知症・介護相談会を実施しました。

〈地域における要介護者への支援〉

- 居宅介護支援事業所や介護サービス事業所と地域包括支援センターとの情報交換会を開催しました。

〈高齢者の健康不安に対する支援〉

- 保健師、管理栄養士、看護師等による健康相談を随時実施しました。

〈社会参加の強化と孤独・孤立の予防〉

- 独居高齢者等見守り訪問、独居老人等緊急通報装置設置運営事業等、高齢者が孤立しないための事業を実施しました。

重点施策(2) 生活困窮者対策

〈相談支援、人材育成の推進〉

- 生活困窮者からの相談を受け、適切な支援を行いました。
- 相談窓口職員の相談技術や知識の習得のため、生活困窮者従事者研修へ参加しました。

〈居場所づくりや生活支援の充実〉

- 食事や学習支援、団らんの場の提供により地域の居場所づくりに取り組む団体を支援しました。

- 子どもの学習支援事業として中高生を対象とした居場所づくり事業をNPO法人に委託し実施しました。

〈自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動(包括的な支援体制づくり)〉

- 支援調整会議を定期的に開催し、関係機関との連携強化・情報共有に努めました。

重点施策(3) 勤務・経営問題対策

〈職場におけるメンタルヘルス対策の推進〉

- メンタルヘルス対策に関するリーフレットを商工会議所内に設置しました。

〈過労自殺を含む過労死などの防止について〉

- うつ病チェックリスト、相談機関一覧を掲載したクリアファイルを関係機関のイベントや会議等で配布するなど、周知・啓発しました。

〈長時間労働の是正〉

- 過労死等防止啓発月間に広報紙やホームページによる周知・啓発を実施しました。

〈ハラスメント対策〉

- ハラスメント防止対策措置の徹底のため、ハラスメント防止のための情報提供を行うことで周知・啓発を実施しました。

〈経営者に対する相談窓口などの周知・啓発〉

- 経営専門相談の実施を機関紙・ホームページに掲載しました。

第5節 | 今後の方向性まとめ

1. 単独世帯の急増による地域の変化

全国的にも予測を上回る速さで単独世帯が増加しています。本市においても例外ではなく、単独世帯が増加しています。また、今後単独世帯となりうる高齢者のみ世帯も増加傾向にあり、こうした単独世帯の増加は、貧困リスク、社会的に孤立するリスク、要介護となった場合のリスク等、福祉課題の複雑化を招く可能性があります。

アンケート調査結果でも、日頃からの支え合い、助け合いがますます必要ななかで地域の関係性に変化がみられ、今後より一層、日頃からの近所付き合い等が必要となってきます。

今後は、複雑化する課題に対応した体制づくりと、地域でのさらなる交流促進、見守り体制の構築が重要となっています。

2. 人材育成・確保に向けた福祉教育の重要性

将来的に生産年齢人口、いわゆる現役世代は今後も減少すると予測されています。超高齢化社会と労働力不足の深刻化、若者が高齢者を支える、現行の社会保障制度を続けることが困難になるなどの2040年問題が顕著化することが予測されています。

本市においても、アンケート調査、関係団体ヒアリング等において、人材不足が大きな問題となっており、人材の育成と確保の促進は急務となっています。

今後は、元気高齢者による地域活動の参画、小さな雇用の創出や多様な働き方などを含め、分野を超えた人材活用の促進、そして次代の育成のための福祉教育の強化が必要です。

3. 複雑化する課題に対応した包括的体制構築

少子高齢化を起因とした福祉課題の複雑化は、今後ますます顕著化する可能性があります。単独世帯の増加や地域の関係性の変化など、地域で支援を必要とする人が把握しにくくなっています。

アンケート調査の結果では、地域で気になる家庭があるかについては、わからないと回答した人も一定数おり、地域内の状況も把握できていない環境になっている可能性があります。

今後は、地域に支援を必要とする人が、必要な時に支援が受けられるよう日頃からのつながりから専門的な機関へのつながりができるなど、包括的な体制構築をさらに進める必要があります。

第3章 計画の理念と目標

第1節 | 基本理念

いずみおおつの地域の絆

～ぬくもりの 手と手をつなぎ 共に支えあえるまち 泉大津～

本市では「8万人の家族の絆～ぬくもりの 手と手をつなぎ 共に支えあえる社会～」を基本理念に、地域住民一人一人が信頼でつながり、お互いに関心を持ち、助け合いながら、共に生きる地域社会づくりに取り組んできました。

近年、少子高齢化、核家族化、単独世帯化、価値観の多様化などにより、社会的なつながりが希薄化し、地域で助け合い、支え合う関係の強化や、地域生活課題への対応が必要となっています。さらには、大規模な災害や感染症への不安、世界情勢の不安定さも加わり、いつ自分たちの生活が変化するかも予測がつかない状況となっています。

本市の状況をもても、少子高齢化の進行、単独世帯の増加等、さらなる支援を必要とする人が増える一方、その支援が届いていない状況もあります。

地域のあり方は刻々と変化し、ともに話し合い、子どもたちを守り、互いに支え合っていた関係はいつの間にか特別なことへと変化しており、地域の新しいあり方を試行錯誤している状況です。本市に関わる市民・団体・事業者・行政が協働し、連携を深め、相互に支え合う輪を拡げるとともに、市民自らがその輪のなかに参加していく仕組みづくりを進めることで、地域の絆がさらに深まると考えられます。

第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地域福祉活動計画においては、よりわかりやすく主体性のある地域づくりに向け、市民の地域福祉に対する意識と関心の向上や、地域のつながり・助け合い・支え合いの強化、市民・団体・事業者・行政のネットワークの推進に取り組むことで、より強固な「いずみおおつの地域の絆」を深めていきます。



第2節 | 重点課題について

先述の「今後の方向性まとめ」を踏まえて、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応し、重層的支援体制を構築するため、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を3つの重点課題として、一体的に実施し、支援が必要な人に支援が行き届くよう取り組みます。

1. 断らない相談支援

高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各分野で相談窓口があり、それぞれが連携・協働しながら支援を行っています。

また、複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対しては、各支援関係機関における役割等の調整を行い、どんな相談も受ける総合相談体制の構築を進めていきます。

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることのできない人などに対し、支援が届くよう努めていきます。

対象者に関する情報を幅広く収集するため、支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える人の存在に気づき、相談しやすい連携体制の構築を進めていきます。

2. 参加支援

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた個別での支援を行います。

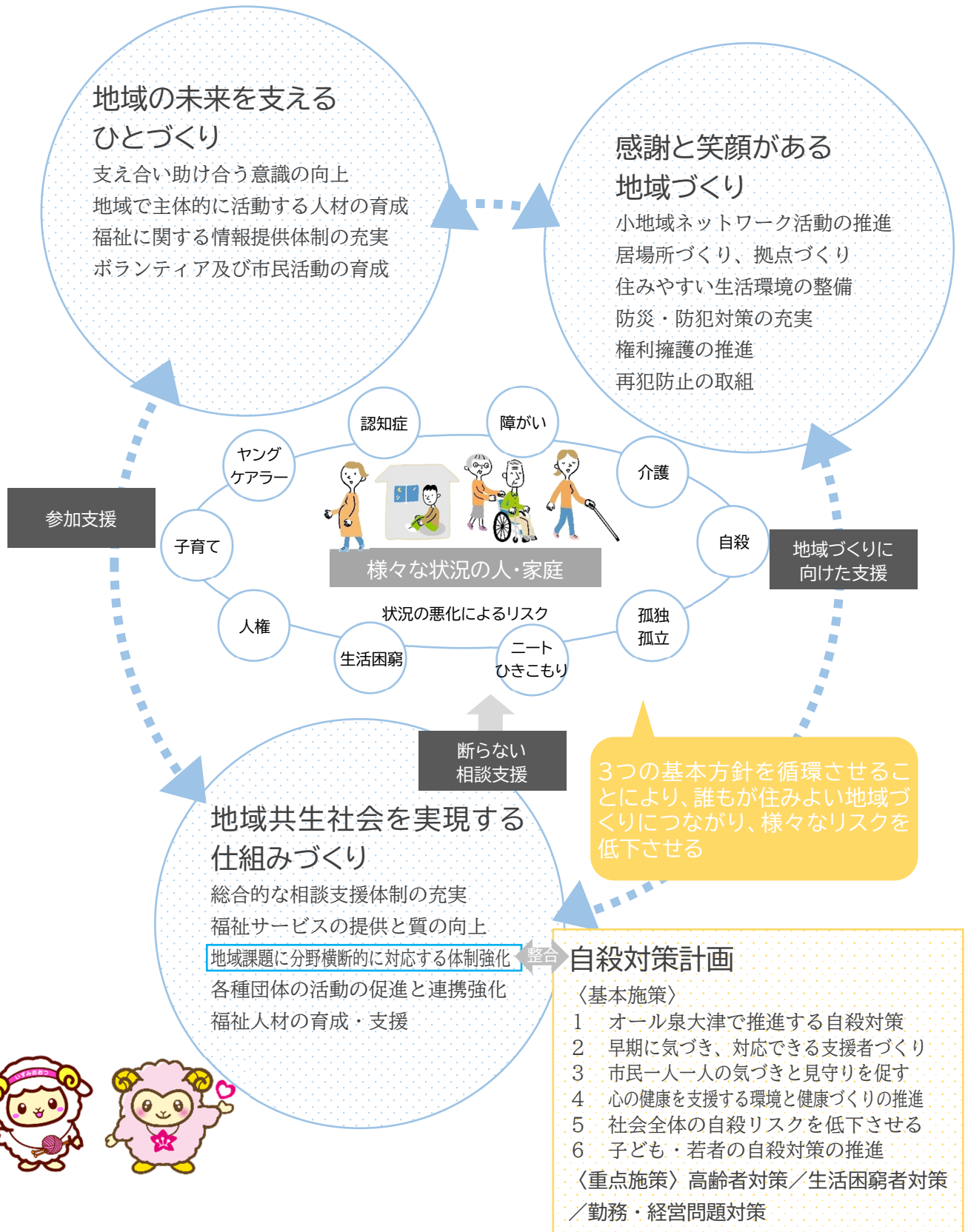
また、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援を実現していきます。

社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

3. 地域づくりに向けた支援

各事業の対象者の居場所を確保した上で、全ての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。また、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、居場所がある、生きがいがある、役割がある、楽しみがある地域をめざして、働きかけを行います。

第3節 | 本計画のめざす考え方



「地域の未来を支えるひとづくり」、「感謝と笑顔がある地域づくり」、「地域共生社会を実現する仕組みづくり」を地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本方針として施策を展開していきます。

第4章 施策の展開

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本方針

基本方針1 地域の未来を支えるひとづくり

地域福祉の担い手は市民一人一人です。担い手の確保・育成はすぐにできるものではなく、福祉教育や地域活動への参加など一つひとつの取組を積み上げることによって形成され、中長期的なビジョンが必要となります。

誰もが活躍できる地域共生社会をめざして、地域の中の「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合い、主体的に地域へと参画する市民意識の醸成を図ります。また、地域活動が盛んなまちをめざして、ボランティアや地域活動団体・自治会といった、地域で活躍する団体の担い手の育成に取り組みます。

基本方針2 感謝と笑顔がある地域づくり

誰もが安全・安心に自分らしく活躍して暮らせる地域の実現に向けては、それを支える地域の場や隣近所のネットワークづくり、環境の整備が必要です。

地域における活躍の場の充実をめざして、普段の交流や地域交流拠点となる場づくりを行うとともに、他分野にわたる地域活動団体の活動支援を図ります。

また、誰もがより安心して暮らせる地域を構築するために、地域のネットワーク強化、地域防災力の強化、都市基盤の整備をめざします。


さらには、課題を抱える人を支える体制の充実に向けた取組を推進します。

基本方針3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

高齢者・障がい者・子どもなどを含む全ての人々が、暮らしと生きがい、地域をともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、分野ごとの縦割りを超えた取組の推進が重要です。制度の狭間にある様々な課題を抱える方を適切な支援へとつなげられる連携体制の充実を図ります。また、複合化する地域課題に対して分野横断的に対応するための体制づくりに努めます。


地域福祉計画・地域福祉活動計画施策体系

〈基本方針〉




地域の未来を支える
ひとづくり

- ### 〈施策〉
- (1) 支え合い助け合う意識の向上
 - (2) 地域で主体的に活動する人材の育成
 - (3) 福祉に関する情報提供体制の充実
 - (4) ボランティア及び市民活動の育成



感謝と笑顔がある
地域づくり

- (1) 小地域ネットワーク活動の推進
- (2) 居場所づくり、拠点づくり
- (3) 住みやすい生活環境の整備
- (4) 防災・防犯対策の充実
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 再犯防止の取組



地域共生社会を実現する
仕組みづくり

- (1) 総合的な相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの提供と質の向上
- (3) 地域課題に分野横断的に対応する体制強化
- (4) 各種団体の活動の促進と連携強化
- (5) 福祉人材の育成・支援

基本方針Ⅰ | 地域の未来を支えるひとづくり

(1) 支え合い助け合う意識の向上

めざす方向性

地域福祉を推進するためには、全ての人が尊重され、尊厳をもって生きることができるよう、お互いに認め合い、一人一人が福祉に関心を持ち、福祉活動を経験することが重要です。地域福祉に関する市民や団体、民間事業者などの意識を醸成するため、福祉教育の充実を図り、福祉活動に関わる人の拡大を図ります。

市民フォーラムなどを活用し、地域福祉の周知・啓発や具体的な福祉活動を経験・理解する機会の提供に努めます。



〈ワークショップ意見〉

○次代を担う人の育成のためにも、福祉教育は必要だという意見が多くなっていました。

取組方針

① 地域における福祉教育の推進 市

地域・企業・学校・家庭などにおいて、地域の多様性への理解や、社会参加の大切さを啓発するとともに、地域福祉に関心を持てるような機会づくりを行います。

具体的な取組内容

- 学校などにおける福祉教育の推進
- 市民講座・フォーラムの開催

② 体験学習・交流活動の充実 市

市民の自発的な福祉活動が展開されるよう福祉の体験学習や行事、スポーツ・レクリエーション活動などの機会を設け、子どもや障がいのある人、高齢者等との交流の場を提供し、福祉の理解の浸透を図ります。

具体的な取組内容

- 福祉の体験活動の充実
- 行事など活動を通して誰もが交流できる場の提供

③ 多様性を認め合う意識の醸成 市

人権尊重の社会づくりを推進するため、講演会等を通して人権意識の高揚を図ります。さらに、身体的な性や自認する性、国籍などに捉われず、誰もが活躍できる地域社会をめざして互いに認め合う意識の醸成に向けた啓発を図ります。

具体的な取組内容

○講演会等の実施による人権啓発の推進

④ 多世代への福祉の意識づくり 社協

地域住民、学校、就学前施設などとの連携により福祉教育を推進します。また、多世代へ地域に関係した情報を周知啓発することで、地域住民による世代間交流を進め、地域に一体感を育み、活気あるまちづくりを推進します。

具体的な取組内容

○地域や学校への福祉教育の推進

○地域における世代間交流の促進

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
小中学校への福祉教育参加人数	人	720	800
福祉のつどい参加人数	人	254	280
世代間交流参加人数	人	155	200

(2)地域で主体的に活動する人材の育成

めざす方向性

地域福祉の裾野を広げ実行力のある地域福祉活動の推進をめざすため、地域活動に参加していない人や元気高齢者等に対して、様々な機会を通じて地域に関心を持ち、積極的に地域に関わることで活気ある地域づくりをめざします。



〈団体ヒアリング調査〉

○地域活動を活性化するためには、新しいメンバーの獲得が課題と感じている団体が多くなっていました。

取組方針

① 地域人材育成のための活動の充実 市

地域活動に参加していない人や元気高齢者等が、講演会や研修会、小さな雇用や多様な働き方等を含め、様々な機会を通じて地域に関心を持ち、積極的に地域に関わることで次代の人材育成・確保に努めます。

具体的な取組内容

- 福祉の体験活動の充実（再掲）
- 行事など活動を通して誰もが交流できる場の提供（再掲）

② 地域福祉を支える担い手の発掘・育成 社協

地域活動へのきっかけづくりとなるボランティア活動を推進し、幅広い層のボランティア活動促進と担い手の掘り起こしに努めます。

具体的な取組内容

- 地域生活課題を解決する人材の育成
- いきいき大学及び各種養成講座の推進
- ボランティア養成講座の推進
- ファミリー・サポート・センターの活動促進

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
ボランティア養成講座参加人数	人	394	1,195
いきいき大学への参加人数	人	327	975

(3)福祉に関する情報提供体制の充実

めざす方向性

地域活動の参加を図るためには、市民への情報提供が重要となります。情報提供については、各種媒体を用いて創意工夫のある発信をめざします。なお、相談に関する個人情報の利用・提供については、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づき、適正に取り扱います。



〈アンケート調査〉

○地域の行事や活動に関する情報入手先として、市の広報紙やホームページと回答した人が多くなっています。

取組方針

① 各種媒体を活用した情報提供の充実 市

誰もが、福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市広報紙やホームページ、公共施設の情報コーナーなどを通して、公的サービスの情報提供の充実を図ります。

具体的な取組内容

- 広報紙・ホームページ等を活用した情報発信
- 様々な媒体を活用した情報発信方法の検討

② 自治会活動の促進 市

自治会に関する情報の提供を通して、自治会の認知度を向上させるとともに災害時や緊急時における地域のつながり等のメリットを伝えることで、自治会の加入促進を図ります。

具体的な取組内容

- 自治会に関する情報提供

③ 健康づくりに関する情報発信 市

泉大津市健康づくり推進条例に基づき、健康づくりに関する情報発信をすることで、未病予防対策等ヘルスリテラシーを高め、健康づくりを推進していく気運の醸成を図ります。

具体的な取組内容

- 未病予防対策等ヘルスリテラシーを高めるための健康づくりに関する情報発信
- 健康づくりの発信拠点の体制整備
- 健康ボランティアの育成

④ 各種相談窓口の周知・啓発 社協

地域住民や関係機関から気軽に相談してもらえる相談窓口をめざし、各種相談窓口の周知・啓発に取り組みます。

具体的な取組内容

〇CSWの個別支援・地域活動の実績を分析した計画的な連携強化の推進

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
全CSW相談件数	件	519	700

(4) ボランティア及び市民活動の育成

めざす方向性

地域福祉の担い手であるボランティアをはじめとした市民活動を行う人材を育成し、地域における活動が自主的かつ継続的に展開されるよう、ボランティア活動などに関する情報提供を行うとともに、自主的に行うまちづくり活動や、そこに市民が参加できる機会や居場所づくりに対し支援を行います。



〈アンケート調査〉

○ボランティア活動等へ参加していない理由として、仕事や家庭などが忙しいことやきっかけがないと回答した人が多くなっています。

取組方針

① 市民活動を行う人材の育成・情報提供 市

ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動などの内容周知や活動の充実、人材の育成に努めます。また、日頃から地域での声かけやあいさつなどの活動を通じて、地域で顔の見える関係が広がるよう啓発していきます。

具体的な取組内容

- あいさつなど身近な地域活動の普及啓発
- 各種ボランティア養成講座の周知
- 地域ボランティア活動の支援
- 地域活動の中心となるリーダー育成の支援

② 市民公益活動などの支援 市

市民活動団体などの活動拠点である市民活動支援センターの機能を高めるほか、団体間同士の連携・ネットワーク化へのコーディネートや公益的な活動への支援を行うなど、市民公益活動などの充実を図ります。

具体的な取組内容

- がんばろう基金、プロボノ活用支援補助金制度を活用した市民活動団体などへの支援
- 市民公益活動などに関するセミナー・研修会の開催
- 市民活動支援センターの機能の充実

③ ボランティア活動の推進 社協

市民活動支援センターと連携し、ボランティアセンター機能の一層の充実を図ります。また、社会福祉協議会広報紙やホームページ、社会福祉協議会掲示板などを通じて、様々なボランティア情報の周知・啓発に努めます。

具体的な取組内容

- ボランティア体験プログラムの充実
- ボランティアサロンなど活動の場の充実

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
ボランティア体験プログラムへの参加人数	人	0	15
ボランティアサロンへの参加人数	人	173	200

基本方針2 | 感謝と笑顔がある地域づくり

(1)小地域ネットワーク活動の推進

めざす方向性

地域住民などと連携し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子育て世帯、障がいのある人、高齢者などの生活実態の把握に努め、地域生活課題を共有し解決に向けた取組を行います。支援の必要な人が地域のなかで孤立することのないよう、また、困った時に地域で気軽に相談できるよう日常の見守りや声かけなどの活動を広げ、市民・団体・関係機関・行政などが協力しながら地域で支え合える仕組みづくりを推進します。



〈ワークショップ意見〉

○地域によって生活課題に差異があるため、地区内の情報共有や情報提供をさらに進める必要があるといった意見がありました。

取組方針

① 見守りの活性化

子どもや障がいのある人、高齢者などに対する日常적인見守り活動として、市民や団体などによる声かけや訪問、電話などによる多様な活動を推進します。

具体的な取組内容

- 高齢者を見守る官民パートナーシップ協定の推進
- 認知症サポーターの養成と活用への取組

② 小地域ネットワーク活動の支援

身近な地域で地域住民が集まり、主体的に地域生活課題を把握して解決に取り組む小地域でのネットワーク活動を支援します。

具体的な取組内容

- 小地域ネットワーク活動への支援

③ つながりの再構築 社協

近所づきあいやつながりを強化していくことは、孤立死や虐待などの防止につながるなど、非常に重要であることから、顔の見える機会をつくるなど、身近な地域でのつながりの強化に取り組みます。

具体的な取組内容

- 地域で活動する各団体の高齢者など見守り活動の支援
- 地域生活課題を解決する人材の育成（再掲）
- 小地域ネットワーク活動地区推進会の運営支援
- 小地域ネットワーク活動の推進支援
- 地域関係団体の情報共有の充実

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
認知症サポーター数（累計）	人	11,559	16,000
友愛訪問の訪問者数	人	11,325	12,500
小地域ネットワーク活動地区推進会参加人数	人	225	250
地域での情報交換会参加人数	人	0	100

(2)居場所づくり、拠点づくり

めざす方向性

地域住民や専門職の話し合いを通じて、地域福祉を実践していくための活動の場や機会、拠点づくりを官民連携・市民共創で進めます。集まった人や団体が交流し情報交換を行い、地域や家庭に還元することで、地域の各活動の活性化につながるとともに、その活動が地域資源の整備に結びつくような仕組みづくりに努めます。

地域のなかで多様な交流の場を増やすため、学校図書室の地域開放や既存施設の有効活用、民間事業者などとの連携を推進します。



〈アンケート調査〉

○地域住民などが集まる交流の場（サロン等）に参加していない人が多く、過去に参加していたが現在は参加していない人もいます。

取組方針

① 居場所づくり 市

孤独・孤立に悩む人や高齢者、障がい者等を誰ひとり取り残さない社会をめざし、人との交流を目的として多様なつながりの場となる居場所づくりや誰もが身近な場所で気軽に集える拠点を官民連携・市民共創で進めます。また、既存施設などを有効活用し、地域の支え合い体制を充実することを目的とした地域活動の拠点を整備します。

具体的な取組内容

- 総合福祉センターの運営
- 「ココフレア」の活用
- 街かどデイハウス支援事業
- 老人集会所の利用方法の見直し
- 学校図書室地域開放事業
- 民間の力を活用した居場所づくり

② 地域活動の拠点づくり 社協

身近な地域で年齢や障がいの有無に関わらず、住民同士が気軽に集える居場所づくりを、各団体や学校と連携しながら推進します。

具体的な取組内容

- 総合福祉センターの利用促進
- ふれあい喫茶の開催
- 移動型の居場所づくりの推進

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
総合福祉センターの利用者数	人	23,166	27,000
ふれあい喫茶参加人数 (地区福祉委員会主催分)	人	1,987	2,200

(3)住みやすい生活環境の整備

めざす方向性

誰もが安全・安心して生活を送ることができるよう、地域住民や民間事業者などと連携し、生活に必要な地域資源の整備を行うとともに、市内の公共施設や道路などにおいてバリアフリー化やユニバーサルデザインを推奨するなど、住環境に配慮したまちづくりを推進します。また、誰もが安心して外出できる移動・交通手段の整備を進めます。



〈アンケート調査〉

○ユニバーサルデザインが普及できているかどうかについては、普及できていないと感じている人が多くなっています。

取組方針

① 生活環境の整備 市

子育て世代や障がいのある人、高齢者など誰もが安心して地域生活を営めるよう、公共施設や道路に加え、店舗や事業所などのバリアフリー化を促進するとともに、移動サービスの支援を行います。また、住環境に配慮を要する人に対しては、安心して住み続けることができるよう、情報提供の整備を行います。

今後新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての市民が利用しやすい生活環境の整備に努めます。

具体的な取組内容

- 障がい者や高齢者に対する住宅改修に関する助成
- 障がい者や高齢者に対する在宅に関する生活支援
- 民間事業者が運営する店舗や事業所などのバリアフリー化に関する助成
- ふれあいバスなど外出支援の手段を検討

② ユニバーサルデザインの普及・啓発活動の推進 社協

子育て世代や、障がいのある人、高齢者など誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、安心して生活を送れるようにユニバーサルデザインに基づく利便性の向上を進めるとともに、適切な利用について市民の理解を深めていきます。

具体的な取組内容

- 総合福祉センターの利便性の向上
- 各種講座やフォーラムを通じた啓発活動の推進

③ 地域と民間企業などが協働した福祉サービスの提供 社協

地域の生活課題を検討し、民間企業などと調整しながら地域資源の整備を行います。

具体的な取組内容

- 買い物支援の推進

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
買い物支援利用者数	人	3,343	3,500

(4)防災・防犯対策の充実

めざす方向性

災害弱者、犯罪弱者といわれる子どもや障がいのある人、高齢者などを災害や犯罪から守るため、全市的な防災・防犯対策を進めます。地域防災計画と連動し、社会福祉施設における災害対策マニュアルや避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進します。



〈アンケート調査〉〈ワークショップ意見〉

○災害時の対応には、日頃からの近所付き合いが大事であるといった意見が多くなっています。

取組方針

① 防災対策の強化 市

警察や消防、医療などの関係機関や市民との連携による緊急時の通報、救護体制を整備します。また、災害時に要配慮者の支援活動を迅速にできるよう「避難行動要支援者名簿」の周知、登録促進に努めます。

地域でのイベントなどを通して支援体制づくりを働きかけ、自主防災の取組を促進し、子どもや障がいのある人、高齢者などの防災意識の向上を図るとともに、ボランティアの活動環境を整備します。

具体的な取組内容

- 避難行動要支援者名簿の周知
- 防災訓練、避難訓練の実施
- 社会福祉協議会との連携推進
- 防災出前講座や防災講演会などの実施

② 防犯体制の構築 市

市民・警察・市などが連携を強化し、地域安全情報の提供や青色防犯パトロールの実施など、協働による地域の安全・安心活動を促進します。また、学校や地域と連携し、地域での見守り体制を強化するとともに、多様な媒体による情報発信・共有を図ります。

具体的な取組内容

- 防災出前講座や防災講演会などの実施
- 消費者センターや警察などと連携した相談体制の整備
- こども 110 番、青色防犯パトロールの実施
- 自治会が行う防犯灯や防犯カメラの設置促進を支援

③ 防災・減災対策の強化 社協

災害などの緊急時に対応できる体制を市民と連携しながら強化を図るとともに、市民・団体への意識づけを進めます。

具体的な取組内容

- 地域のネットワークづくりに向けた防災の講習会の充実
- 職員研修の実施
- 災害ボランティアの拡充
- 災害ボランティアセンターの充実・強化

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
研修会・講習会等参加人数	人	37	45
災害ボランティア登録者数(累計)	人	75	100

(5) 権利擁護の推進

めざす方向性

判断能力が不十分な人や支援を必要とする誰もが、適切に制度やサービスを利用でき、権利が守られ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう権利擁護に関する取組を推進します。

また、子どもや障がいのある人、高齢者への虐待や、DV、自殺などの防止や早期発見・早期対応などに向けた取組を推進します。



〈アンケート調査〉

○地域福祉に関係する権利擁護の仕組みについて、成年後見制度や虐待防止など、名前だけでも知っている人が少しずつ多くなっています。

取組方針

① 権利擁護体制の整備 市

支援を必要とする誰もが、その人らしく生活ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の体制を整備するとともに、制度の普及・啓発を行います。

具体的な取組内容

○権利擁護事業の啓発・支援

② 虐待防止、早期発見ネットワークづくりの推進 市

子どもや障がいのある人、高齢者への虐待を防止するため、虐待防止の普及・啓発を行い、虐待の早期発見・早期対応についての意識を高めます。また、虐待を早期に発見し対応に結びつけるため、情報交換を密にするなど、各分野におけるネットワークの連携の強化をめざします。

具体的な取組内容

- 要保護児童対策地域協議会の活用
- 障がい者虐待の一時保護に係る広域ネットワーク事業との連携
- 相談窓口の周知

③ DV防止対策の推進 市

配偶者等への暴力を社会的な問題として認識し、情報提供や啓発活動、予防教育などの取組を推進します。また、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化、自立のための支援を行います。

具体的な取組内容

- 配偶者等に対する暴力防止に向けた取組の推進
- 相談体制の整備・充実
- 関係機関との連携の強化
- 被害者の自立のための支援

④ 社会福祉協議会の強みを生かした権利擁護事業の推進 社協

認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある人など、判断能力に不安のある人々の困りごとを早期に発見し、適切な支援を行うために、権利擁護の普及啓発と支援体制の充実に取り組めます。

具体的な取組内容

- 権利擁護セミナーなどの開催
- 地域包括ケアシステム構築に向けた権利擁護業務の推進
- 日常生活自立支援事業の充実
- 法人後見制度の推進

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
権利擁護セミナーへの参加人数	人	32	50
日常生活自立支援事業相談件数	件	89	100

(6)再犯防止の取組

めざす方向性

全ての人が尊重され、尊厳をもって生きることができるよう、犯罪をした人等の社会復帰の支援に協力する地域の意識醸成を図ります。

また、犯罪をした人等の社会復帰を支援するため、就労・地域参加等を含めた総合的なサポート体制づくりを検討します。



〈アンケート調査〉

○国が再犯防止の取組を推進していることを知っている人は約半数となっています。

取組方針

① 犯罪をした人等の社会復帰を支える体制づくり

犯罪をした人等の社会復帰の支援に協力する地域の意識醸成を図ります。また、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための、就労・地域参加等を含めた総合的なサポート体制について検討します。

具体的な取組内容

- 労働相談・就労支援相談
- 市営住宅への入居に関する取組
- 認知症高齢者等の支援に関する取組
- 障がい者の権利擁護に関する取組
- 障がい者の社会参加の促進
- 薬物を含む依存症者等に対する支援ネットワークへの参加
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- 生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組
- 社会を明るくする運動に関する取組
- 協力雇用主について企業等に周知する取組
- 困難な問題を抱える女性への支援

② 関係機関との連携強化 社協

罪を犯した人等を地域で支えるため、保護司会・更生保護女性会・BBS 会や協力雇用主会との連携を強化します。

具体的な取組内容

- 犯罪や非行のない地域社会の構築に向けた啓発活動の推進
- 市内小中学校や地域との連携による非行防止の推進

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
社会を明るくする運動に関する取組への参加人数	人	124	150
市内中学校との情報交換	—	実施	実施

基本方針3 | 地域共生社会を実現する仕組みづくり

(1)総合的な相談支援体制の充実

めざす方向性

全ての人が、身近な地域で、住み続けることができるよう、相談窓口や福祉サービスのさらなる充実に取り組むとともに、総合的な対応ができる体制を整備します。また、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、発見・対応の仕組みづくりを地域と協働して進めていきます。



〈アンケート調査〉

○不安や悩みを相談する先として、家族や親族が多くなっているなかで、市役所や社会福祉協議会などへの相談は低くなっています。

取組方針

① 包括的な相談支援体制の整備 市

様々な課題を抱える全ての地域住民に対し、CSWや民生委員・児童委員などと連携し、地域で個別に相談できる体制を整備するとともに、市や社会福祉協議会における相談窓口の充実に努めます。また、地域住民が参加し、主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組む体制づくりを推進します。さらに、地域で解決が困難な事例に対し、多職種が集まる包括ケア会議や重層的支援体制整備事業を活用し、相談支援体制の強化を図ります。

具体的な取組内容

- CSW配置促進事業
- 地域包括ケア会議の開催
- 生活困窮者自立相談支援事業の推進
- 地域ネットワークの整備
- 重層的支援体制整備事業における連携会議の開催

② 多機関が連携した相談支援体制の充実 社協

多くの専門機関との調整を行うとともに、福祉施設や医療機関などの専門機関と身近な相談窓口が連携し、総合的に支援できる体制づくりに取り組みます。

具体的な取組内容

- 困難な個別ケースへの対応
- 重層的支援体制整備事業における連携会議への参加
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた総合相談事業の推進
- 在宅医療・介護連携の推進
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進

③ 市民生活応援窓口の体制整備 社協

経済的な貧困だけでなく、社会的貧困など複合的な課題を抱えた生活困窮者への支援を地域や団体、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。

具体的な取組内容

- 研修会への参加
- 地域や団体、関係機関との連携強化
- 自立相談支援事業の推進

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
地域包括支援センターへの相談件数	件	1,372	1,500
全CSWへの相談件数(再掲)	件	519	700

(2)福祉サービスの提供と質の向上

めざす方向性

子ども・子育て世代や障がいのある人、高齢者に関する個別計画に基づき、公的な福祉サービス・制度の適切な提供を図るとともに、それらのサービス・制度の質の確保と向上に努めます。また、共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスなどの展開について検討を進めます。



〈アンケート調査〉

○今後、福祉を充実させる上で、取り組むべき施策では医療サービス体制の充実が多くなっています。

取組方針

① 各種福祉サービスの提供 市

国が提唱する、「自助」「互助」「共助」「公助」の考えを基に、自らの生活は自らで支えるという「自助」や、家族や地域住民、ボランティアなどで支え合う「互助」を基本とし、社会保険制度などの「共助」、公の負担による「公助」で補いながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送り続けることができるよう包括的な支援・サービス提供を行います。

具体的な取組内容

- 在宅福祉サービスの充実
- 共生型サービスの検討

② 福祉サービスの質の向上 市

サービス利用者の相談・苦情に対して、適切な対応・解決が図れるよう、関係機関と連携して、福祉事業者の指導、評価体制の充実に努めます。

具体的な取組内容

- 社会福祉法人、福祉事業者などへの指導監査の適正実施
- 地域包括支援センターの事業評価シートの策定

③ 社会福祉協議会サービスの充実と提供 社協

社会福祉協議会の取組や事業、活動内容、サービスについて周知し、必要な人にサービスが行き届くよう取り組むとともに、サービスの質の向上に取り組んでいきます。

具体的な取組内容

- 地域包括ケアシステムの推進
- ファミリー・サポート・センターの会員の増強

④ 社会福祉協議会組織の充実強化 社協

将来を見据えた職員配置と組織体制の見直しに取り組めます。

具体的な取組内容

- 地域福祉推進の中核的担い手としての人材の育成
- 時代に即した事業運営・組織体制の見直しの実施

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
地域包括ケア会議開催回数	回	25	30
職員研修の実施	—	実施	実施

(3)地域課題に分野横断的に対応する体制強化

めざす方向性

経済的に困窮している人だけでなく、家族問題や健康問題、ひきこもりなどの社会的孤立状態にある人、複雑かつ多様な課題や制度の対象となっていない課題を抱えた人を早期に把握し、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、包括的な体制づくりを進めます。合わせて、誰もが自殺に追い込まれることがない地域をめざし、自殺対策計画を推進します。



〈アンケート調査〉

○生活困窮者を地域で支えることが必要だと答えた人は約6割以上と多くなっています。

取組方針

① 支援を必要とする人の把握と共有 市

支援を必要とする人を把握するため、地域住民や団体、民間事業者との連携を強化し、早期把握、早期解決に向けた取組を進めます。

具体的な取組内容

- 見守りSOSネットワークの周知・連携強化
- 団体などが主催する地区会議への参加

② 生活困窮者などへの支援及び自立促進 市

支援の必要な人を、早期に把握し支援を開始するため、関係機関と連携し、アウトリーチを含めた包括的な支援を実施します。また、いつでも関係機関が対応できるよう情報共有を行うなど、フォロー体制の強化を図ります。

具体的な取組内容

- 生活困窮者の早期把握
- 相談窓口の体制強化
- 相談窓口の周知・啓発
- 支援調整会議の開催によるネットワークの強化
- 個々に応じたプランの策定、自立支援施策の提供

③ 子どもの貧困問題への対応 市

貧困の連鎖を防止するため、学習支援を推進します。

具体的な取組内容

- 子どもの居場所づくり事業、キャリア教育を主とした「子どもの学習支援事業」の充実
- 教育委員会など関係機関との連携

④ 自殺対策の推進 市

地域の多様な主体との連携や、日頃からの地域のつながりの構築により、誰もが自殺に追い込まれることがない地域の実現をめざします。自殺対策の推進にあたっては、本計画に内包する自殺対策計画に基づき、施策を推進します。

具体的な取組内容

- 自殺対策計画に基づき、基本施策、重点施策の推進

⑤ 支援を必要とする人の早期発見と早期対応できる体制づくり 社協

地域における相談ネットワークとして、地域包括ケア会議や部会の定期開催や、重層的支援体制整備事業における連携会議等関係機関が行う会議への参加を通じて、ニーズの早期発見・対応ができる体制づくりに取り組みます。

具体的な取組内容

- 地域包括ケア会議等の開催
- CSWとの連携強化
- 重層的支援体制整備事業における連携会議への参加（再掲）

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
地域包括ケア会議開催回数（再掲）	回	25	30

(4) 各種団体の活動の促進と連携強化

めざす方向性

地域福祉活動を展開する自治会、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会及び老人クラブなどの様々な地域団体・組織について、それらの団体などが置かれている状況やニーズなどを十分に把握しつつ、運営や活動への支援を進めます。

また、それぞれの団体などが連携し、より効果的な取組を図れるように支援していきます。



〈ワークショップ意見〉〈ヒアリング調査〉

○団体参加者の高齢化が課題となっており、団体の存続が危ぶまれている状況もでてしていると意見がありました。

取組方針

① 団体などへの支援 市

地域における様々な団体や個人の力を生かす「地域のプラットフォーム」としての機能を十分発揮できるよう社会福祉協議会への支援を行い、その取組について周知を図るとともに、団体や市民に対し「地域の一員」として参画できるよう啓発に努めます。また、地域で活動する団体に対し、情報交換や交流、活動の場などを提供する活動支援を行います。

具体的な取組内容

- 各種団体などへの支援
- 介護予防自主グループへの支援
- 市民、市民活動団体、事業者などの地域福祉活動に対する支援

② 団体などの連携強化、情報の共有 市

各団体の連携強化、情報共有を図るため、社会福祉協議会と連携しながら、共有の場づくりや仕組みづくりに取り組んでいきます。

具体的な取組内容

- 生活支援コーディネーターの活躍
- ささえあう地域づくり協議体の活動の推進

③ 社会福祉協議会のネットワーク機能を生かした団体への後方的支援 社協

社会福祉協議会が事務局を担っている地域貢献委員会や各種団体の活動の充実や各事業の円滑な実施などの後方支援を行います。

具体的な取組内容

- 地域貢献委員会事業の推進
- 団体連携の推進
- 小地域ネットワーク活動地区推進会の運営支援（再掲）

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
地域貢献委員会実施回数	回	2	4
当事者団体会議実施回数	回	9	10

(5)福祉人材の育成・支援

めざす方向性

福祉の仕事や活動に携わる人材を育成するとともに、専門職などと連携を図り、各専門分野の知識・技能が発揮できるように支援していきます。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめ、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員や福祉委員の活動内容について周知・啓発を行い、地域に根差した取組の支援を行います。

また、地域における様々な専門機関が集まり、情報や意見を交換できる場を設けるなど、専門職の資質の向上に努めます。



〈アンケート調査〉

○民生委員・児童委員、福祉委員、CSW など地域で活動している人のなかで、民生委員・児童委員の認知度は高くなっています。

取組方針

① 専門職などの育成・強化 市

CSWをはじめ、子どもや障がいのある人、高齢者など各分野で専門的な知識を有して活動している専門職のスキルアップを図るため、研修会の情報を提供し参加を促すなど、資質の向上に努めます。

具体的な取組内容

- 各分野の専門職間の連携強化
- 研修会への参加、情報提供

② 専門職の資質向上 社協

身近な相談窓口から必要なサービスに的確に結び付けていくことができるよう、研修などを通じて専門職や相談員の資質向上に努めます。

具体的な取組内容

- コミュニティワーカー（CoW）の資質向上
- ボランティアコーディネーターの資質向上
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）全体の専門性の向上
- ファミリー・サポート・センターアドバイザーの資質向上
- 生活支援コーディネーターの資質向上
- 職場内情報共有の推進

③ 重層的支援体制整備事業を基本とした、関係機関や団体などの連携強化 社協

重層的支援体制整備事業における連携会議や重層的支援会議、包括ケア会議における専門部会等を通じて、より専門的な事例検討や情報共有を通して、専門的な知識を高めていきます。

具体的な取組内容

- 地域包括ケア会議等の開催（再掲）
- 重層的支援体制整備事業における連携会議や重層的支援会議への参加

指標

指標内容	単位	現況	目標
		〈令和4(2022)年度〉	〈令和11(2029)年度〉
地域包括ケア会議開催回数（再掲）	回	25	30

自殺対策計画の基本施策と重点施策

基本施策：国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」を基に設定しています。

重点施策：「地域自殺対策政策パッケージ」において、本市における自殺の現状を踏まえ、重点的に取り組むべきとされた3つの「重点施策」を設定しています。

〈基本施策〉

1
オール泉大津で
推進する自殺対策

- (1) 地域における関係機関・関係団体との連携強化
- (2) 包括的な支援体制づくり

⇒基本パッケージ：地域におけるネットワークの強化

2
早期に気づき、
対応できる支援者づくり

- (1) 各分野におけるゲートキーパーの養成
- (2) 相談窓口従事者への精神疾患や依存症の理解の促進
- (3) 職員・教職員へのメンタルヘルス研修

⇒基本パッケージ：自殺対策を支える人材の育成

3
市民一人一人の
気づきと見守りを促す

- (1) 市民一人一人の気づきと見守りを促す
- (2) 講演会・イベント・窓口などを活用した普及啓発の推進

⇒基本パッケージ：住民への啓発と周知

4
心の健康を支援する
環境と健康づくりの推進

- (1) 安心できる居場所の提供
- (2) 心の健康づくり支援
- (3) 女性に対する支援強化

⇒基本パッケージ：生きることの促進要因への支援

5
社会全体の
自殺リスクを低下させる

- (1) 地域福祉計画と連携した体制構築
- (2) 地域における相談体制の整備

⇒基本パッケージ：生きることの促進要因への支援

6
子ども・若者の
自殺対策の推進

- (1) SOSの出し方に関する教育を実施するための連携の強化
- (2) 児童生徒向け自殺予防啓発事業の推進

⇒基本パッケージ：児童生徒のSOSの出し方に関する教育

〈重点施策〉 ※2022年地域自殺実態プロファイルより



- ▶ (1) 包括的な支援のための連携の推進
- (2) 高齢者の健康不安に対する支援
- (3) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防



- ▶ (1) 相談支援、人材育成の推進
- (2) 居場所づくりや生活支援の充実
- (3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動（包括的な支援体制づくり）
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援



- ▶ (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2) 過労自殺を含む過労死などの防止について
- (3) 長時間労働の是正
- (4) ハラスメント対策
- (5) 経営者に対する相談窓口などの周知・啓発

※地域自殺実態プロファイルとは、厚生労働省が所管する専門機関である「自殺総合対策推進センター」が、警察庁自殺統計データ等を分析した自治体の自殺実態データであり、地域自殺対策計画策定等の参考資料として提供したものです。

基本施策Ⅰ | オール泉大津で推進する自殺対策

(1) 地域における関係機関・関係団体との連携強化

取組方針

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、市民・行政・関係団体・企業など、様々な分野の人や施策が連携・協働して、自殺対策を総合的に取り組みます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
委員会・協議会を通じた連携の構築	○行政に加え、関係機関や市民で構成されている委員会や協議会において、役割の明確化や具体的な連携方法を検討することで、地域全体の取組にしていきます。
	主な実施機関 危機管理課、福祉政策課、障がい福祉課、子育て応援課
小地域ネットワーク活動の推進	○身近な地域で地域住民が集まり、主体的に地域生活課題を把握して解決に取り組む小地域でのネットワーク活動の推進に取り組みます。
	主な実施機関 福祉政策課、社会福祉協議会
関係機関・関係団体の活動支援	○地域福祉活動推進の要である社会福祉協議会や、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブなど、地域に根差した各団体の活動支援と推進を図ります。
	主な実施機関 市民協働推進課、福祉政策課、社会福祉協議会

(2) 包括的な支援体制づくり

取組方針

自殺対策を推進していくために、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを早期に把握し、地域住民と行政、関係機関の協働による、包括的な支援体制づくりを推進します。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
地域における市民活動の支援	○地域ボランティア活動事業、認知症サポーター養成講座等、市民が地域の課題を、主体的に解決できる体制づくりを支援します。
	主な実施機関 関係機関・団体などが協働する、全体的な取組
地域における相談支援体制の強化・連携	○地域包括支援センター事業や CSW 等による支援地域の課題を相談できる体制づくりを行います。
	主な実施機関 関係機関・団体などが協働する、全体的な取組
包括的な相談支援体制の構築	○地域の課題を関係機関が連携・協働して協議・検討・支援ができる体制づくりを構築します。
	○地域福祉計画で推進する重層的支援体制整備事業を活用し、相談支援体制の強化を図ります。
	主な実施機関 関係機関・団体などが協働する、全体的な取組

基本施策2 | 早期に気づき、対応できる支援者づくり

(1)各分野におけるゲートキーパーの養成

取組方針

自殺の危機を示すサインに気づき、声をかけ、見守るなどの適切な対応を図るゲートキーパーの役割を担う人材を、教育や医療・福祉など様々な分野で養成し、自殺の理解や自殺の危険性の高い人の早期把握・早期対応につなげます。また、市民を対象に家族や友人など、身近な気づき役の養成に努めます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
自治体職員向け養成研修の開催	○各種申請や相談業務で市民に対応する職員が自殺の理解やゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談支援体制を整えます。 ○小中学校教職員に向けたゲートキーパーの養成講座を実施します。
	主な実施機関 福祉政策課
関係機関・関係団体向け養成研修の開催	○保健・医療・福祉・教育・労働に関する様々な機関や団体が、ゲートキーパーの役割を担い、住民に対する早期の気づき役やつなぎ役になるため、研修を行います。
	主な実施機関 保険福祉部、市立病院
市民向け養成研修の開催	○市民にゲートキーパーの役割や自殺について理解してもらうことで、家族や友人などの一番身近な気づき役になるだけでなく、自身のメンタルヘルスへの関心を高めます。
	主な実施機関 福祉政策課

(2) 相談窓口従事者への精神疾患や依存症の理解の促進

取組方針

自殺のリスクが高い人に対応する窓口の従事者に、自殺予防を視野にいれた適切な対応ができるよう、うつ病などの精神疾患の理解や対応技術の向上を図ります。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
リーフレットなどでの周知	○窓口従事者にとどまらず、全職員に対し疾患への理解や知識の向上を目的に、冊子やリーフレットの配布を行います。
	主な実施機関 福祉政策課、障がい福祉課、健康づくり課
講座や研修会の実施	○専門職による講座や研修会の開催などを企画し、理解や知識、対応技術の向上を図ります。
	主な実施機関 福祉政策課、健康づくり課

(3) 職員・教職員へのメンタルヘルス研修

取組方針

悩みを抱えた人や児童・生徒に対応する職員のメンタルヘルスの取組を行い、職員・教職員自らのこころの健康を維持する取組を実施します。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
職員向けメンタルヘルス研修	○研修の受講を促し、自身だけでなく、部下や同僚のストレスによる心身の変化への気づきや対応へつなげます。
	主な実施機関 人事課
ストレスチェックの実施	○職員に対してストレスチェックを実施します。 ○第三者が評価した自身の精神衛生状態を把握することで、状態の悪化防止や改善に努め、適切な窓口対応へつなげます。
	主な実施機関 人事課、教育政策課

基本施策3 | 市民一人一人の気づきと見守りを促す

(1)市民一人一人の気づきと見守りを促す

取組方針

自殺予防に関する普及啓発を実施している安全・安心なまちづくり連携活動をこれまで以上に推進し、一人でも多くの人に自殺に関する正しい理解と情報の普及啓発を行います。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
安全・安心なまちづくり連携活動の推進	<p>○安全・安心なまちづくり連携活動の推進にあたり、市民や関係団体・関係行政機関など、分野を越えた自殺対策の推進を継続して行います。</p> <p>○自殺予防対策委員会の関係団体を拡充し、取組の強化を図ります。</p>
	<p>主な実施機関 危機管理課、福祉政策課</p>
ゲートキーパー養成講座による自殺対策の周知	<p>○ゲートキーパー養成講座を地域の団体などに実施し、自殺対策の人材育成とゲートキーパーの周知を図ります。</p>
	<p>主な実施機関 福祉政策課</p>
自殺予防週間・自殺対策強化月間での取組	<p>○自殺予防週間（9月）では市の広報紙やホームページで相談機関の周知を行い、自殺対策強化月間（3月）では、「うつ病チェックリスト」を街頭で配布し、啓発に努めます。</p>
	<p>主な実施機関 福祉政策課</p>
自殺予防の標語募集	<p>○市内中学1年生を対象に、自殺予防の標語を募集し、市内自治会などの掲示板に掲示し、啓発に努めます。</p>
	<p>主な実施機関 福祉政策課、指導課</p>

(2) 講演会・イベント・窓口などを活用した普及啓発の推進

取組方針

多くの市民に自殺対策の重要性や正しい知識を理解してもらうため、市内で行われる講演会やイベント、展示また、窓口などでリーフレットや冊子などを配布する普及啓発を行います。また、関連する課でのリーフレットや冊子作成時に、自殺対策の記事記載の検討をします。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）	
講演会・イベントなどでの普及・啓発	○各種イベントや窓口などにおいて、リーフレットなどの配布を行うことで、普及啓発を推進します。	
	主な実施機関	人権くらしの相談課、福祉政策課、高齢介護課、障がい福祉課、子育て応援課、健康づくり課、生涯学習課
リーフレット・冊子等の作成	○ガイドブックなどの作成時に、こころの健康など、自殺対策の記載を検討します。 ○啓発用品の作成を検討し、必要に応じて配布します。	
	主な実施機関	福祉政策課、こども政策課

基本施策4 | 心の健康を支援する環境と健康づくりの推進

(1)安心できる居場所の提供

取組方針

孤立のリスクを抱える恐れのある人が、地域とつながり、孤立を防ぐために交流できる場など、安心できる居場所の提供を行います。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
高齢者の社会参加や 生きがいづくり支援	○老人クラブ連合会やグラウンドゴルフ連盟など、高齢者の社会活動や生きがい活動のため、活動推進や自立支援、生きがいや健康づくりの支援を行います。
	主な実施機関 福祉政策課、社会福祉協議会
高齢者の介護予防	○高齢者の健康維持や介護予防を目的に、通所事業やサークル活動への支援を行います。
	主な実施機関 高齢介護課
障がい福祉サービス・障がい児通所支援などの活用	○日中活動系サービスやショートステイなどの活用により、障がい者（児）及び家庭の不安と負担の軽減を図ります。
	主な実施機関 障がい福祉課
子育て短期支援事業	○育児を行う人が、疾病や冠婚葬祭、育児疲れなどで一時的に養育が困難となった場合に、夜間宿泊を伴う預かりサービスを提供することで、児童及び家庭の不安と負担の軽減を図ります。
	主な実施機関 子育て応援課
仲よし学級	○就労などにより、放課後に保護者が家庭にいない児童を小学校内の専用施設で預かることで、安全確保や健全育成につなげます。
	主な実施機関 スポーツ青少年課
地域子育て支援センター事業	○育児相談などの支援を行い、育児不安を解消し、孤立を防ぎます。
	主な実施機関 こども政策課
地域子育て支援拠点事業	○保護者の交流・情報交換や子育てに関する相談の場を設けることで、育児不安を解消し、孤立を防ぎます。
	主な実施機関 こども政策課

取組項目	取組内容（主な事業）
みんなの居場所づくり事業	○孤独・孤立に悩む人や高齢者、障がい者等を誰ひとり取り残さない社会をめざし、人と人との交流を目的として多様なつながりの場となる居場所づくりを実施します。
	主な実施機関 福祉政策課
子ども支援プロジェクト事業	○連携する大学の学生が、不登校児童生徒の悩みを聞き、学習支援を行います。
	主な実施機関 指導課
子どもの居場所づくり事業	○「こども食堂」など、地域におけるこどもの居場所づくりを支援します。
	主な実施機関 こども政策課
子どもの学習支援事業	○主に中学生、高校生を対象に安心できる居場所づくりと学習の補助、体験学習などを通じた生活支援を行います。また、自立に向けての就労支援の相談も行います。
	主な実施機関 福祉政策課

(2)心の健康づくり支援

取組方針

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等心の健康の保持・増進を図るため、啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実を図ります。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
健康相談	○健康の維持・増進のため、専門職による健康相談を行い、こころの問題がある場合、関係機関につなげます。
	主な実施機関 健康づくり課
医療相談	○病気により、精神的・経済的など、様々な困難が出現するため、看護師・医療ソーシャルワーカーなどが支援を行います。
	主な実施機関 市立病院

(3)女性に対する支援強化

取組方針

妊娠・出産・育児・発育などに関する悩みについて、様々な機会を通して、相談・助言を行います。なかでも、産後は身体疲労や育児不安などからうつ状態になるリスクがあるため、産後のサポートを推進します。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
産後ケア	○産後は、身体疲労や育児不安などからうつ状態になるリスクがあるため、産後、支援が必要な人に、心身のケア及び育児サポートを行います。
	主な実施機関 子育て応援課、市立病院、府中病院
こんにちは赤ちゃん訪問事業	○生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行います。
	主な実施機関 子育て応援課
にこにこベビー訪問	○生後7か月の乳児のいる家庭を全戸訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供と育児用品等を支給します。
	主な実施機関 子育て応援課
伴走型支援	○妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。
	主な実施機関 子育て応援課
発達相談	○発達などにおいて支援の必要な乳幼児の保護者に対し、育児・生活面の相談・助言を行います。
	主な実施機関 子育て応援課
妊婦・産婦相談 育児相談	○妊娠・出産・育児・発育などに関する悩みに対して、相談・助言を行います。
	主な実施機関 子育て応援課

基本施策5 | 社会全体の自殺リスクを低下させる

(1) 地域福祉計画と連携した体制構築

取組方針

社会全体の自殺リスクを低下させるため、様々な分野において、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、また、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を推進します。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
重層的支援体制の整備	○自ら相談に行くことが困難な人に支援が届くよう、関係機関のネットワークや地域住民とのつながりの中から課題を抱える人を把握し、早期に関わりをつくり、継続的な支援を図ります。
	主な実施機関 福祉政策課
滞納などへの相談体制の整備	○病気や失業など、やむを得ない理由により支払いが困難な人への相談に乗り、減免などの情報提供や、市民生活応援窓口など必要な窓口への案内を行います。
	主な実施機関 税務課、保険年金課、建築住宅課、水道課
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置促進事業	○地域において、支援が必要な人の相談に対し、早期把握・対応する窓口として取り組みます。
	主な実施機関 福祉政策課、社会福祉協議会

(2) 地域における相談体制の整備

取組方針

悩みを抱え、自ら相談に行くことが困難な人など、様々な原因で自殺リスクを抱える人が、安心して相談できる体制を整備します。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
商工相談	○市内の企業に対し、必要に応じて関係団体と連絡調整を行い、情報提供や助言を行います。
	主な実施機関 地域経済課、商工会議所
教育相談 進路相談 こころの相談ホット ライン	○教育支援センターの支援員が電話にて相談を受け付け、学校や身内に言えない内容や、進路に関する悩みを相談できる窓口として取り組みます。
	主な実施機関 指導課
市民生活応援窓口	○生活に困っており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の相談窓口として取り組みます。
	主な実施機関 福祉政策課（市民生活応援窓口）、社会福祉協議会
暮らしのなかで直面 する様々な問題や悩 みに対する各種相談 の実施	○暮らしのなかで直面する様々な問題や悩みに対して、市民相談員や専門の相談員が相談に応じ、問題解決に向けた支援を行います。
	主な実施機関 人権くらしの相談課

基本施策6 | 子ども・若者の自殺対策の推進

(1) SOSの出し方に関する教育を実施するための連携の強化

取組方針

児童生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を実施し、児童生徒が信頼できる大人や相談機関にSOSが出せるよう、学校と連携を図ります。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
「SOSの出し方に関する教育」実施に向けた連携	○児童生徒が、自尊心の向上と、困難やストレスを受けた時に支援が求められる対処法を身に付ける（生きるためのスキル）ための取組を行います。
	主な実施機関 福祉政策課、指導課
子ども支援プロジェクト事業（再掲）	○不登校児童生徒に対して、大学と連携し学習支援を行うことを通して、大学生が生徒の悩みを聞き、SOSが出せるきっかけづくりを行います。
	○児童生徒の1人1台端末にインストールされた、いじめ防止相談ツール「マモレポ」からSOSを出せる仕組みを作ります。
スクールカウンセラー配置事業	○各中学校にスクールカウンセラーを配置。児童や保護者の相談にのり、必要な助言や支援を行う事を通して、信頼関係を築き、悩みやSOSが出せる支援につなげます。
	主な実施機関 指導課

(2)児童生徒向け自殺予防啓発事業の推進

取組方針

児童生徒がいつでも不安や悩みを打ち明けられるよう、学校生活全般の取組を通して、教師と生徒間でのコミュニケーションを図ります。

また、相談機関などの周知を図り、自殺問題を家族で考えるきっかけをつくるために、安全安心なまちづくり連携活動の啓発活動の一環で、市内中学1年生を対象に「自殺予防に関する標語」を考える取組を継続して行っていきます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
自殺予防に関する標語の募集（再掲）	○市内中学1年生による「自殺予防に関する標語」を考える取組を、「自殺対策強化月間」にあわせて継続して行います。
	主な実施機関 福祉政策課、指導課
教育相談の周知	○学校や身内に言えない悩みを、教育支援センターの支援員が電話にて相談を行います。 ○児童生徒の1人1台端末にインストールされた、いじめ防止相談ツール「マモレポ」からSOSを受けとり支援を行います。
	主な実施機関 指導課（教育支援センター）

重点施策Ⅰ | 高齢者対策

(1) 包括的な支援のための連携の推進

取組方針

高齢者に関する複合した課題を、介護や医療・健康・生活に関する様々な関係機関や団体などが連携し、地域包括支援センターが中核となり、包括的な支援体制に取り組みます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
地域包括ケアシステムの構築	○地域の課題を、関係機関が連携し、総合的に相談できる体制づくりに努めます。
	主な実施機関 高齢介護課、地域包括支援センター
地域包括支援センター事業	○地域の高齢者が抱える問題を把握し、包括ケア会議などで共有し、関係者間での連携強化に努めます。
	主な実施機関 高齢介護課、地域包括支援センター
在宅医療・介護連携推進事業	○市民と共に、それぞれが住み慣れた地域で最期まで自分らしく生きることを支える医療・介護提供体制の構築を目標に、検討会や講習会を実施します。
	主な実施機関 高齢介護課、地域包括支援センター
在宅介護支援センター運営事業	○支援が必要な高齢者の心身の状況、及びその家族の実態把握や在宅介護に関する総合的な支援業務を、市内の社会福祉法人が行います。介護負担など、当人や家族が抱える様々な問題を把握し、支援につなげます。
	主な実施機関 福祉政策課
ケアマネジャーなど事業所との連携	○ケアマネジャーや介護保険のサービス事業所などと連携を図り、支援が必要な高齢者の把握に努めます。
	主な実施機関 高齢介護課、地域包括支援センター

(2) 高齢者の健康不安に対する支援

取組方針

病気などの健康不安から、経済問題・介護問題などが複合し、うつ病など、こころの病気を引き起こします。高齢者の自殺原因として多い健康問題において、かかりつけ医との連携や、包括的な相談体制の整備を図ります。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）		
健康相談	○健康の維持・増進のため、専門職による健康相談を随時行います。 <table border="1"> <tr> <td>主な実施機関</td> <td>健康づくり課</td> </tr> </table>	主な実施機関	健康づくり課
主な実施機関	健康づくり課		
介護相談	○高齢者とその家族の、悩み事や介護保険などに関する相談を行います。 <table border="1"> <tr> <td>主な実施機関</td> <td>高齢介護課、地域包括支援センター</td> </tr> </table>	主な実施機関	高齢介護課、地域包括支援センター
主な実施機関	高齢介護課、地域包括支援センター		
認知症初期集中支援チーム	○社会福祉士・保健師などがチーム員となり、認知症サポート医の協力を得て、市内の認知症又はその疑いがある人へ家庭訪問し、今後の対応を検討し、必要な情報を提供します。 <table border="1"> <tr> <td>主な実施機関</td> <td>地域包括支援センター</td> </tr> </table>	主な実施機関	地域包括支援センター
主な実施機関	地域包括支援センター		
医療相談	○地域医療連携室において、医療相談、がん相談を行います。 <table border="1"> <tr> <td>主な実施機関</td> <td>市立病院</td> </tr> </table>	主な実施機関	市立病院
主な実施機関	市立病院		
介護予防把握事業による訪問	○高齢者の健康把握のため、看護職員が家庭訪問を実施し、健康相談及び健康に関する支援を行います。 <table border="1"> <tr> <td>主な実施機関</td> <td>高齢介護課</td> </tr> </table>	主な実施機関	高齢介護課
主な実施機関	高齢介護課		

(3)社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取組方針

寿命の延伸や、ライフスタイルの変化により、高齢単独世帯が増加しており、高齢者は、孤独や孤立しやすい生活状況にあります。高齢者の自殺対策において、社会参加を促進するため、地域のなかでの集まれる場、拠点づくりを推進します。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
独居高齢者等見守り訪問	○同意のあった70歳以上のひとり暮らしの人に対し、見守り訪問などを行い、生活や心身の状況の把握に努めます。 主な実施機関 高齢介護課、社会福祉協議会
独居老人等緊急通報装置設置運営事業	○高齢者などの自宅に緊急通報装置を設置し、24時間体制で通報センターとの連絡体制を確保し、対象者の身体状況などに応じた、迅速かつ適切な助言及び対応を図ります。 主な実施機関 高齢介護課
高齢者等配食サービス	○高齢者などに適した栄養バランスのとれた食事を配食し、訪問時に安否確認を行い、健康状態に異常などがある場合は関係機関への連絡を行います。 主な実施機関 高齢介護課
認知症サポーター養成講座	○認知症サポーターを養成し、地域の中での認知症に対する理解の促進、本人及びその家族の孤立化防止を図ります。 主な実施機関 高齢介護課、地域包括支援センター
地域での活動支援	○地域での社会参加や生きがい活動の充実に対する支援を行うことで、高齢者の社会参加の促進を図ります。 主な実施機関 福祉政策課、高齢介護課、社会福祉協議会、地域包括支援センター
みんなの居場所づくり事業（再掲）	○孤独・孤立に悩む人や高齢者、障がい者等を誰ひとり取り残さない社会をめざし、人と人との交流を目的として多様なつながりの場となる居場所づくりを実施します。 主な実施機関 福祉政策課

重点施策2 | 生活困窮者対策

(1) 相談支援、人材育成の推進

取組方針

多様かつ複合した課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、個々の状況に応じて、関係機関・団体などと包括的な相談支援を行います。また、相談内容や相談者の状況などに応じた支援方法や、関係機関との確かな連携が行えるよう、相談員の資質の向上を図ります。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
生活困窮者自立支援事業	○生活困窮者からの相談を受け、その人の抱えている課題に応じた支援が、計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、関係機関と連携しながら個々にあわせた包括的な支援を行います。
	主な実施機関 福祉政策課（市民生活応援窓口）、社会福祉協議会
泉大津市要援護者食糧等分配支援事業	○緊急的に食糧支援が必要な人に、協定機関から寄贈を受けた食糧を支給します。
	主な実施機関 福祉政策課（市民生活応援窓口）
市民生活応援窓口（再掲）	○生活に困っており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の相談窓口として取り組みます。
	主な実施機関 福祉政策課（市民生活応援窓口）、社会福祉協議会
生活困窮者従事者研修への参加	○相談窓口職員の相談技術や知識の習得など、国の研修受講による人材育成に努めます。
	主な実施機関 福祉政策課、社会福祉協議会
暮らしのなかで直面する様々な問題や悩みに対する各種相談の実施	○暮らしのなかで直面する様々な問題や悩みに対して、市民相談員や専門の相談員が相談に応じ、問題解決に向けた支援を行います。
	主な実施機関 人権くらしの相談課

(2)居場所づくりや生活支援の充実

取組方針

不登校やひきこもりなど、生きづらさを抱えた主に中学生や高校生を対象に、居場所づくりを通じた孤立の防止、社会とのつながり、自立に向けての生活支援の取組を推進していきます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
子どもの学習支援事業（再掲）	○主に中学生、高校生を対象に安心できる居場所づくりと学習の補助、体験学習などを通じた生活支援を行います。また、自立に向けての就労支援の相談も行います。
	主な実施機関 福祉政策課（市民生活応援窓口）
みんなの居場所づくり事業（再掲）	○孤独・孤立に悩む人や高齢者、障がい者等を誰ひとり取り残さない社会をめざし、人と人との交流を目的として多様なつながりの場となる居場所づくりを実施します。
	主な実施機関 福祉政策課

(3)自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動(包括的な支援体制づくり)

取組方針

複合した課題を抱えた生活困窮者は、自殺のリスクを抱えていることが多く、そのため、生活困窮者自立相談窓口の相談者に対して、関係機関と連携し、包括的な相談ができる支援体制づくりを推進します。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
関係機関と連携した、包括的支援体制の構築	○福祉・保健・教育・医療・労働など、様々な課題を抱えた人の相談に対応できるよう、関係機関と連携して包括的な支援を行います。
	○相談者がたらい回しにならないよう、共通の相談票の活用を検討します。
主な実施機関	福祉政策課（市民生活応援窓口）、社会福祉協議会

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

取組方針

女性が日常生活や社会生活のなかで、女性であることにより様々な困難な問題に直面することに対して、福祉の増進を図るための支援を推進します。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）	
女性相談	○暮らしのなかで直面する様々な悩みについて、専門のカウンセラーが相談を受け、問題解決の支援を行います。	
	<table border="1"> <tr> <td>主な実施機関</td> <td>人権くらしの相談課</td> </tr> </table>	主な実施機関
主な実施機関	人権くらしの相談課	
関係機関と連携した、包括的支援体制の構築（再掲）	○福祉・保健・教育・医療・労働など、様々な課題を抱えた人の相談に対応できるよう、関係機関と連携して包括的な支援を行います。 ○相談者がたらい回しにならないよう、共通の相談票の活用を検討します。	
	<table border="1"> <tr> <td>主な実施機関</td> <td>福祉政策課（市民生活応援窓口）、社会福祉協議会</td> </tr> </table>	主な実施機関
主な実施機関	福祉政策課（市民生活応援窓口）、社会福祉協議会	

重点施策3 | 勤務・経営問題対策

(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進

取組方針

職場におけるメンタルヘルス対策の労働者のストレスチェックは、50人以上の労働者を雇用する事業主に義務付けられているなかで、本市では、50人未満の小規模事業所が多く、メンタルヘルス対策に遅れがあることが懸念されます。そのため、労働者に対する健康相談などを実施している泉大津地域産業保健センターの周知・啓発を、リーフレットなどで行っていきます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
商工相談（再掲）	○市内の企業からの相談に対し、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など、必要な措置を行います。
	○企業のメンタルヘルスケアの相談についても、商工会議所を通じて産業医の紹介やストレスチェックを含めた健康診断を行います。
	主な実施機関 地域経済課、商工会議所
リーフレットなど各媒体を利用した周知・啓発	○自殺対策やメンタルヘルスに関する内容を掲載したリーフレットを配布し、各相談窓口の情報などの周知・啓発につなげます。
	主な実施機関 人権くらしの相談課、福祉政策課、商工会議所

(2) 過労自殺を含む過労死などの防止について

取組方針

平成 26 (2014) 年 11 月に「過労死等防止対策推進法」が制定され、過労死などの防止対策を効果的に推進することが国の責務とされました。また、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定めており、啓発に取り組みます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）	
リーフレットや冊子の配布	○過労死等防止啓発月間に合わせ、ポスター掲示やリーフレットなどの啓発物品を配布し、啓発に努めます。	
	主な実施機関	人権くらしの相談課、福祉政策課、商工会議所、労働基準監督署
ゲートキーパー養成講座の開催の検討	○職場において、ゲートキーパーの役割を知り、職場内の気づきだけでなく、自身のメンタルヘルスへの関心につなげるため、商工会議所と連携し、実施に向け検討します。	
	主な実施機関	福祉政策課、商工会議所

(3) 長時間労働の是正

取組方針

厚生労働省は、時間外労働や休日労働が月 45 時間を超えた場合、労働時間が長くなるにつれて、健康障がいリスクが高くなるとして、事業者や労働者に注意喚起を行っています。長時間労働により、自殺に追い込まれることのないよう、労働基準監督署と連携し、防止対策に取り組みます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）	
過労死等防止啓発月間での周知・啓発	○啓発月間に長時間労働問題に関する啓発を行うとともに、労働基準監督署と連携し、各事業所にも啓発を促します。	
	主な実施機関	人権くらしの相談課、労働基準監督署、商工会議所

(4) ハラスメント対策

取組方針

ハラスメントは、勤務問題に関する自殺の大きな背景要因になります。勤務歴が短いなど、職場のなかで弱い立場にある労働者が被害を受けやすいといわれています。また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法では、セクハラやマタハラについて事業主が防止対策措置を講じることが義務となっています。そのため、労働基準監督署と連携し、防止対策に取り組めます。

取組項目

取組項目	取組内容（主な事業）
ハラスメント防止対策の推進	○労働基準監督署と連携し、企業への周知・啓発に努めます。
	主な実施機関 人権くらしの相談課、商工会議所、労働基準監督署
男女共同参画推進事業	○男女が共に自分らしい生き方を選択できる社会の実現を目標に、ワークライフバランスやハラスメント対策などについて定めた、にんじんプランに基づいた取組を実施します。
	主な実施機関 人権くらしの相談課

(5) 経営者に対する相談窓口などの周知・啓発

取組方針

商工会議所と連携し、商工会議所のホームページや商工会議所ニュースなどを通して、相談窓口の周知・啓発を行い、経営者に対する自殺対策を行います。

取組項目

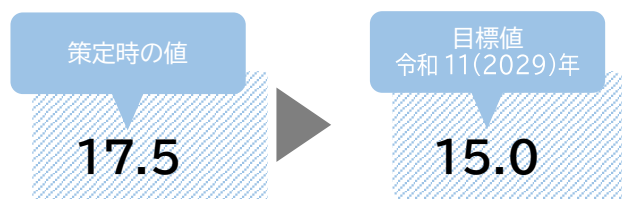
取組項目	取組内容（主な事業）
商工相談（再掲）	○市内の企業からの相談に対し、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など、必要な措置を行います。
	○企業のメンタルヘルスケアの相談についても、商工会議所を通じて産業医の紹介やストレスチェックを含めた健康診断を行います。
各媒体を利用した周知・啓発	○商工会議所のホームページや商工会議所ニュース、各媒体を利用して相談窓口の周知・啓発に努めます。
	主な実施機関 商工会議所

〈目標指標〉

本計画における自殺対策計画では、下記の指標を基に進捗管理を行います。

自殺死亡率を平成 27 (2015) 年の 18.5 と比べて、10 年間で 30%以上減少させ 13.0 以下にするという国の目標値を考慮し、当市の自殺死亡率を令和 4 (2022) 年から令和 11 (2029) 年の 7 年間の平均値で 15%に減少させることを目標とします。

自殺死亡率



◆基本施策の指標

項目	単位	策定時の値 令和4(2022)年度	目標値 令和 11(2029)年度
基本施策1 オール泉大津で推進する自殺対策			
包括的な支援体制構築会議	-	実施	実施
基本施策2 早期に気づき、対応できる支援者づくり			
ゲートキーパー養成講座の受講者数	人	令和元年度からの合計 495人(SOS含む)	令和元年度からの合計 1,000人(SOS含む)
職員・関係団体への出前講座・研修会の開催 (自殺や心の健康など)	-	0回/年以上実施	1回/年以上実施
基本施策3 市民一人一人の気づきと見守りを促す			
ゲートキーパーの認知度	%	1.9(知っている)	30(知っている)
自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度	%	8.3(知っている)	30(知っている)
基本施策4 心の健康を支援する環境と健康づくりの推進			
居場所づくり事業者数	所	3	10
基本施策5 社会全体の自殺リスクを低下させる			
居場所づくり事業者数	所	3	10
CSW の相談件数	件	519	700
基本施策6 子ども・若者の自殺対策の推進			
SOS の出し方に関する教育の実施	-	実施	実施

◆重点施策の指標

項目	単位	策定時の値 令和4年度(2022)	目標値 令和11(2029)年
重点施策1 高齢者			
包括的な支援体制構築会議(再掲)	-	実施	実施
重点施策2 生活困窮者			
市民生活応援窓口の相談件数 (新規相談でプラン対象者)	件	53	60
市民生活応援窓口の認知度 (参考 地域福祉計画)	%	35.5	50
包括的な支援体制構築会議(再掲)	-	実施	実施
重点施策3 勤務・経営問題			
過労死等防止啓発月間の周知・啓発	-	実施	実施

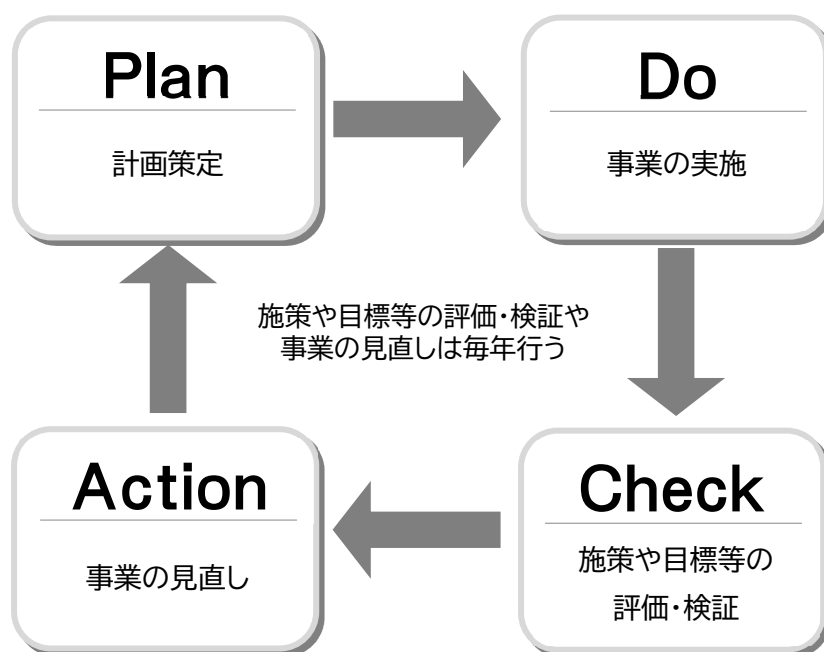
第5章 計画の進捗管理

第1節 | 計画の進捗管理・点検

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。本計画の進捗管理と評価については、「泉大津市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」が、計画の進捗状況の確認、評価を継続的に実施していくとともに、本計画に基づく具体的な方策は、手段及び新たに生じた課題などについて検討し、提案を行います。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映するとともに、新たな課題についても解決に向けて取り組みます。

◆PDCAサイクル



第2節 | 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の整備

地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、防災など、多岐にわたります。そのため、関係各課が地域福祉に関する課題や問題を共有しつつ、連携して本計画を推進し、課題・問題などの解消に取り組んでいきます。

2. 社会福祉協議会内での実施体制

本計画推進のため、計画の点検・評価・改善を行い、計画の確実な実施を図ります。

3. 市民・団体・市民公益活動などの参加による地域福祉の推進

地域における様々な問題や課題の解決には、行政や社会福祉協議会のみならず、地域住民や各団体、市民公益活動など、様々な人の参加・協力が必要となります。

そのため、本計画の周知・啓発に積極的に取り組み、小地域ネットワーク活動地区推進会や各団体の合同会議などを通じて、地域が一丸となって地域福祉を推進していく体制の整備に取り組めます。

第3節 | 大阪府や国との連携の強化

1. 地域福祉の推進にあたっての連携強化

地域福祉を推進するにあたって、市単独では解決が困難な課題・問題や広域的な対応が効果的な課題・問題などについては、大阪府や国との連携を強化することで、その解決を図っていきます。また、大阪府が策定する「大阪府地域福祉支援計画」と連動させて推進します。

2. 自殺対策の推進にあたっての連携強化

自殺対策を推進するにあたって、地域福祉計画同様に、市単独では解決が困難な課題・問題や広域的な対応が効果的な課題・問題などについては、大阪府や国との連携を強化することで、その解決を図っていきます。また、大阪府が策定する「大阪府自殺対策計画」と連動させて推進します。

資料編

第1節 | 統計資料

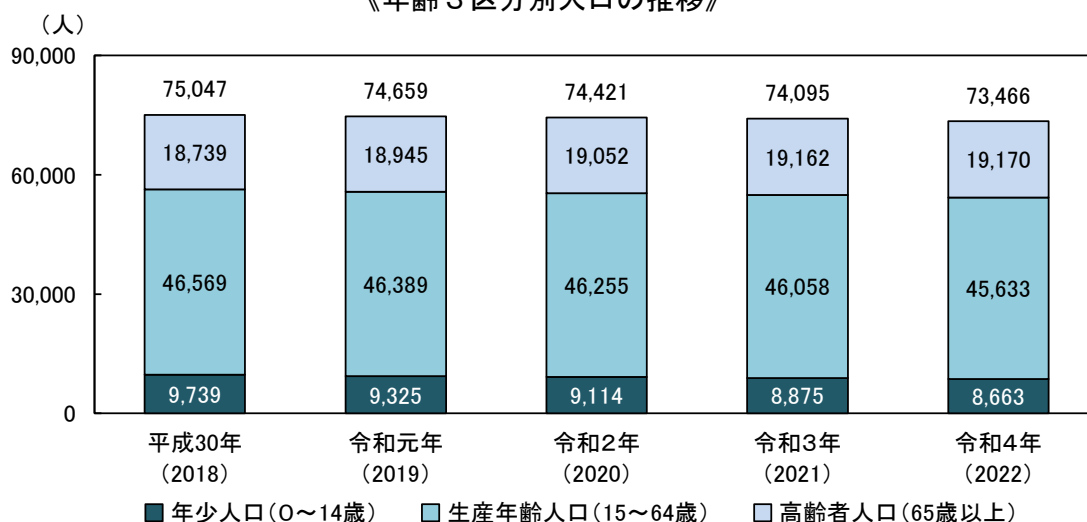
1. 人口の状況

(1) 人口の推移

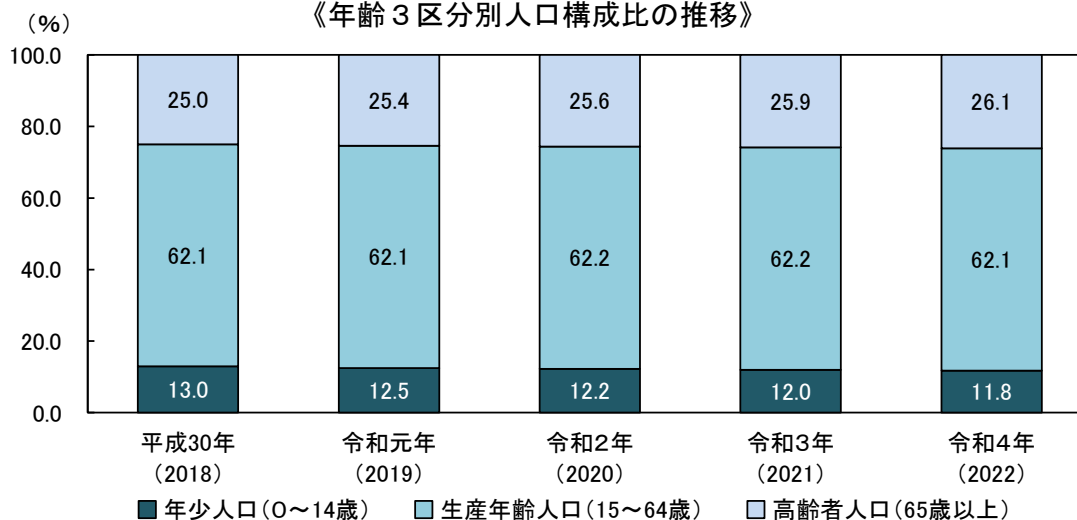
人口の状況を見ると、本市の総人口は近年減少傾向で推移し、令和4（2022）年では、73,466人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別の人口構成割合については、生産年齢人口が横ばいとなっています。

《年齢3区分別人口の推移》



《年齢3区分別人口構成比の推移》

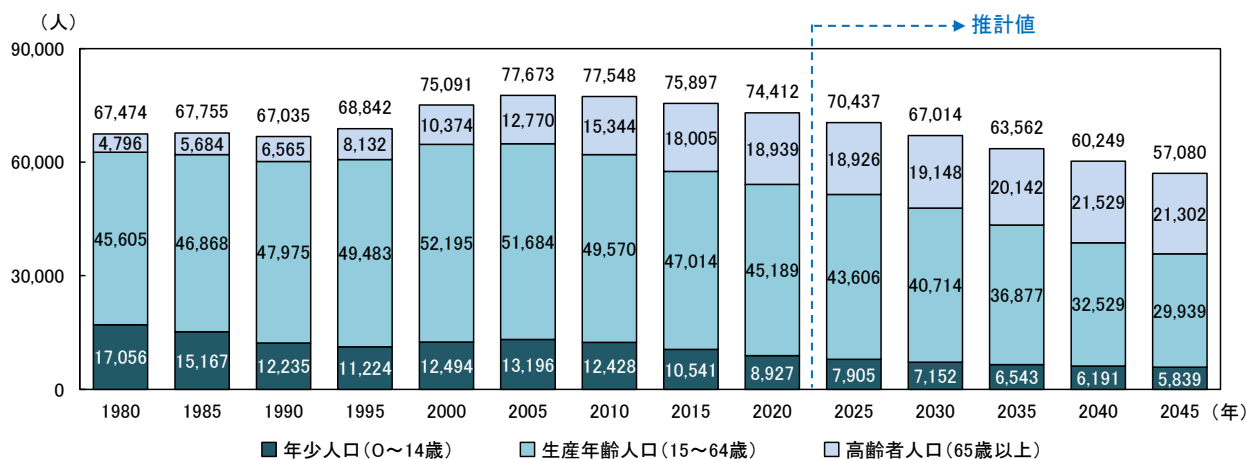


資料：泉大津市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)人口推計の推移

人口推計の状況を見ると、2025年以降も総人口は減少傾向で推移し、2045年は60,000人を下回ることが見込まれています。

年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向で推移し、高齢者人口は2025年に減少がみられるものの、2030年以降は引き続き増加傾向で推移することが見込まれています。

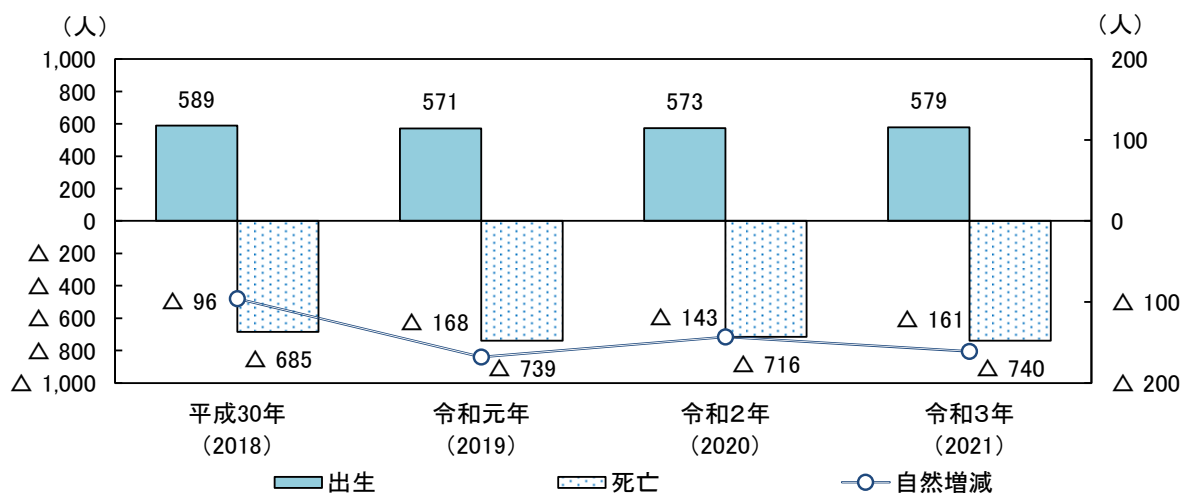


資料:RESAS／【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計)

2. 人口動態の状況

(1)出生者数・死亡者数の推移

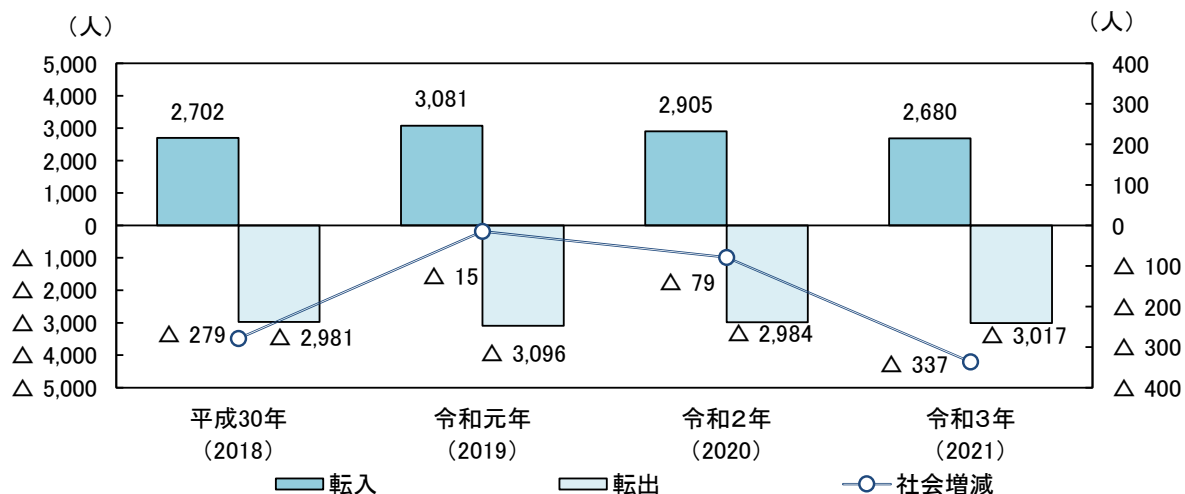
出生者数・死亡者数を見ると、平成30(2018)年以降、出生者数は500人台、死亡者数は700人台で推移しており、死亡が出生を上回る自然減となっています。



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(2) 転入・転出者数の推移

転入・転出者数をみると、転入者数は令和元（2019）年に3,000人を超えたものの、令和2（2020）年以降は再び減少に転じています。一方、転出者数は3,000人前後で推移しており、令和元（2019）年を除いて、転出が転入を上回る社会減となっています。

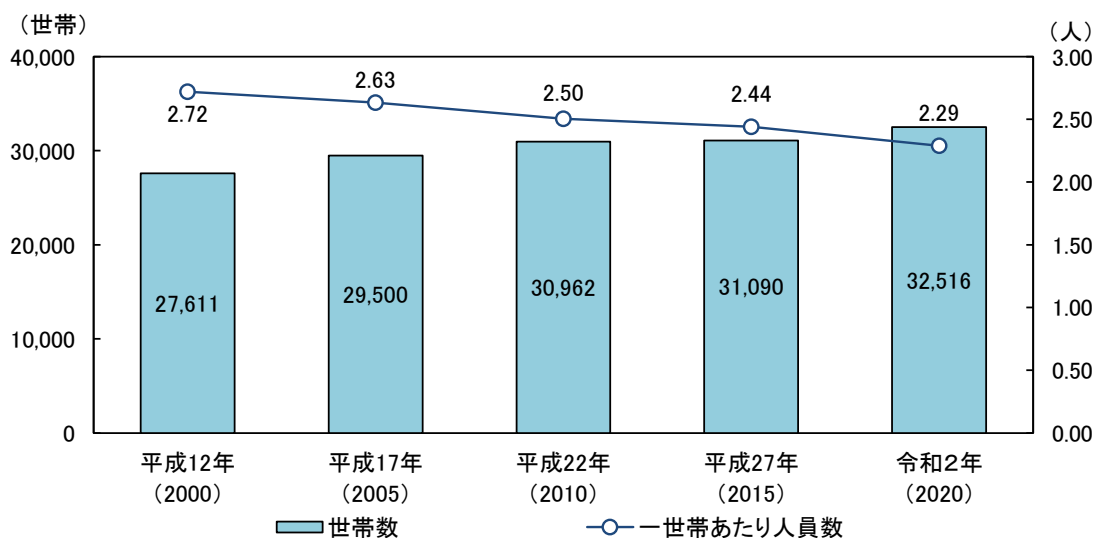


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

3. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

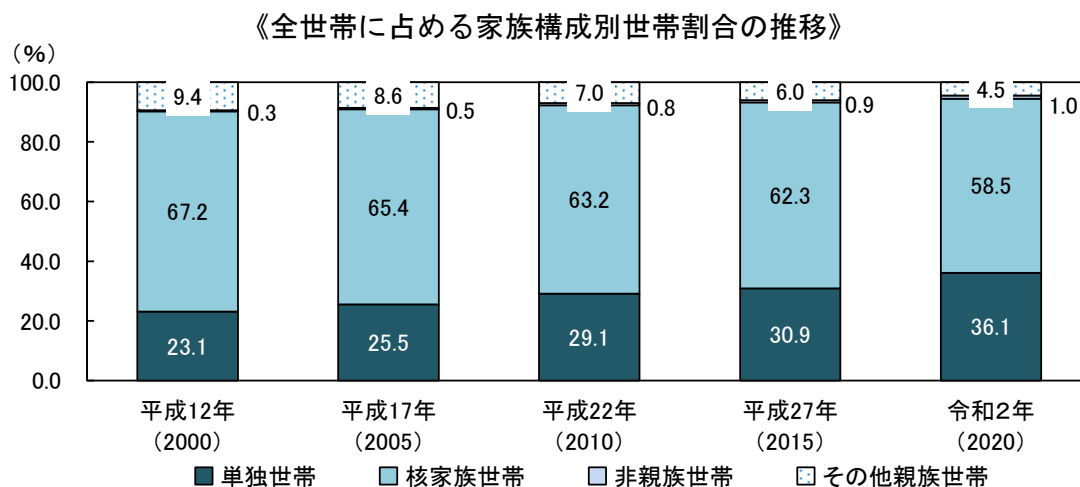
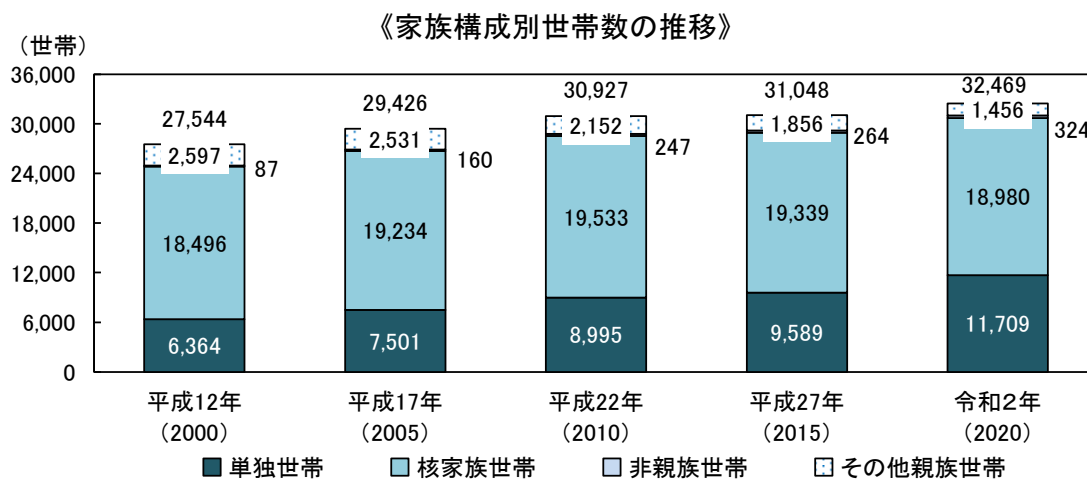
世帯数をみると、平成12（2000）年以降増加傾向で推移している一方、1世帯あたり人員数は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年は32,516世帯、1世帯あたり人員数が2.29人となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 家族構成別の推移

家族構成別世帯数をみると、単独世帯、非親族世帯は増加傾向で推移しており、全世帯に占める割合では、令和2（2020）年で単独世帯が36.1%、非親族世帯は1.0%となっています。一方、核家族世帯は平成27（2015）年以降減少傾向となっており、全世帯に占める割合では令和2（2020）年で58.5%と、6割を下回っています。

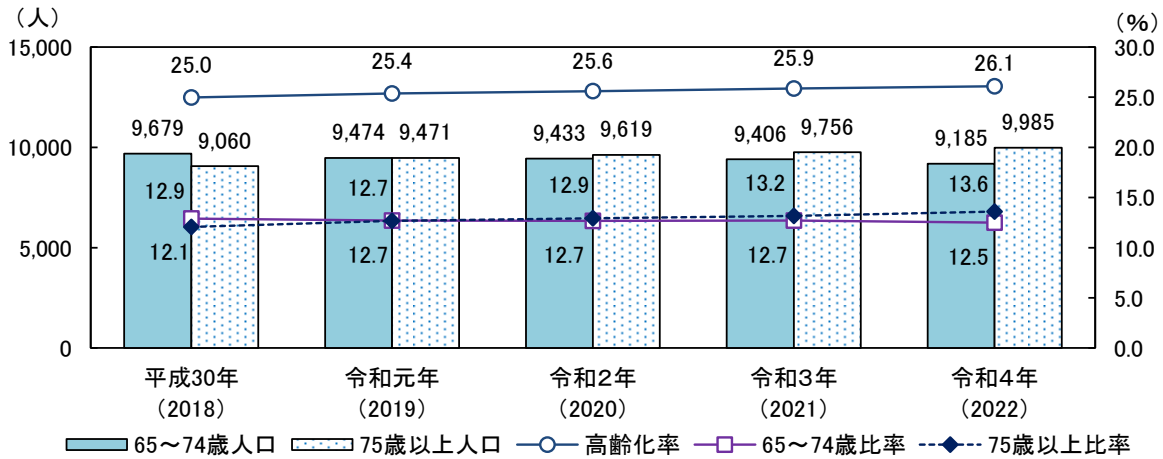


資料：国勢調査（各年10月1日現在）※一般世帯数

4. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

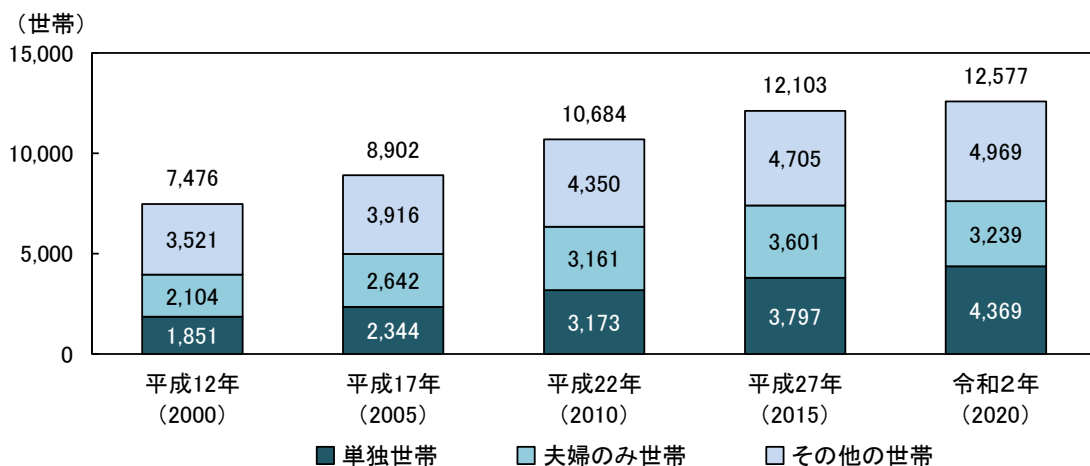
高齢者人口をみると、平成30（2018）年以降、65～74歳人口は減少傾向、75歳以上人口は増加傾向で推移しており、高齢化率及び75歳以上人口比率は上昇、65～74歳人口比率は低下しています。



資料：泉大津市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 高齢者世帯数の推移

高齢者のいる世帯数をみると、平成12（2000）年以降は増加傾向で推移し、令和2（2020）年では12,577世帯となっています。内訳では、単独世帯が4,369世帯、夫婦のみの世帯が3,239世帯、その他の世帯が4,969世帯となっており、平成27（2015）年に比べ夫婦のみ世帯は減少に転じる一方、単独世帯、その他の世帯は増加となっています。

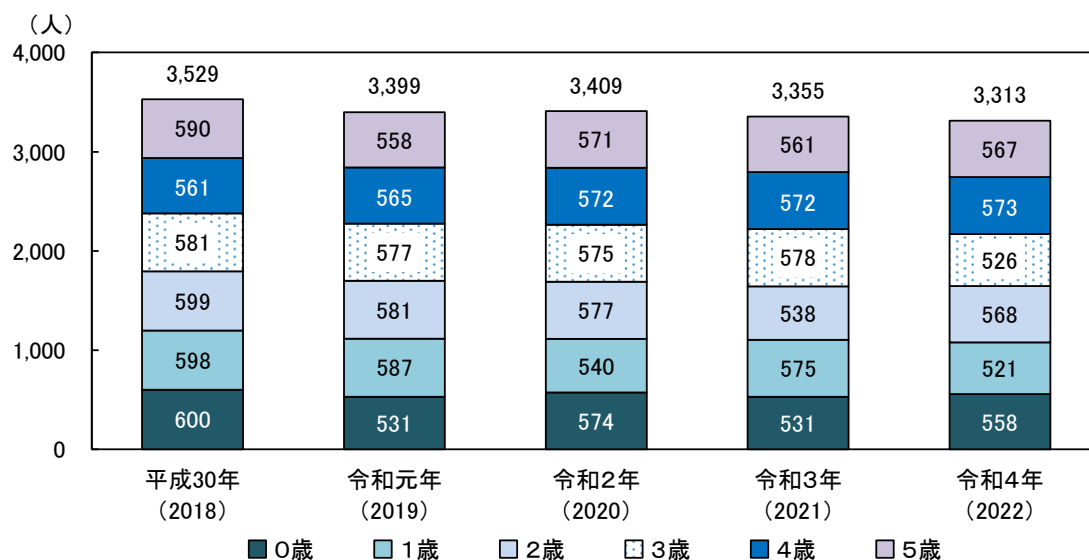


資料：国勢調査（各年10月1日現在） ※夫婦のみ世帯は65歳以上

5. 子どもの状況

(1) 子どもの人口の推移

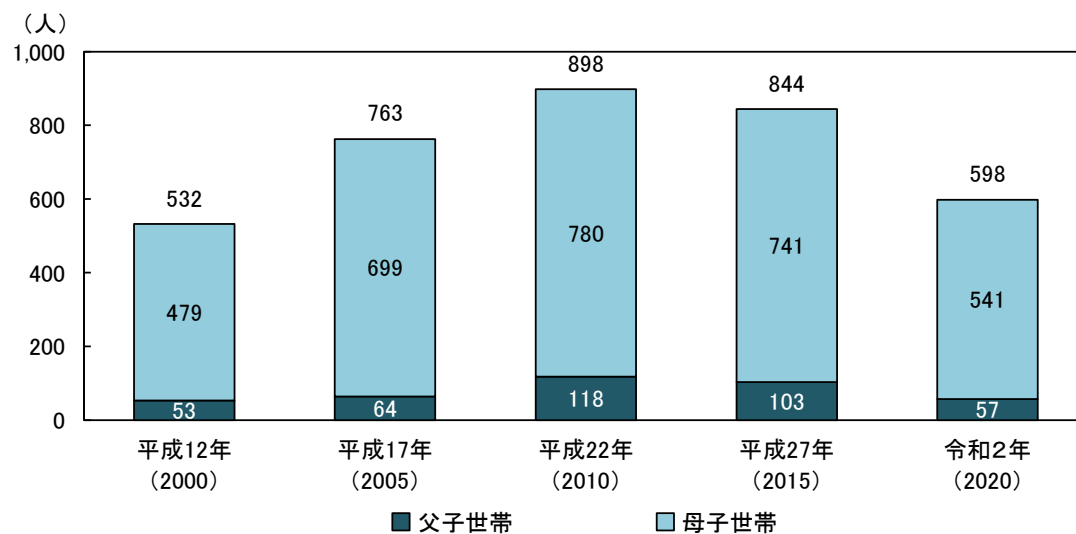
5歳以下の子どもの人口をみると、平成30（2018）年以降は増減がみられるものの減少傾向で推移しており、令和4（2022）年は3,313人と、平成30（2018）年に比べ216人の減少となっています。年齢別にみると、4歳人口が増加で推移しています。



資料：泉大津市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数をみると、平成12（2000）年以降は母子世帯・父子世帯ともに増加傾向にありましたが、平成27（2015）年に減少に転じ、令和2（2020）年は父子世帯が57世帯、母子世帯が541世帯と、さらに大きく減少しています。

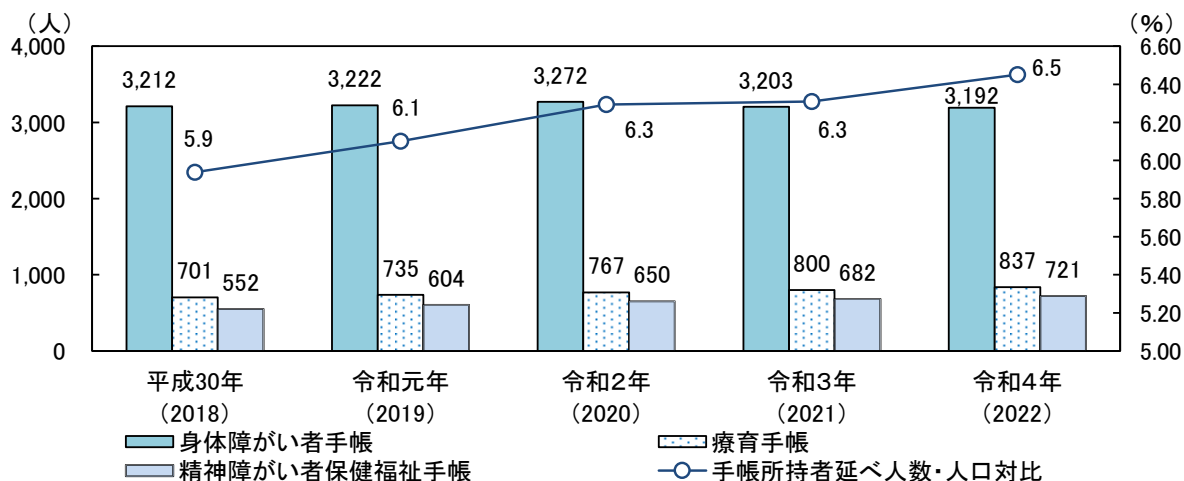


資料：国勢調査（各年10月1日現在）※他の世帯員がいる世帯を含む

6. 支援を必要とする人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の推移

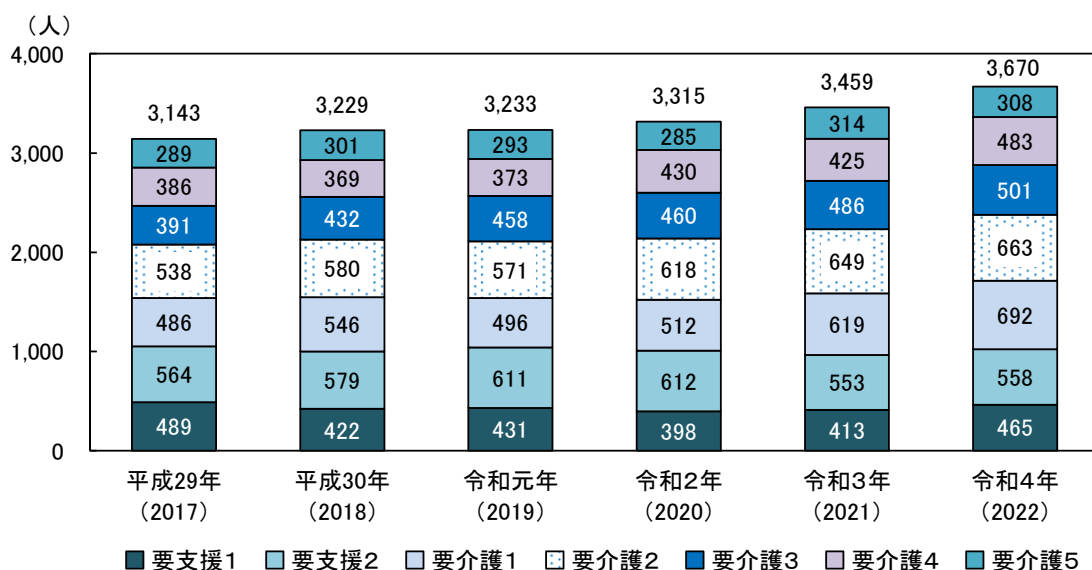
障がい者手帳所持者数をみると、平成30（2018）年以降増加傾向にあり、令和4（2022）年では身体障がい者手帳が3,192人、療育手帳が837人、精神障がい者保健福祉手帳が721人となっており、手帳所持者の延べ人数に対する人口比は6.5%と、年々上昇しています。



資料：泉大津市第5次障がい者計画 ※人口は各年3月1日現在の住民基本台帳人口

(2) 要介護認定者数の推移

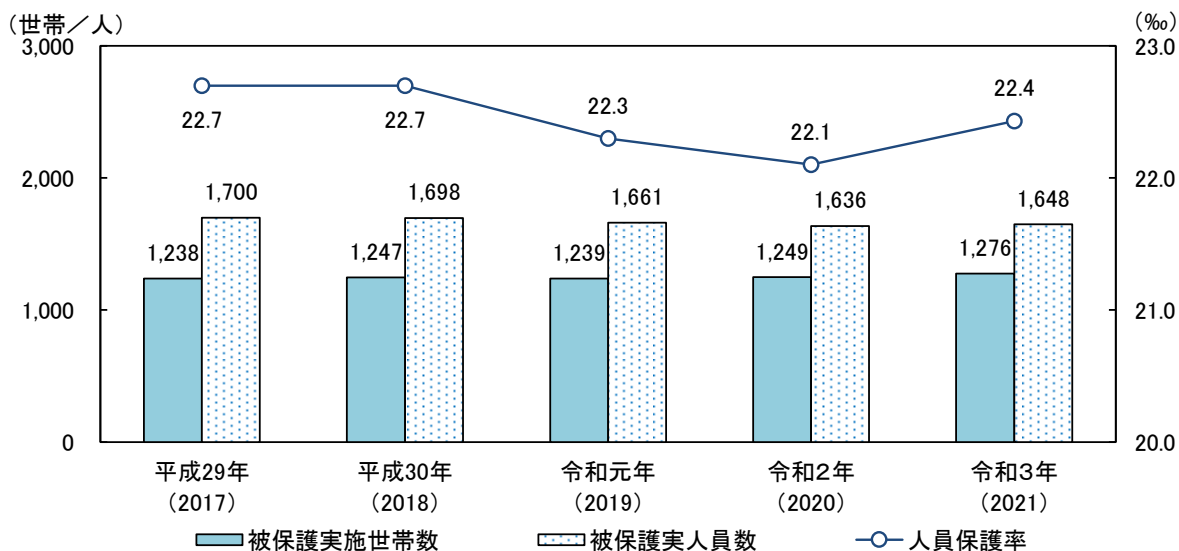
要介護認定者数をみると、平成29（2017）年以降は増加傾向にあり、令和4（2022）年では3,670人となっています。特に要介護1が692人と、平成29（2017）年に比べ206人の増加となっています。



資料：介護保険事業状況報告 月報(各年9月末)

(3)生活保護の状況

生活保護の状況を見ると、平成29（2017）年以降は増減がみられるものの、被保護実施世帯数は増加傾向、被保護実人員数は減少傾向で推移し、令和3（2021）年ではそれぞれ1,276世帯、1,648人となっています。人員保護率は令和元（2019）年以降低下していましたが、令和3（2021）年は上昇に転じ、22.4%となっています。

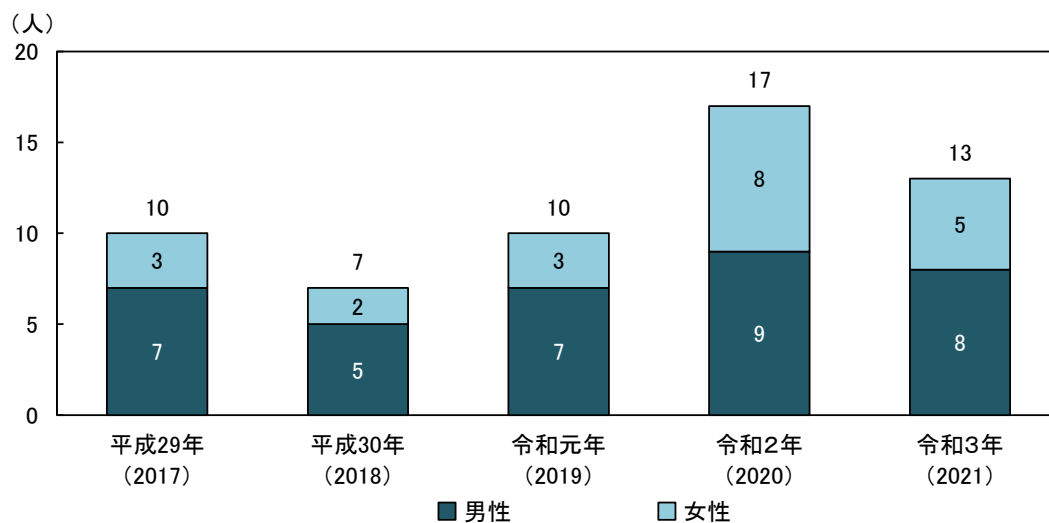


資料：泉大津市統計書(令和3年度)

7. 自殺死亡者の状況

(1)自殺死亡者数の推移

自殺死亡者数をみると、令和2（2020）年では17人と、前年より増加がみられましたが、令和3（2021）年は減少し、13人となっています。

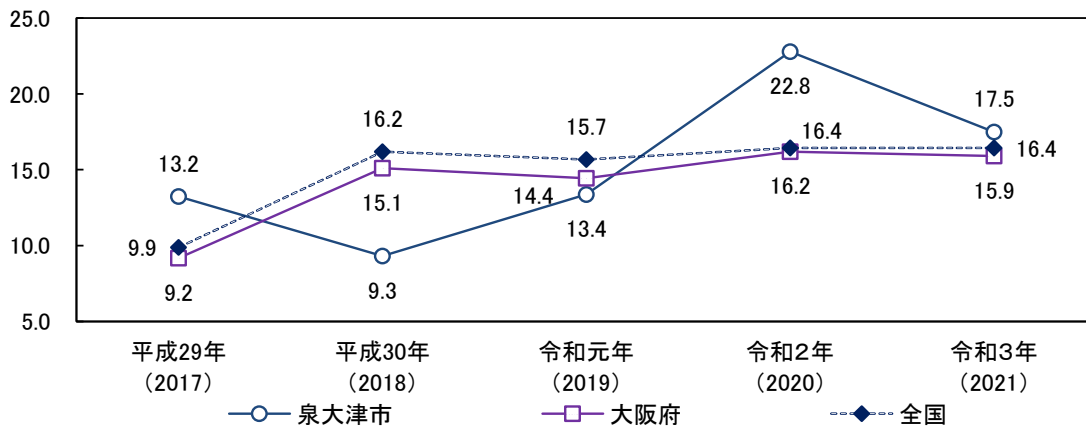


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率の推移

本市の人口10万人あたりの自殺死亡率をみると、令和2（2020）年以降は全国や大阪府を上回って推移しています。

（人口10万人対）

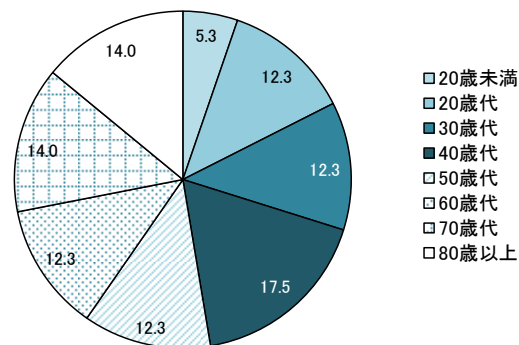
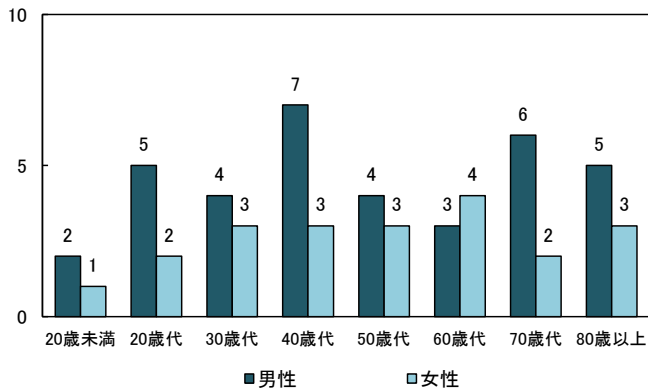


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 年代別自殺死亡者数・年代別自殺死亡割合の状況

平成29（2017）年から令和3（2021）年の5年間の自殺死亡者を、年代別自殺死亡者数・年代別自殺死亡割合でみると、年代別では40歳代（10人）が最も多く、次いで70歳代、80歳以上（8人）となっています。

（人）

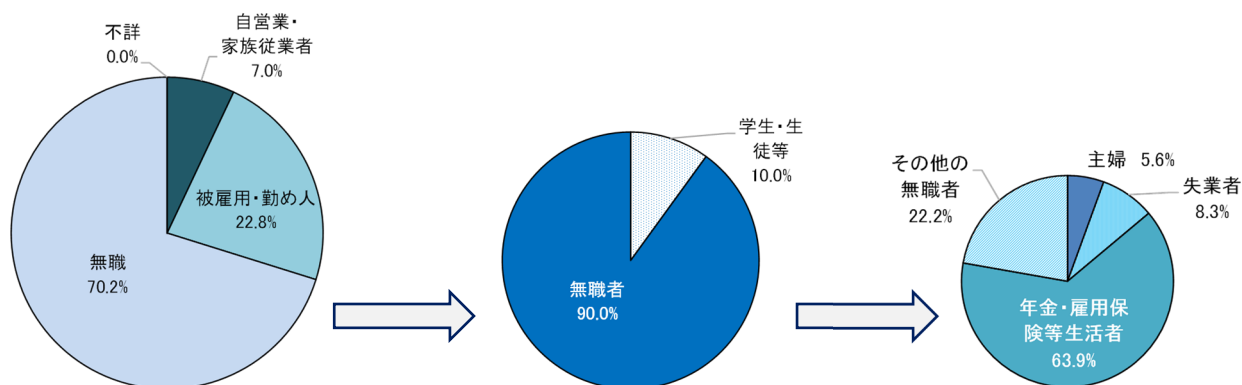


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4)職業分類別の状況

平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年の自殺死亡者を職業分類別の構成割合で見ると、「無職」が 70.2%と最も多く、次いで「被雇用・勤め人」が 22.8%、「自営業・家族従事者」が 7.0%となっています。

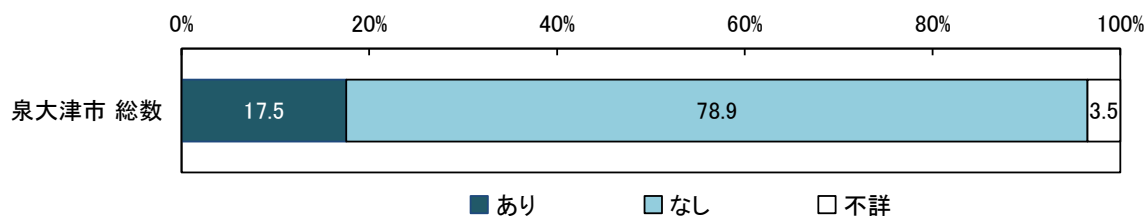
無職者の内訳では、「年金・雇用保険等生活者」が 63.9%、「その他の無職者」が 22.2%、「失業者」が 8.3%、「主婦」が 5.6%となっています。



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5)自殺未遂歴

平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年の自殺死亡者を、自殺未遂歴の有無別で見ると、過去に自殺未遂歴がない者は 78.9%となっています。



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第2節 | 各種調査概要・結果

1. 調査実施概要

(1) 市民アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象者	市内在住の18歳以上の方(無作為抽出)
調査期間	令和5(2023)年1月24日(火)～3月3日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式 またはWEBによる回答方式
配布数	2,000件
有効回収数	927件 (内 133件はWEBによる回答)
有効回収率	46.4%

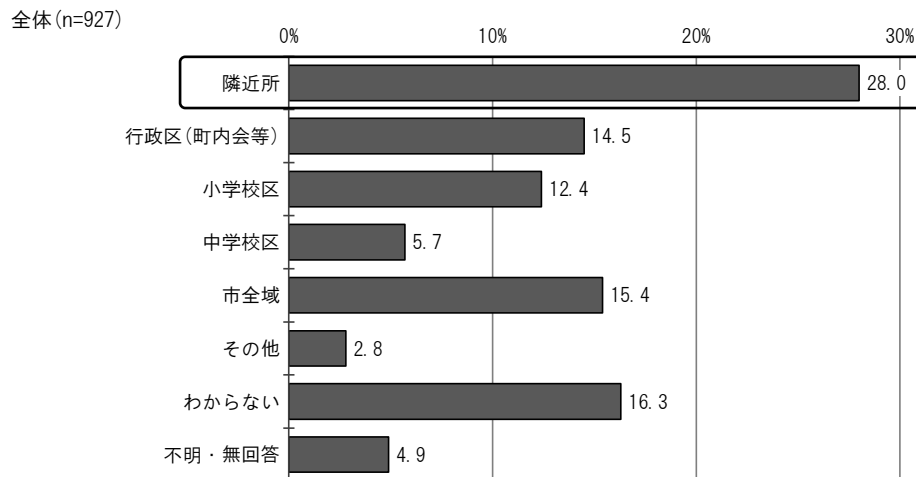
(2) 関係団体ヒアリング調査の概要

項目	内容
調査対象者	市内の福祉関係団体や事業者(12団体)
調査期間	令和5(2023)年2月1日(水)～3月9日(木)
調査方法	郵送配布・郵送回収後、聞き取り実施
配布数	12件
有効回収数	12件
有効回収率	100.0%

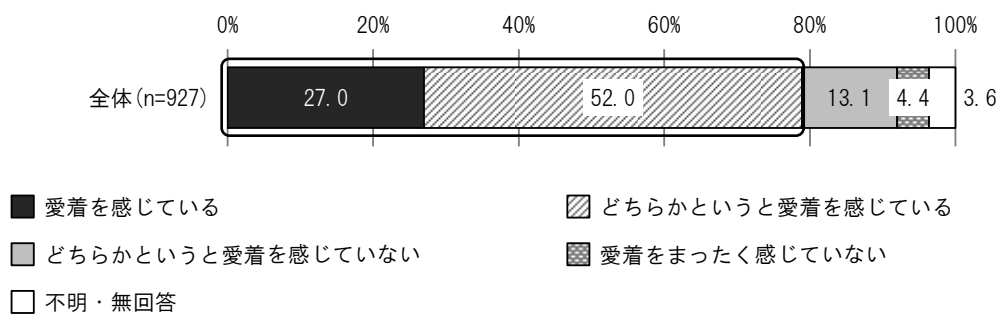
2. 市民アンケート調査結果概要

(1) お住まいの地域について

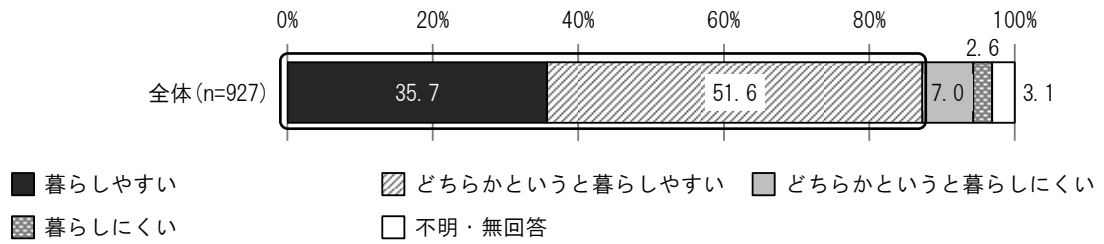
地域の範囲：「隣近所」が28.0%、「わからない」が16.3%、「市全域」が15.4%となっています。地域の範囲は年齢別によってとらえ方に違いがあり、20～30歳代では「市全体」と捉える人も多くなっています。



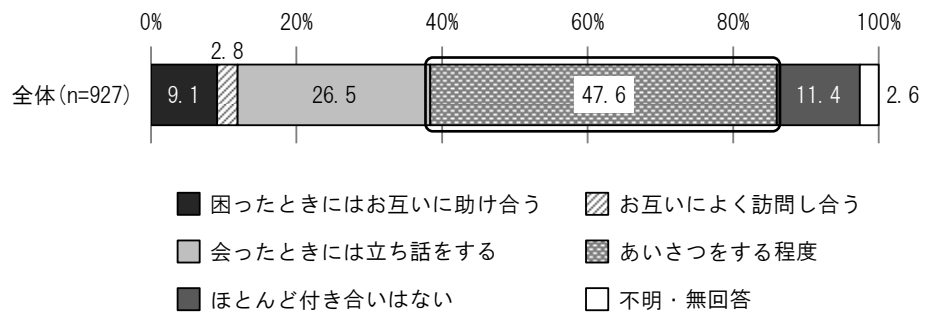
市への愛着：「愛着を感じている」と「どちらかというとな愛着を感じている」を合わせると79.0%となります。



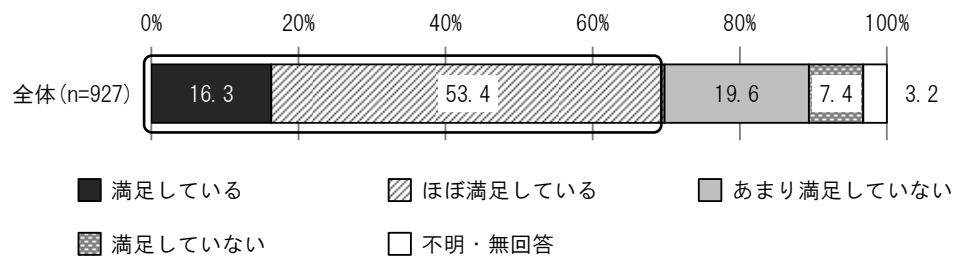
暮らしやすさ：「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」を合わせると 87.3% となっています。



近所付き合い：「あいさつをする程度」が 47.6%、「会ったときには立ち話をする」が 26.5%、「ほとんど付き合いはない」が 11.4% となっています。

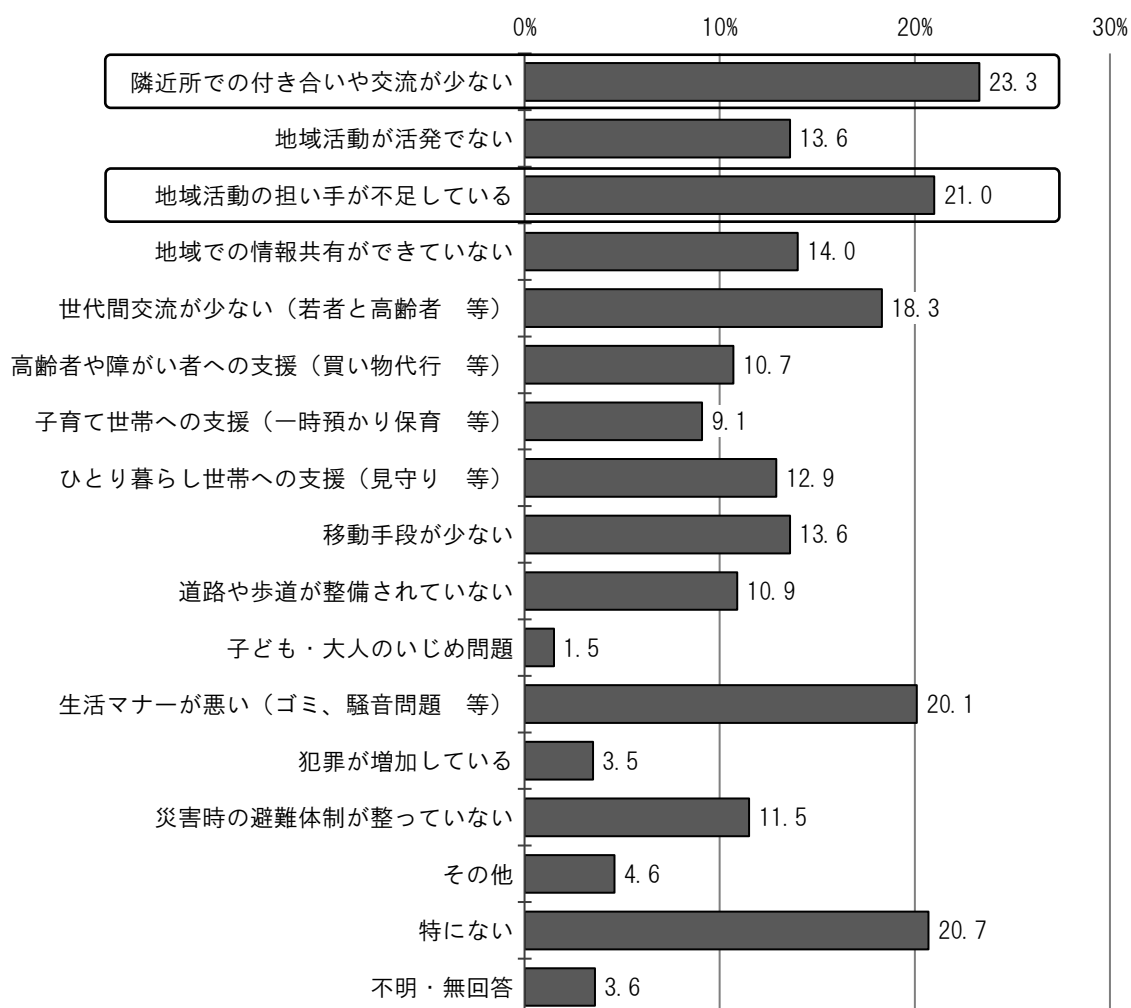


近所付き合いの満足度：「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせると 69.7% となっていますが、「満足していない」と「あまり満足していない」で 27.0% と、約 3 割の人が近所付き合いに満足していません。



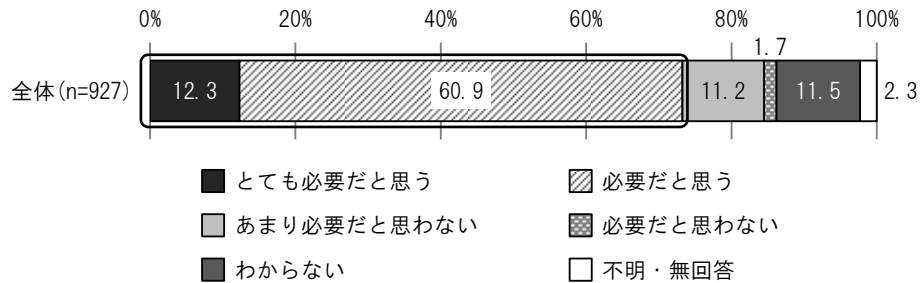
地域の課題・問題：「隣近所での付き合いや交流が少ない」が23.3%と最も多く、次いで「地域活動の担い手が不足している」が21.0%となっています。

全体 (n=927)



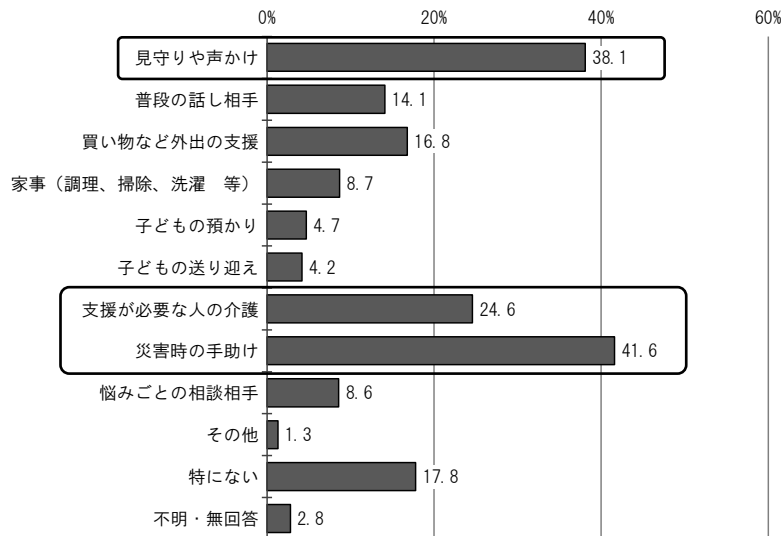
(2) 日常の困りごとについて

助け合いの必要性：「必要だと思う」と「とても必要だと思う」を合わせると 73.2% となっています。

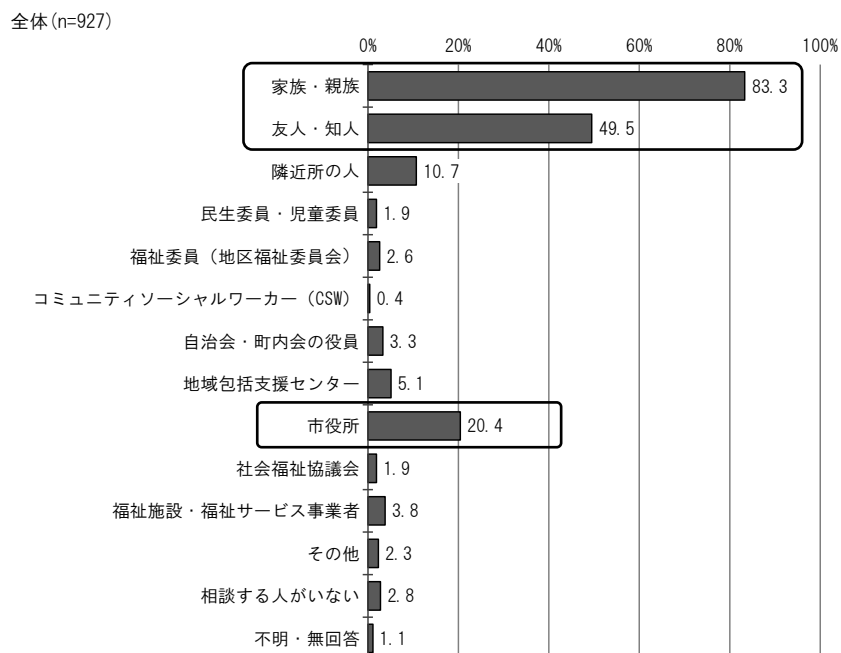


手助けしてほしい：「災害時の手助け」が 41.6%、「見守りや声かけ」が 38.1%、「支援が必要な人の介護」が 24.6% となっています。

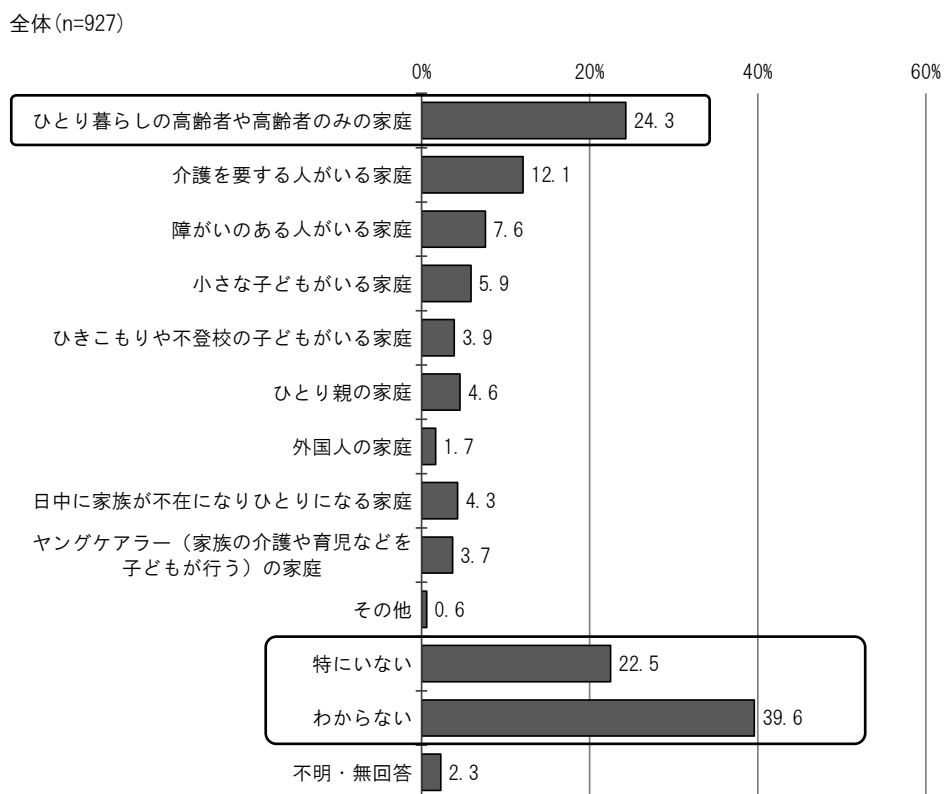
全体 (n=927)



誰に相談するのか：「家族・親族」が83.3%、「友人・知人」が49.5%、「市役所」が20.4%
 となっています。

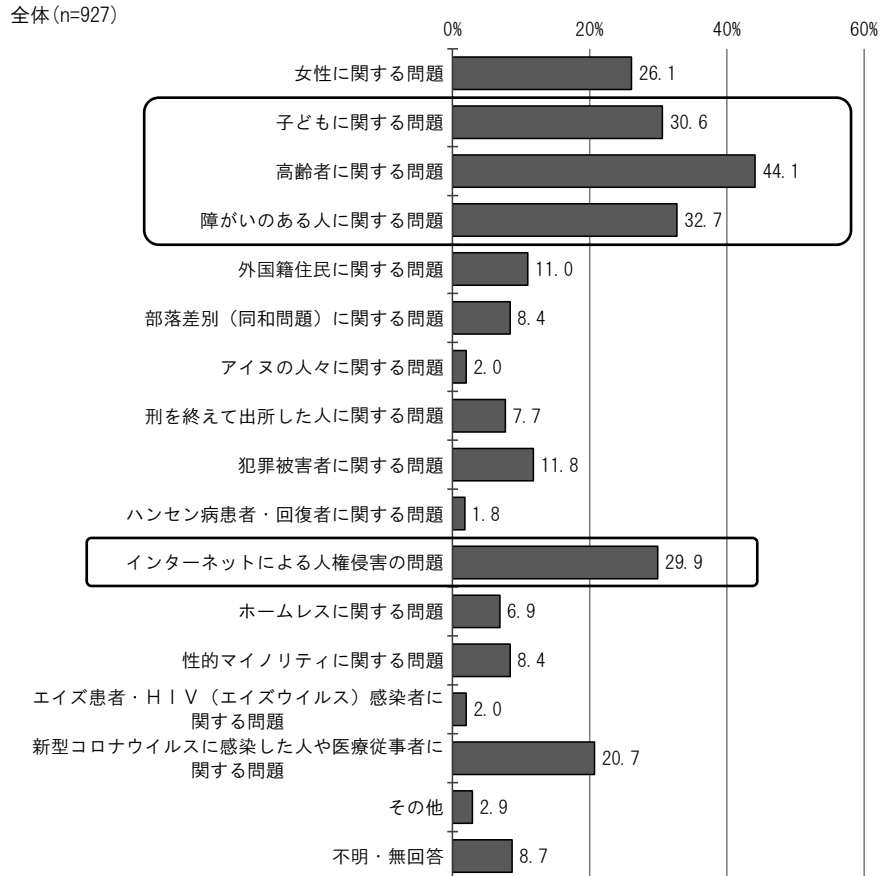


支援が必要な家庭：「わからない」が39.6%、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」
 が24.3%、「特にいない」が22.5%となっています。

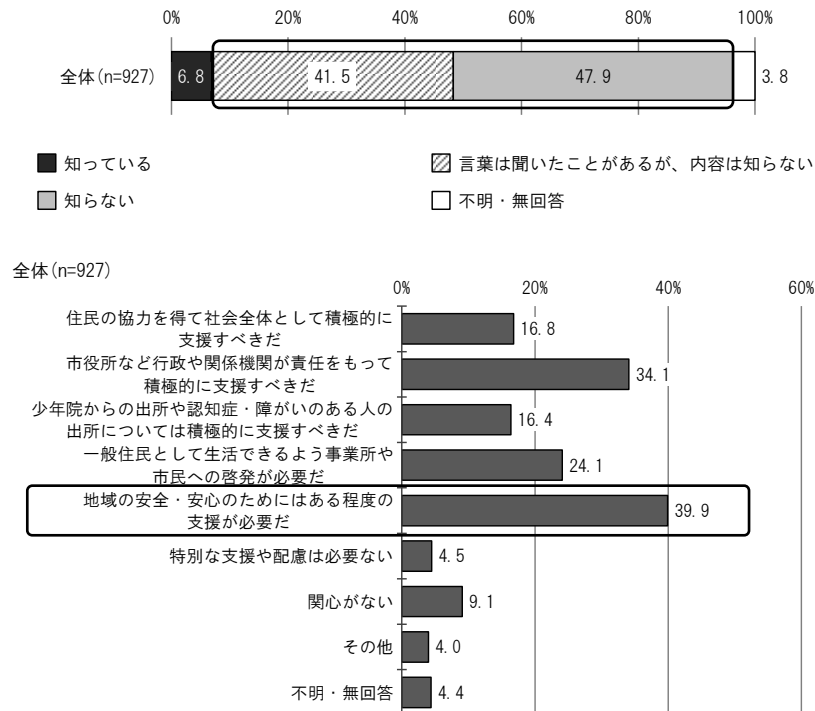


(3)近年の福祉課題について

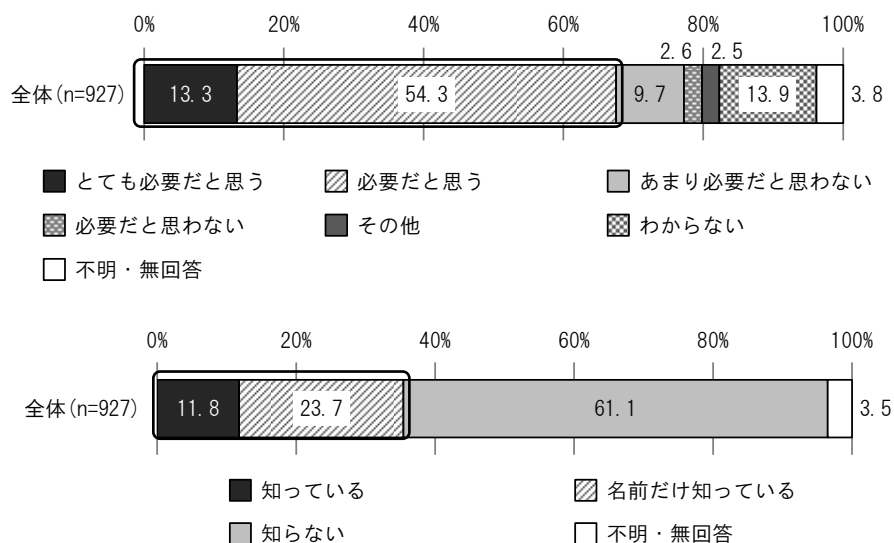
関心のある人権問題：「高齢者に関する問題」が44.1%、「障がいのある人に関する問題」が32.7%、「子どもに関する問題」が30.6%となっています。また、インターネットによる人権侵害の問題についても同程度高くなっています。



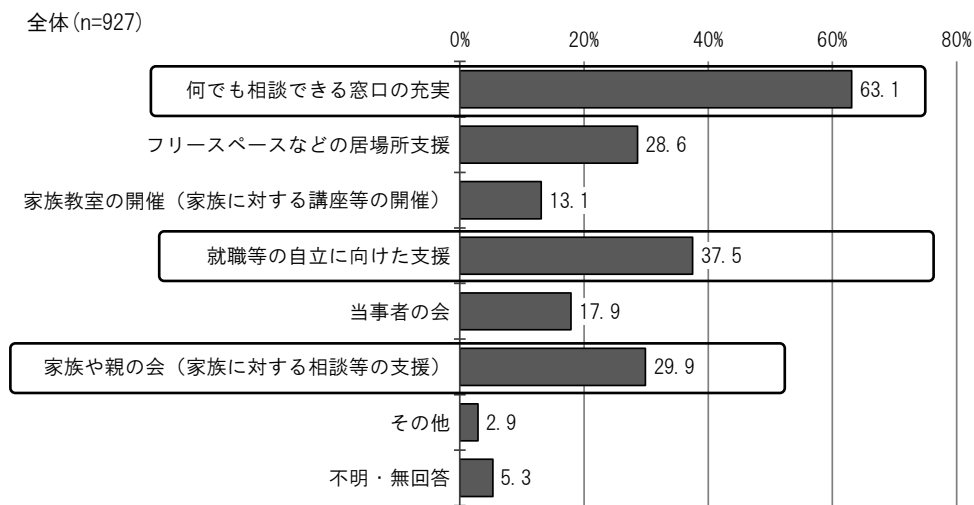
再犯防止：再犯防止を推進していることを「知らない」が47.9%、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が41.5%となっています。刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援することについては、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が39.9%と最も多くなっています。



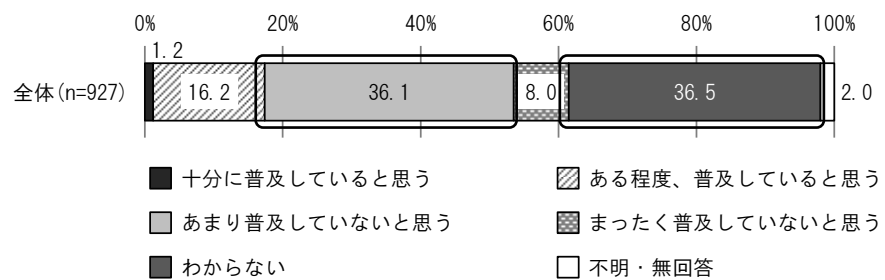
生活困窮：生活困窮者（仕事や生活に困っている人）を地域で支えることが必要だと感じている人は67.6%となっています。相談窓口である「市民生活応援窓口」を知っている人は名前だけを含めて35.5%となっています。



ひきこもり支援：「何でも相談できる窓口の充実」が 63.1%、「就職等の自立に向けた支援」が 37.5%、「家族や親の会（家族に対する相談等の支援）」が 29.9%となっています。

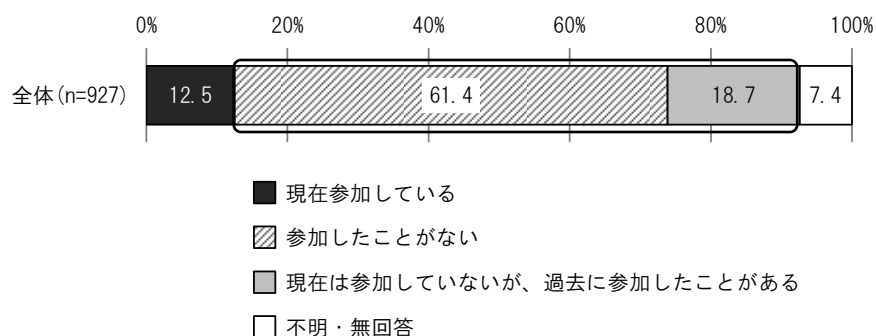


ユニバーサルデザイン：「わからない」が 36.5%、「あまり普及していないと思う」が 36.1%、「ある程度、普及していると思う」が 16.2%となっています。



(4)地域活動やボランティア活動について

地域活動の参加状況：「参加したことがない」が61.4%、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」が18.7%、「現在参加している」が12.5%となっています。参加している活動は「町内会・自治会」が61.6%、参加していない理由は「仕事や家事で時間がない」が41.9%となっています。



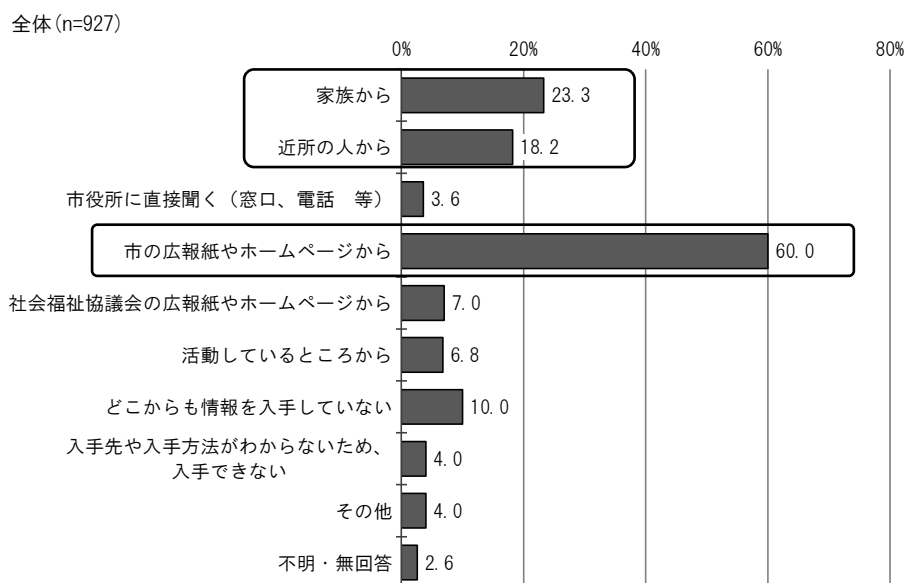
参加している活動

1位 町内会・自治会	61.6%
2位 子ども会	24.2%
3位 地域の祭りや伝統行事	21.8%

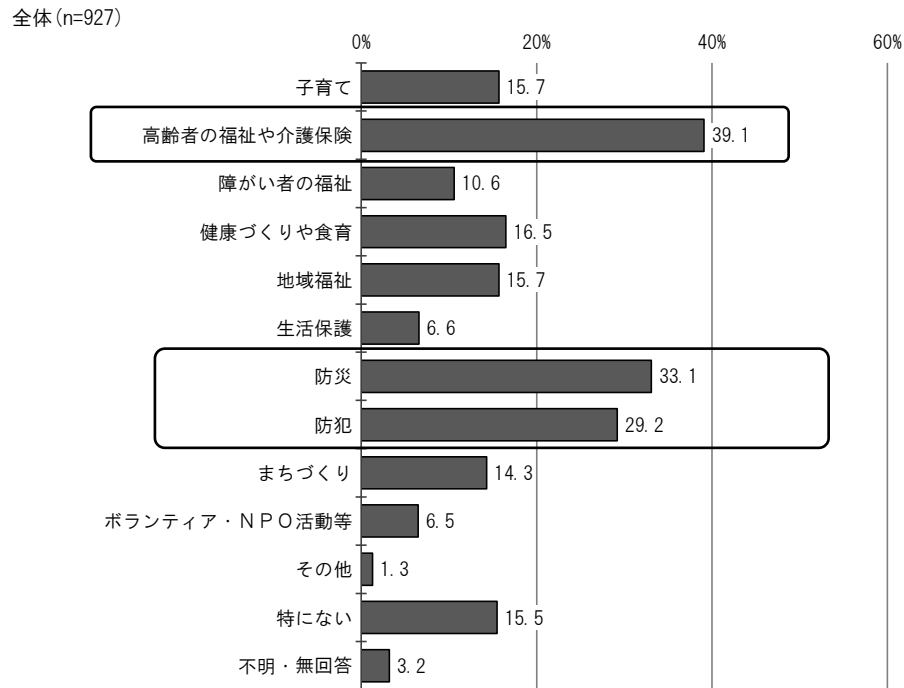
参加していない理由

1位 仕事や家事で時間がない	41.9%
2位 きっかけがない	32.1%
3位 情報が入ってこない	24.0%

地域活動の情報入手：「市の広報紙やホームページから」が60.0%、「家族から」が23.3%、「近所の人から」が18.2%となっています。

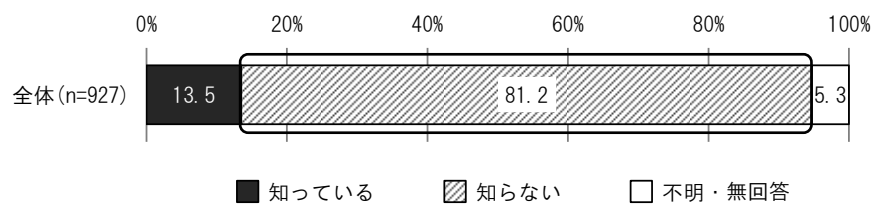


知りたい情報分野：「高齢者の福祉や介護保険」が39.1%、「防災」が33.1%、「防犯」が29.2%
 となっています。

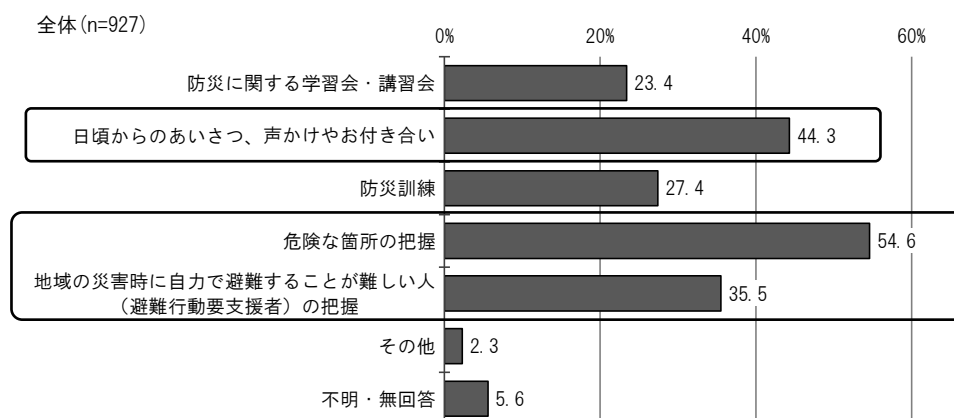


(5) 災害時や感染症拡大について

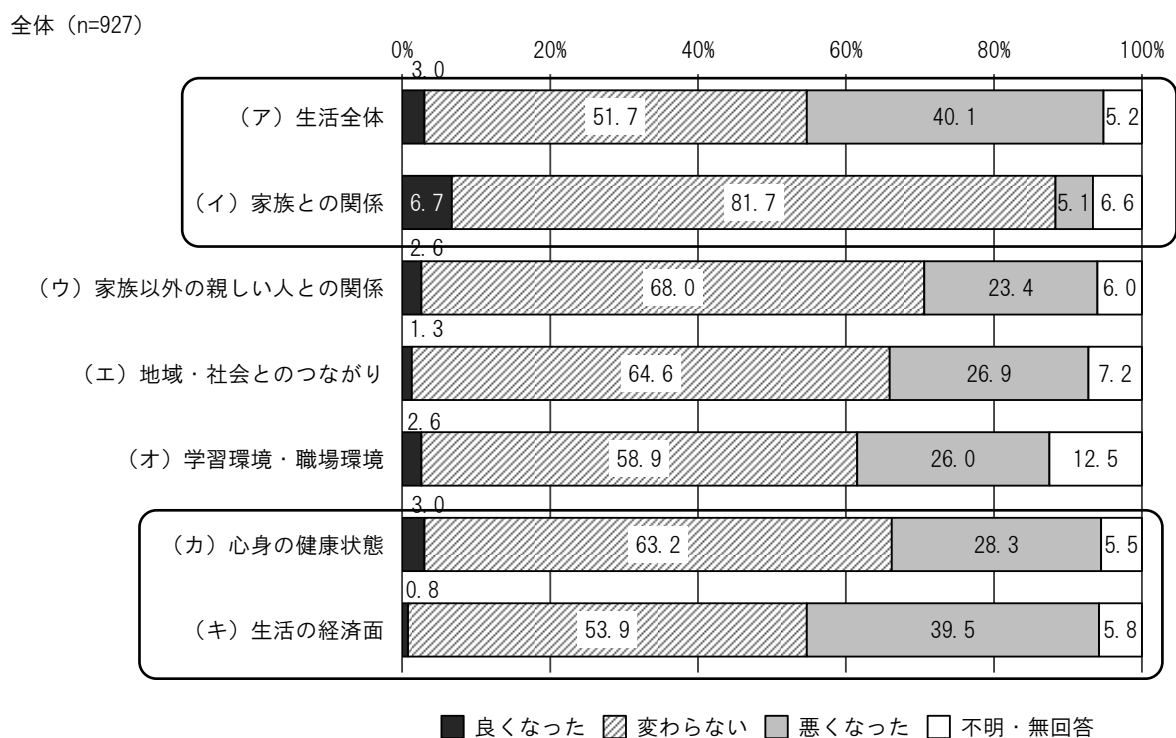
避難行動要支援者支援制度：避難行動要支援者支援制度については、「知らない」が81.2%、「知っている」が13.5%となっています。



災害時の備え：「危険な箇所の把握」が54.6%、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が44.3%、「地域の災害時に自力で避難することが難しい人（避難行動要支援者）の把握」が35.5%となっています。

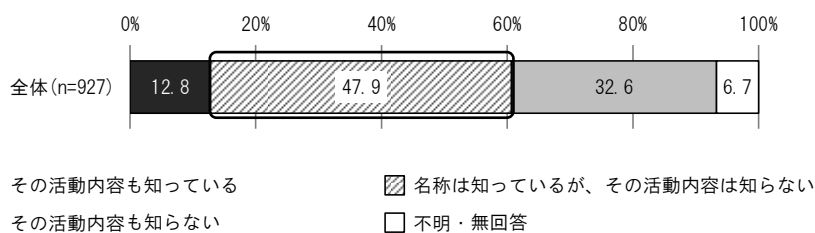


新型コロナウイルス感染症の影響：全体では（ア）から（キ）の全てにおいて「変わらない」が最も多くなっています。「悪くなった」については【（ア）生活全体】が最も多く、次いで【（キ）生活の経済面】、【（カ）心身の健康状態】となっています。



(6) 地域福祉にかかわる機関や団体について

社会福祉協議会の認知度：「名称は知っているが、その活動内容は知らない」が47.9%、「名称も、その活動内容も知らない」が32.6%、「名称も、その活動内容も知っている」が12.8%となっています。認知度の高い事業は「共同募金、歳末たすけあい募金」が52.5%、認知度が低い事業は「小地域ネットワーク活動」が76.3%となっています。



認知度の高い事業

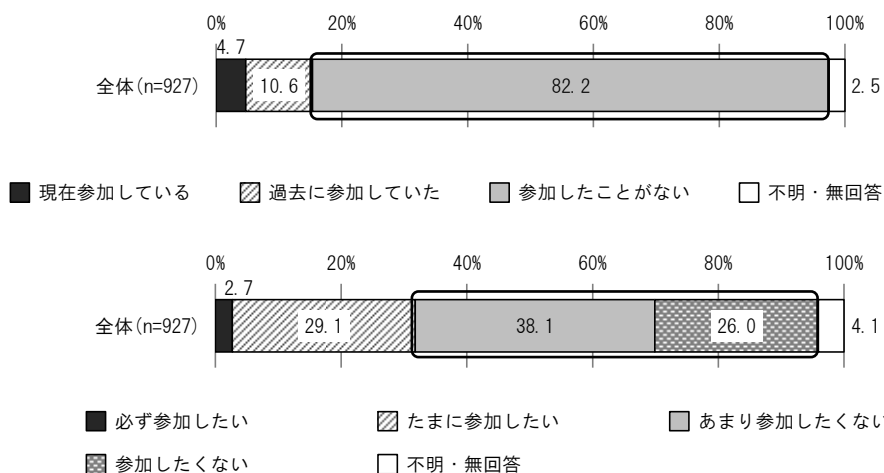
1位	共同募金、歳末たすけあい募金	52.5%
2位	広報啓発活動「社協いずみおまつ」	47.4%
3位	地域包括支援センター	39.5%

認知度が低い事業

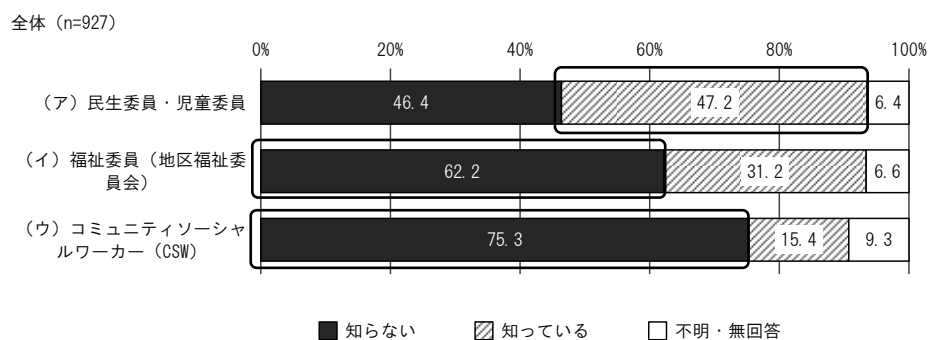
1位	小地域ネットワーク活動	76.3%
2位	総合福祉センターの管理運営業務	73.4%
3位	生活福祉資金貸付	72.7%

※名前だけ知っているも含む

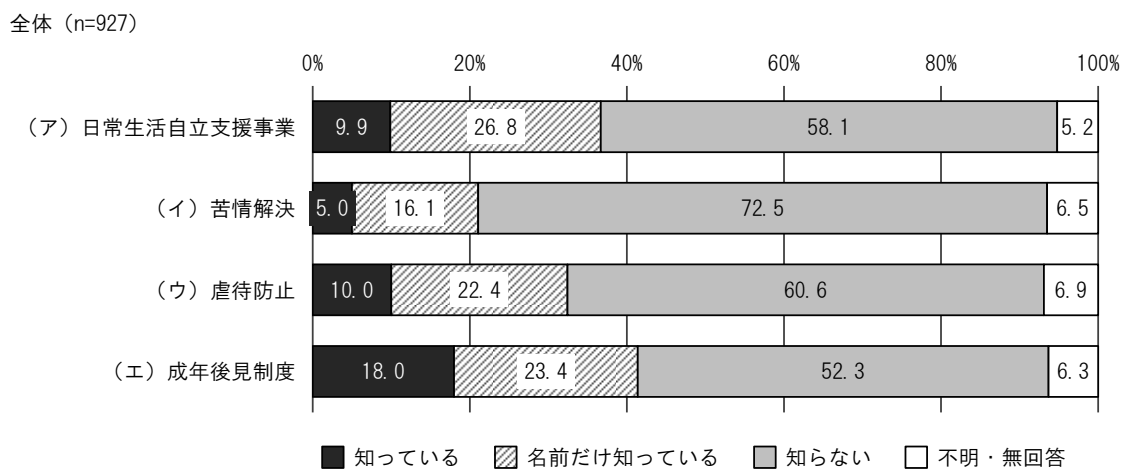
地域住民などが集まる交流の場：「参加したことがない」が82.2%、「過去に参加していた」が10.6%、「現在参加している」が4.7%となっています。参加したいかどうかについては、「あまり参加したくない」が38.1%、「たまに参加したい」が29.1%、「参加したくない」が26.0%となっています。



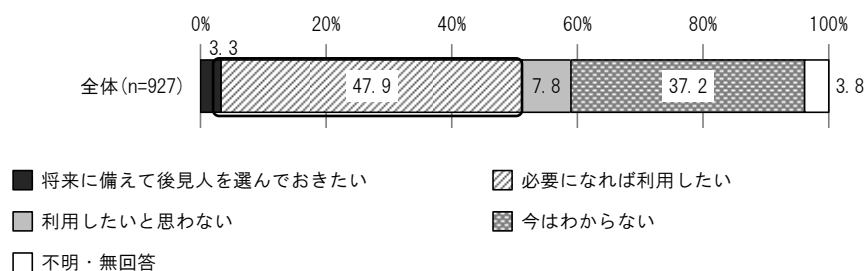
地域で活動している人の認知度：(ア) 民生委員・児童委員では「知っている」が47.2%、(イ) 福祉委員（地区福祉委員会）では「知らない」が62.2%、(ウ) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）では「知らない」が75.3%となっています。



権利擁護の仕組み：(ア) 日常生活自立支援事業、(イ) 苦情解決、(ウ) 虐待防止、(エ) 成年後見制度の全ての事業で「知らない」が多くなっています。



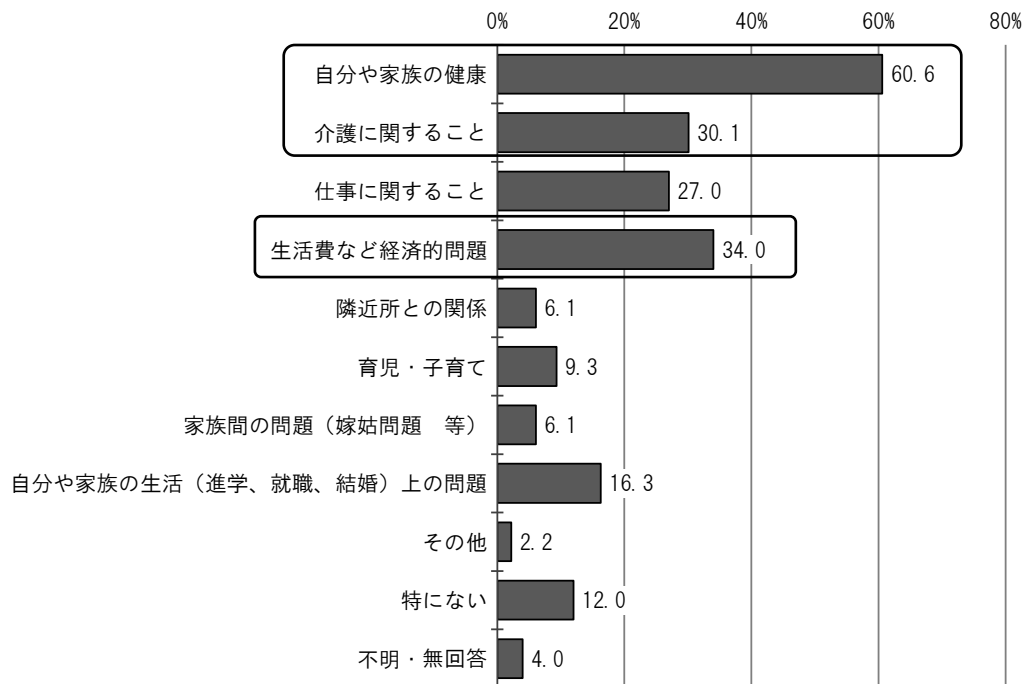
成年後見制度の利用：「必要になれば利用したい」が47.9%、「今はわからない」が37.2%となっています。



(7)自殺対策を含む福祉全般に関して

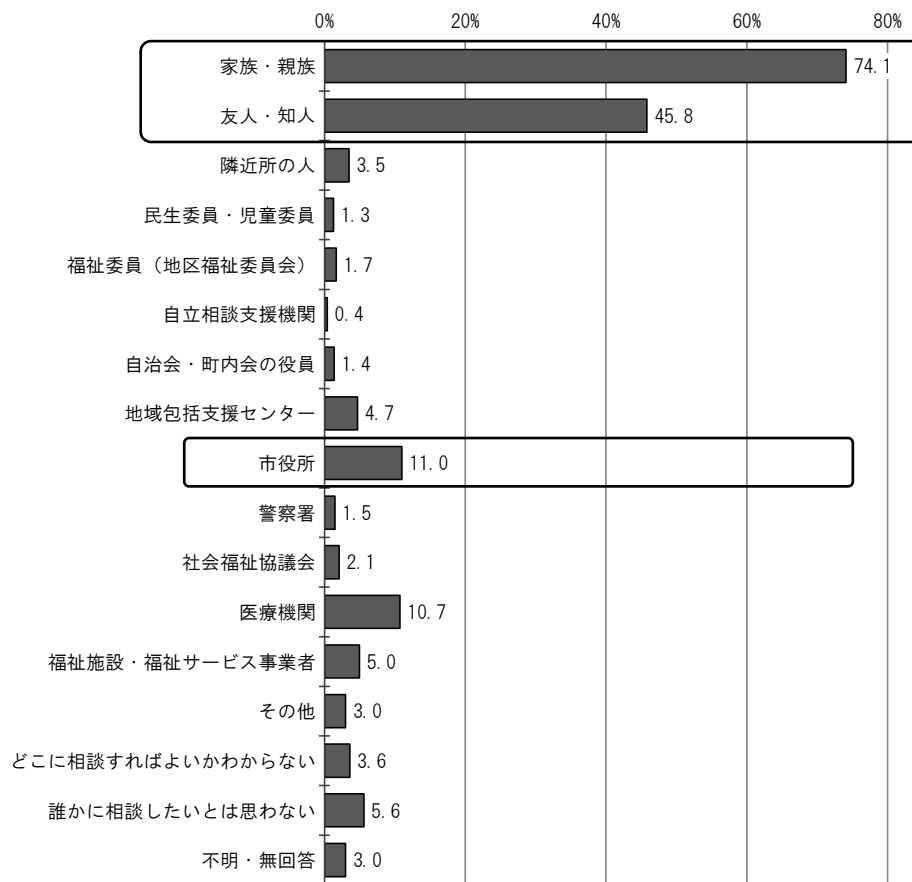
暮らしのなかでの不安や悩み：「自分や家族の健康」が 60.6%、「生活費など経済的問題」が 34.0%、「介護に関すること」が 30.1%となっています。

全体 (n=927)

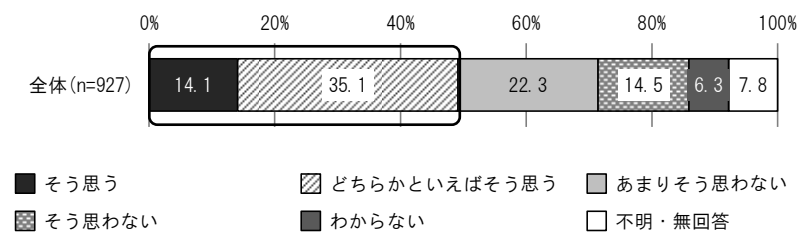


悩みを相談する人：「家族・親族」が74.1%、「友人・知人」が45.8%、「市役所」が11.0%
 となっています。

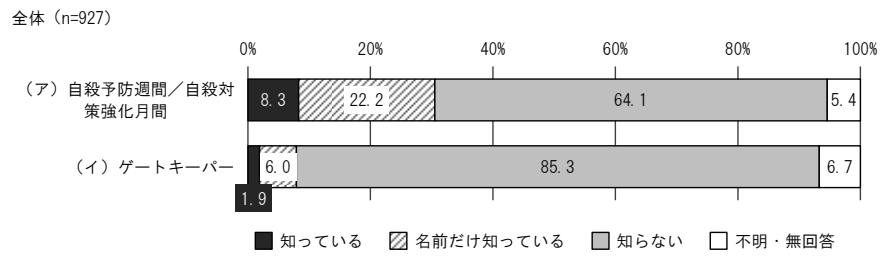
全体 (n=779)



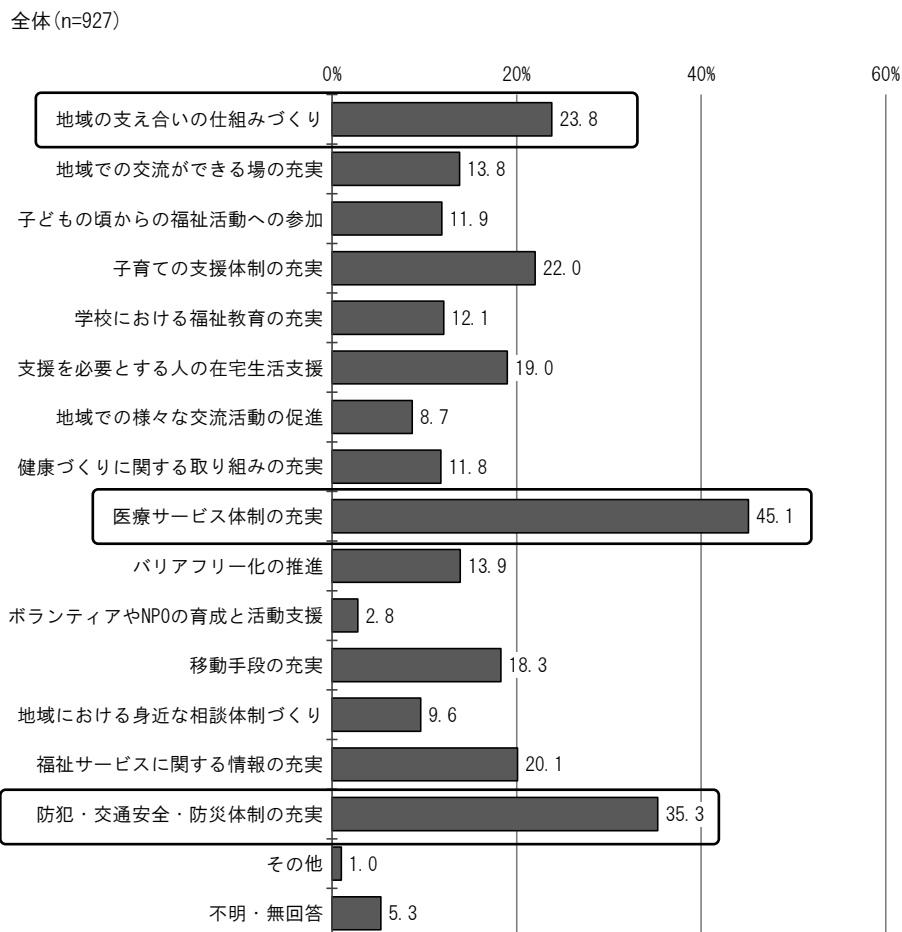
相談にためらいがあるか：「そう思う」が14.1%、「どちらかといえばそう思う」が35.1%、
 となっています。



自殺対策事業の認知度：(ア) 自殺予防週間／自殺対策強化月間、(イ) ゲートキーパーともに「知らない」が最も多くなっています。



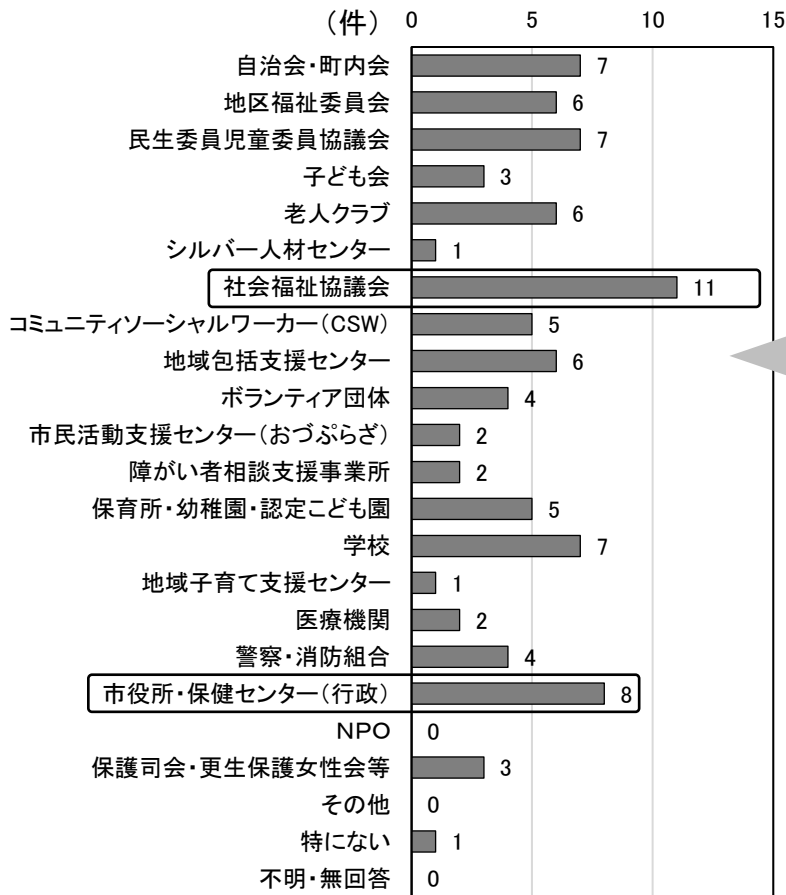
求められている福祉の取組：「医療サービス体制の充実」が 45.1%、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が 35.3%、「地域の支え合いの仕組みづくり」が 23.8%となっています。



3. 団体ヒアリング調査結果概要

(1) 活動内容について

団体や機関等との交流や連携：「社会福祉協議会」が11件、「市役所・保健センター（行政）」が8件となっています。

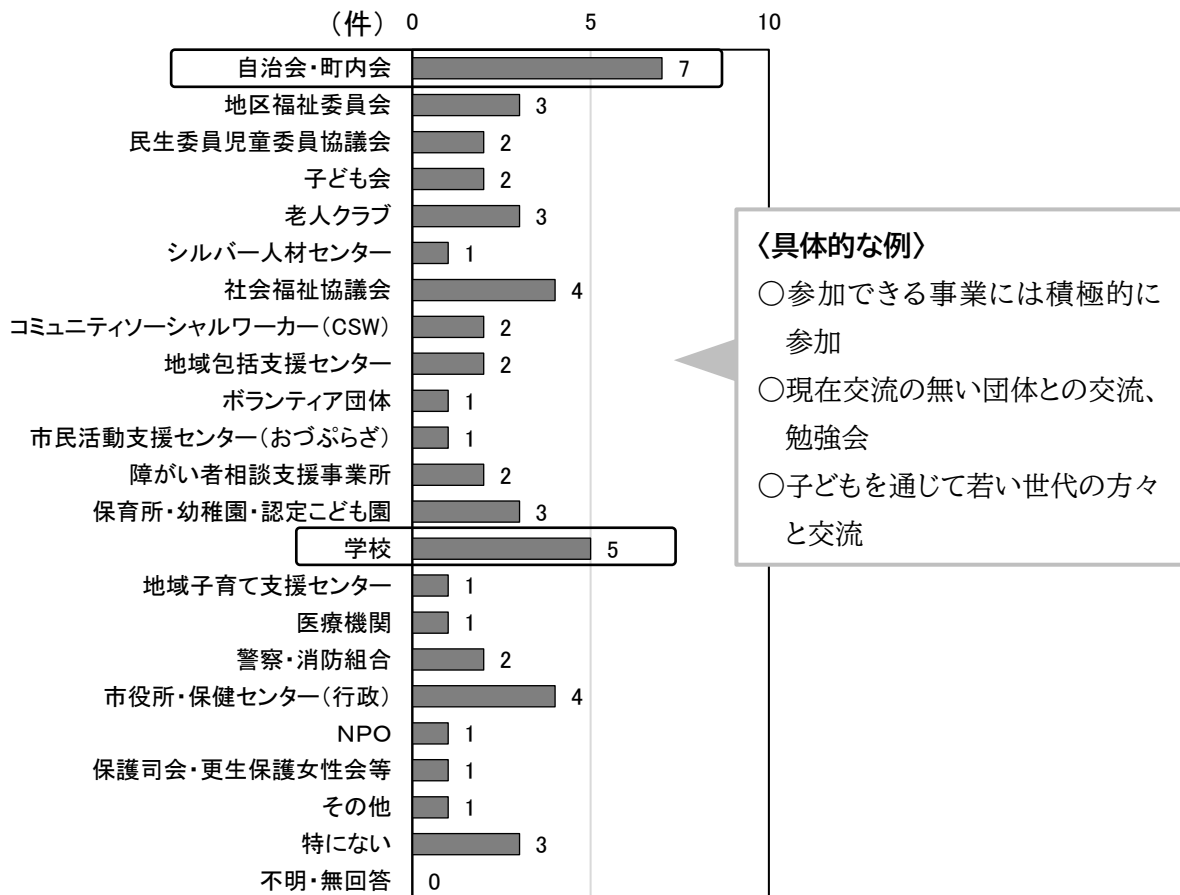


〈具体的な例〉

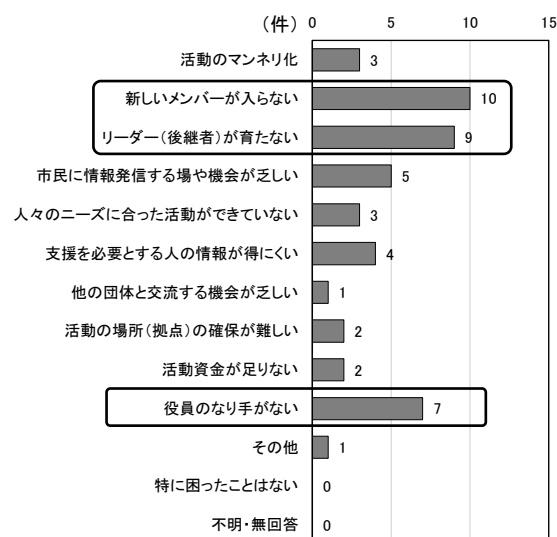
- 個別ケースの相談時に、同行して対象者をつなぐ
- 会に役員としての関りがある
- 見守り活動
- 行事の開催協力

新しく連携したい、連携を強化したいと思う団体や機関

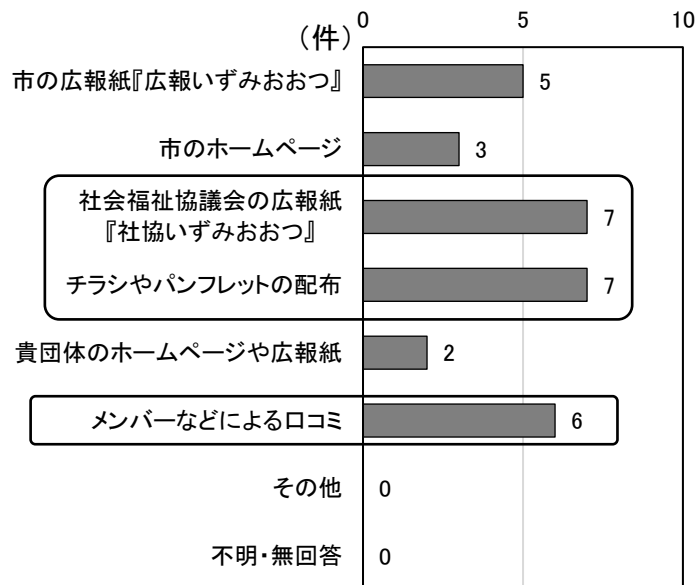
：新しく連携したい、連携を強化したいと思う団体や機関については、「自治会・町内会」が7件、「学校」が5件となっています。



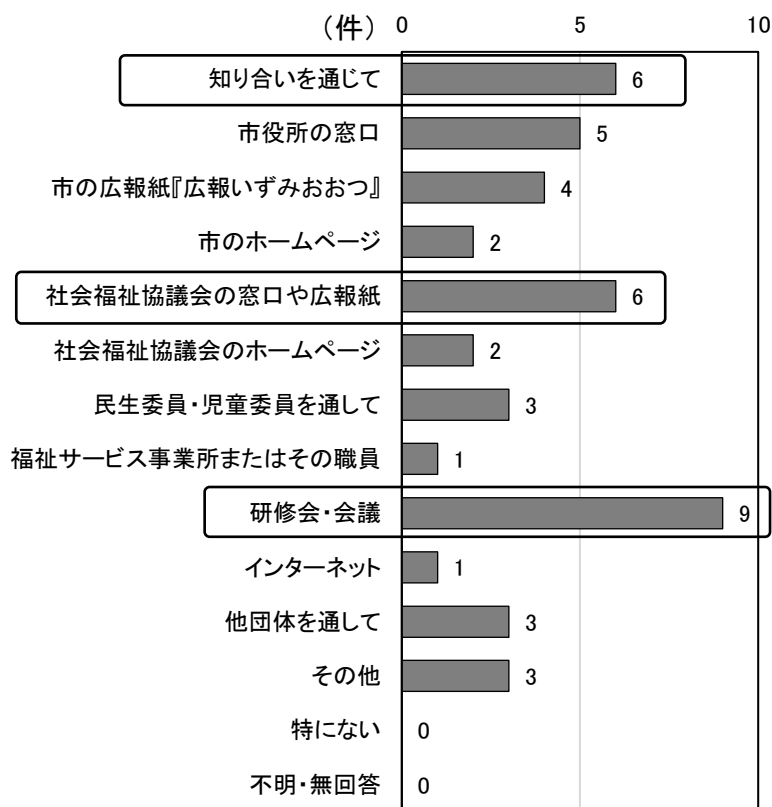
地域活動を行う上で困っていること：地域活動を行う上で困っていることについては、「新しいメンバーが入らない」が10件、「リーダー(後継者)が育たない」が9件となっています。



地域活動の情報発信：地域活動情報をどのように発信しているかについては、「社会福祉協議会の広報紙『社協いずみおおつ』」と「チラシやパンフレットの配布」が7件、「メンバーなどによる口コミ」が6件となっています。

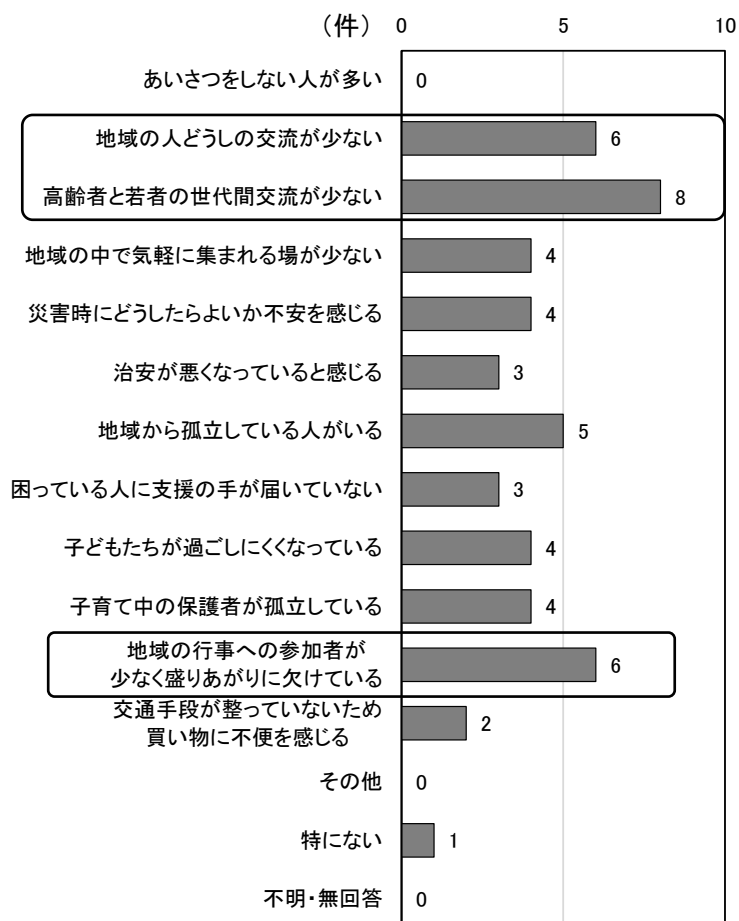


必要な情報をどこから入手：必要な情報をどこから入手しているかについては、「研修会・会議」が9件、「知り合いを通じて」と「社会福祉協議会の窓口や広報紙」がともに6件となっています。



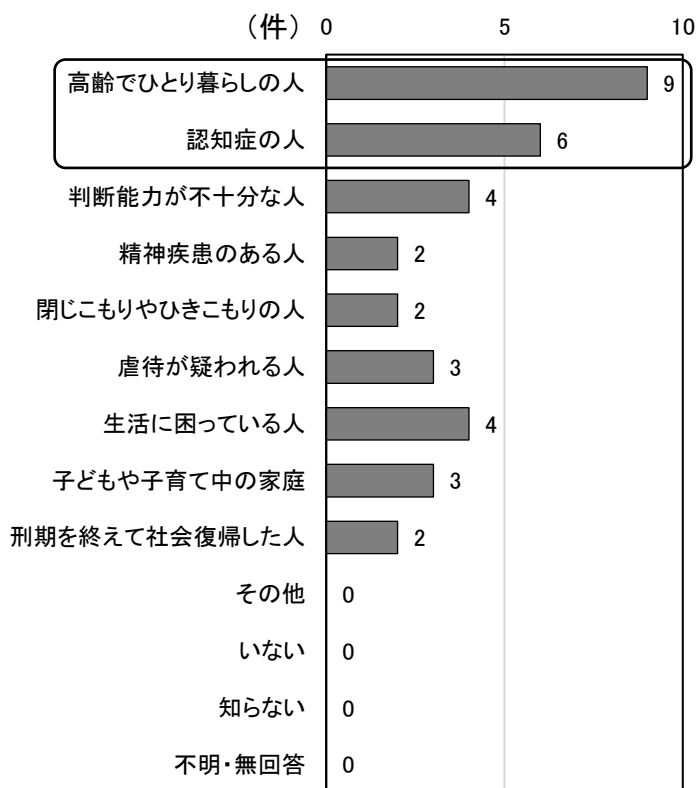
(2)活動を通じて見える地域の状況

地域のなかで課題に感じること：活動を通じて、地域のなかで課題に感じることについては、「高齢者と若者の世代間交流が少ない」が8件、「地域の人どうしの交流が少ない」と「地域の行事への参加者が少なく盛りあがりに欠けている」が6件となっています。

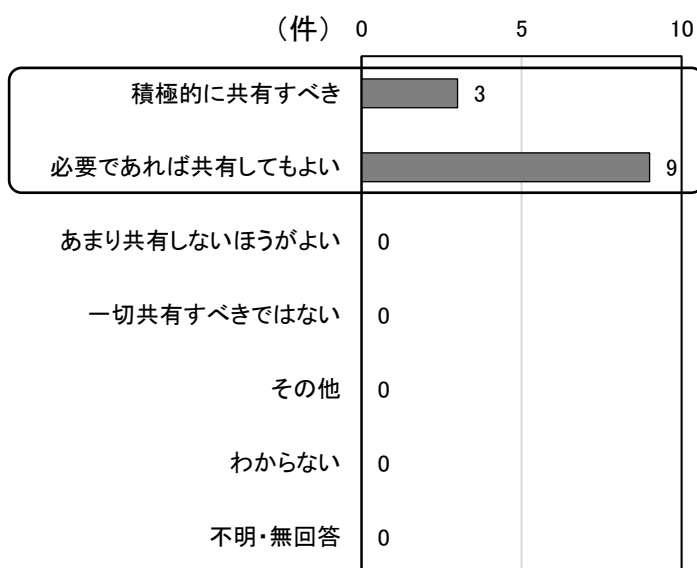


見守り等支援が必要な人や、気にかかる人

：活動を通じて、見守り等支援が必要な人や、気にかかる人がいるかについては、「高齢でひとり暮らしの人」が9件、「認知症の人」が6件となっています。

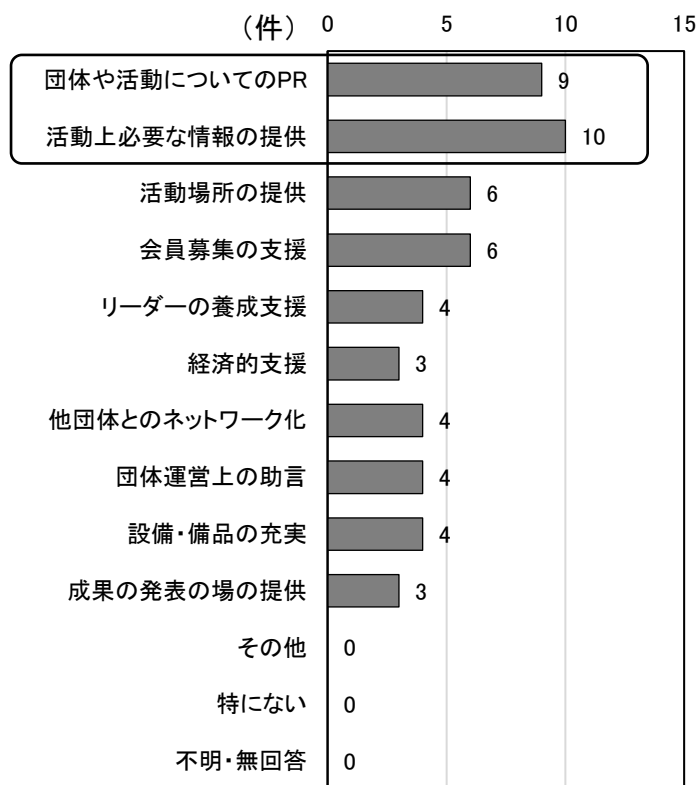


個人情報共有することについて：地域での支え合いや孤独死・孤立死の防止等のために、支援者が、支援に必要な個人情報を共有することについては、「必要であれば共有してもよい」が9件、「積極的に共有すべき」が3件となっています。



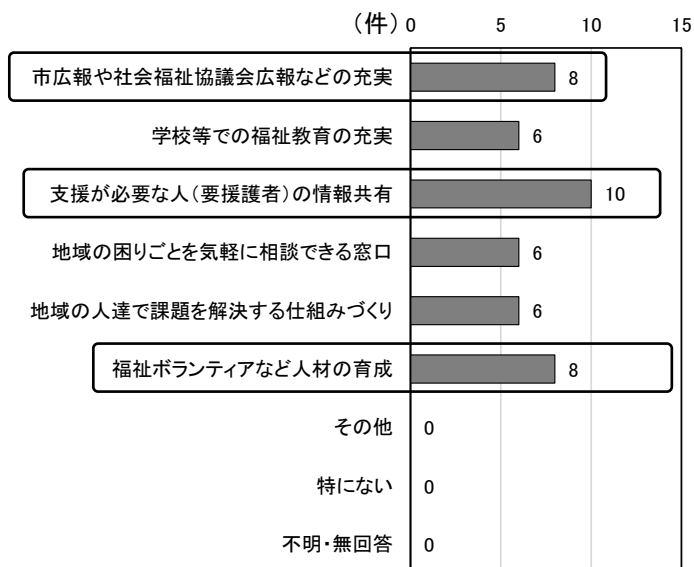
(3)今後の活動について

市や社会福祉協議会に望むこと：活動をしていく上で市や社会福祉協議会に望むことについては、「活動上必要な情報の提供」が10件、「団体や活動についてのPR」が9件となっています。



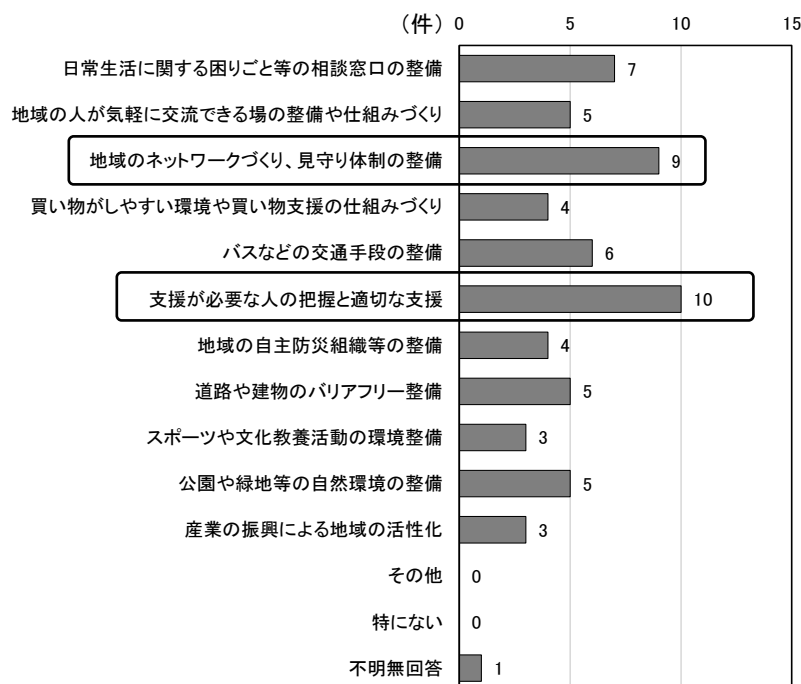
地域における助け合いを活発化するための取組

：地域における助け合いを活発化するため、市や社会福祉協議会の取組としてどのようなことが重要だと思うかについては、「支援が必要な人(要援護者)」が10件、「市広報や社会福祉協議会広報などの充実」と「福祉ボランティアなど人材の育成」が8件となっています。



地域での暮らしをより豊かにするための取組

：地域での暮らしをより豊かにするため、どのようなことが必要だと考えるかについては、「支援が必要な人の把握と適切な支援」が10件、「地域のネットワークづくり、見守り体制の整備」が9件となっています。



第3節 | 推進委員会規則及び設置要綱

○泉大津市地域福祉計画推進委員会規則

令和2年3月24日

規則第17号

最近改正 令和3年3月26日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉大津市附属機関設置条例（令和2年泉大津市条例第1号）第3条の規定に基づき、泉大津市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 泉大津市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗に係る評価に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (3) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を

聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、保険福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第8号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○泉大津市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的として、「泉大津市地域福祉活動計画」(以下「活動計画」という。)を「泉大津市地域福祉計画」と一体的に策定・推進するため、泉大津市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を泉大津市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)に報告するものとする。

- (1) 活動計画の進捗状況に係る評価に関すること。
- (2) 活動計画の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 この委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (3) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他会長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第7条 委員会は、必要に応じ、検討部会を設けることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委員会に出席した者その他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、泉大津市社会福祉協議会事務局において処理する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第4節 | 推進委員会委員名簿

No.	推進委員	組織名	役職名
1	松端 克文	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部	教授
2	河野 あゆみ	大阪公立大学看護学部地域包括ケア科学分野	教授
3	濱田 秋一	泉大津市保護司会	会長
4	寺内 淳	泉大津市立病院	室長補佐
5	中塚 邦明	泉大津市自治会連合会	副会長
6	畑村 千代美	泉大津市民生委員児童委員協議会	監事
7	森元 美織	地区福祉委員長会	会長
8	花野 夏代	泉大津市人権啓発推進協議会	会長
9	大野 稔	泉大津市老人クラブ連合会	会長
10	橘 艶子	泉大津市身体障がい者福祉会	会長
11	廣橋 秀子	泉大津市母子福祉会	会長
12	上東 千草	泉大津市ボランティア連絡会	会長
13	加藤 聡子	ローズガーデン条南苑いきいきネット相談支援センター	CSW
14	吉田 智子	大阪府和泉保健所	主査
15	山内 弘美	市民	公募市民

第5節 | 計画策定の経過

実施日	会議名・策定工程	内容
令和5(2023)年 1月24日 ～3月3日	市民アンケート	計画書 107 ページ参照
2月1日 ～3月9日	関係団体ヒアリング調査	計画書 123 ページ参照
3月22日	令和4年度 第1回 泉大津市地域福祉計画・地 域福祉活動計画推進委員会	①第4次泉大津市地域福祉計画・第3次泉大津市地 域福祉活動計画進捗について ②各地区活動の取組について ③第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地 域福祉活動計画策定スケジュールについて ④市民・団体アンケート中間報告
6月29日	第4次泉大津市地域福祉活 動計画策定に向けたワーク ショップ説明会	①基調講演 ②活動報告「第3次泉大津市地域福祉活動計画の中 間報告」 ③ワークショッププログラム説明
7月19日 ～8月30日	第4次泉大津市地域福祉活 動計画策定に向けたワーク ショップ	①「さらに住みよい地域になるためには」をテーマ にグループ討議
7月25日	令和5年度 第1回 泉大津市地域福祉計画・地 域福祉活動計画推進委員会	①施策評価について ②市民アンケート・団体ヒアリング調査結果報告 ③第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地 域福祉活動計画骨子について ④ワークショップについて
9月5日	令和5年度 第2回 泉大津市地域福祉計画・地 域福祉活動計画推進委員会	①ワークショップ経過報告について ②自殺対策計画施策評価について ③第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地 域福祉活動計画（案）について ④計画の基本理念（キャッチフレーズ）案の選定に ついて
10月24日	令和5年度 第3回 泉大津市地域福祉計画・地 域福祉活動計画推進委員会	①ワークショップ実施報告 ②第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地 域福祉活動計画（案）について ③パブリックコメントの実施について
10月24日	第4次泉大津市地域福祉活 動計画策定に向けたワーク ショップ報告会	①計画策定に向けたワークショップの経過と今後 の取組について ②計画策定に向けた各地区ワークショップまとめ
11月29日 ～12月28日	パブリックコメント実施	第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地域 福祉活動計画について多くの市民から広く意見を 得るため、パブリックコメントを実施。 意見総数は5件。
令和6(2024)年 1月22日	令和5年度 第4回 泉大津市地域福祉計画・地 域福祉活動計画推進委員会	①パブリックコメントの結果について ②第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地 域福祉活動計画（案）について

第6節 | 用語解説

あ行

◎アウトリーチ

相談窓口で相談者が来るのを待つのではなく、地域や家庭などに出向いて相談を受ける方法です。

◎青色防犯パトロール

子どもたちの安全や多様な犯罪抑止のために、幅広い地域や時間帯に全職員が青色防犯パトロール車を使用し、防犯啓発の音声を流しながら巡回活動を実施しています。市の補助団体である泉大津市防犯委員会が犯罪抑止・地域の安全安心を目的に、学校の下校時間や夜間等に巡回等を行っています。

◎NPO

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行う事を意味します。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

か行

◎がんばろう基金

泉大津市がんばろう基金は、住民等と行政とで、住民の特定非営利活動を応援し、本市を元気にする仕組みです。いただいた寄附と市からの積立金は、住民の特定非営利活動を支援する公募型補助金の財源に充てられます。

◎共生型サービス

共生型サービスとは、高齢者と障がい児者が同一の事務所でサービスが受けやすくなるために創設されたものです。

◎協働

民間企業なども含めた地域住民と行政が共通の目的を達成するために、お互いの責任と役割を明確にした上で、どちらが主でどちらが従という関係ではなく対等な関係により、様々な事業や活動をはじめとして、必要な施策や取組活動の計画立案・実施、その後の評価まで役割分担しながら実施することをいいます。

◎ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人を指します。

◎健康寿命

WHO（世界保健機関）が提唱した指標で健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指します。

◎コーディネート

調整することを意味します。

◎こども 110 番

地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども 110 番の家」運動を推進しています。この運動は、地域の協力家庭が「こども 110 番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルにまきこまれそうになったら、「こども 110 番の家」の旗を掲げている家に駆け込み、助けを求めることで、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするものです。

◎コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などを重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図るなどの活動を行う専門職です。

◎コミュニティワーカー (CoW)

社会福祉協議会の福祉活動専門員に代表される地域福祉の専門職で、住民参加による地域組織化活動や、地域間での連絡・調整、住民への福祉教育など、地域援助に関わる種々の活動を行います。

さ行

◎ささえあう地域づくり協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な事業主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するための会議です。

◎サロン

地域住民が気軽に集える場所を指します。サロンを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動を行います。

◎市民活動支援センター

市民主体のまちづくりを推進するため、市民等が自発的に行う公益的な活動を支援するための施設。市民活動団体間等のコーディネートや市民活動に関する相談、市民や団体向けのスキルアップ講座の開催、日々の活動に必要な機材の提供等を行います。

◎小地域ネットワーク活動

概ね小学校区を単位とする市内9地区において要援護者一人一人を対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動のことをいいます。

◎自立相談支援事業

生活困窮者の相談に応じアセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し支援の提供につなげ、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援、ネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組む事業です。

◎スクールカウンセラー

児童生徒へのカウンセリング、保護者や教職員に専門的な助言、援助を行う心理の専門家を指します。

◎スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童生徒と、児童生徒がおかれた環境への働きかけなどを行う福祉の専門家を指します。

◎生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人をいいます。

◎生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき福祉事務所設置自治体(府及び市)が自立相談支援機関(相談窓口)を設置し生活困窮者への相談支援の実施や住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立支援に関する措置を講ずることにより自立に向けた支援を行います。

◎生活支援コーディネーター

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等と連携しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域のニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する人です。

◎成年後見制度

精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。自己決定権の尊重、残存能力の活用、障がいのある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会をつくるという理念をその趣旨としています。

◎世代間交流

地域の高齢者から昔遊びを教わったり、昔の生活の様子を聞くなど、子どもと高齢者とのふれあい交流の場のことです。学校との協働で子どもたちや地域住民に対する福祉教育の場もあります。

た行

◎地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などを含むすべての地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会のことです。

◎地域貢献委員会

泉大津市内の社会福祉施設間相互の連絡調整、交流ならびに社会貢献事業への協力等を図り、地域福祉の推進ならびに施設福祉の充実・発展を目的とした委員会のことです。

◎地域自殺対策政策パッケージ

都道府県および市区町村における地域自殺対策計画を策定する際に、盛り込むことが推奨される施策群について、その具体的な取り組み事例と合わせて提示することにより、地域自殺対策計画の円滑な策定を支援するものです。

◎地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステムのことです。

◎地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関のことをいいます。

◎地区福祉委員会

住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的とし、そこに住むすべての住民が安心して暮らしやすいまちづくりを、住民が主体になって、知恵と力を出し合って、地域総ぐるみで推進する推進役のことをいいます。きめ細かな地域単位で活動するために、旧小学校区9地区毎を単位に、活動を進めています。

◎出前講座

住民が知りたい、聞いてみたいという市の施策や事業、制度などについて、担当の市職員が指定の場所に出向き、直接情報を伝えるサービスです。

な行

◎日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。

◎認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態を指します。

◎認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けする人のことをいいます。

は行

◎パブリックコメント

市の施策に関する基本的な計画等を策定する場合に、案の段階で公表して、市民等から意見等をいただき、提出された意見等を考慮した上で、意思決定を行う手続きのことをいいます。

◎バリアフリー化

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをしていますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことを指しています。

◎避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のことです。

◎避難行動要支援者支援制度

地域の最小単位の中で災害発生時に避難行動要支援者に対し、避難支援や安否確認等を行うことをめざした仕組みのことです。

◎ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの預かりを希望する依頼会員（預ける側）と、援助を行うことを希望する提供会員（預かる側）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う組織です。

◎包括ケア会議

保健・医療・福祉などの専門多職種連携による対応困難ケースへの事例検討などを行い、高齢者、介護者、その他家族などが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるよう、包括的・継続的な支援体制を構築することをめざした会議です。

◎法人後見制度

社会福祉法人や社団法人、NPOなどが成年後見人を行う制度のことです。

◎ボランティアコーディネーター

「一人一人が社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会のさまざまな課題やテーマに取り組む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人一人が市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を、仕事として担っている人材（スタッフ）のことをいいます。

ま行

◎街かどデイハウス

在宅の虚弱または家に閉じこもりがちな高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるように、日帰りの介護サービスを行い、人と人が接するふれあいの場を提供します。

◎民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人を指します。なお、民生委員は児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当しています。

◎メンタルヘルス

こころの健康、精神衛生のことを指します。

や行

◎ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

例）多目的トイレ、音響・時間表示付き信号機、センサー付き蛇口など。

◎要保護児童対策地域協議会

福祉・教育・保健・医療・警察等の関係機関が連携し、児童虐待の早期発見、対応、家庭への支援を行います。

わ行

◎ワークショップ

参加者が、司会者の助けを借りながら話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法をいいます。

第7節 | 地区福祉活動計画

地区福祉活動計画 (計画策定に向けたワークショップまとめ)



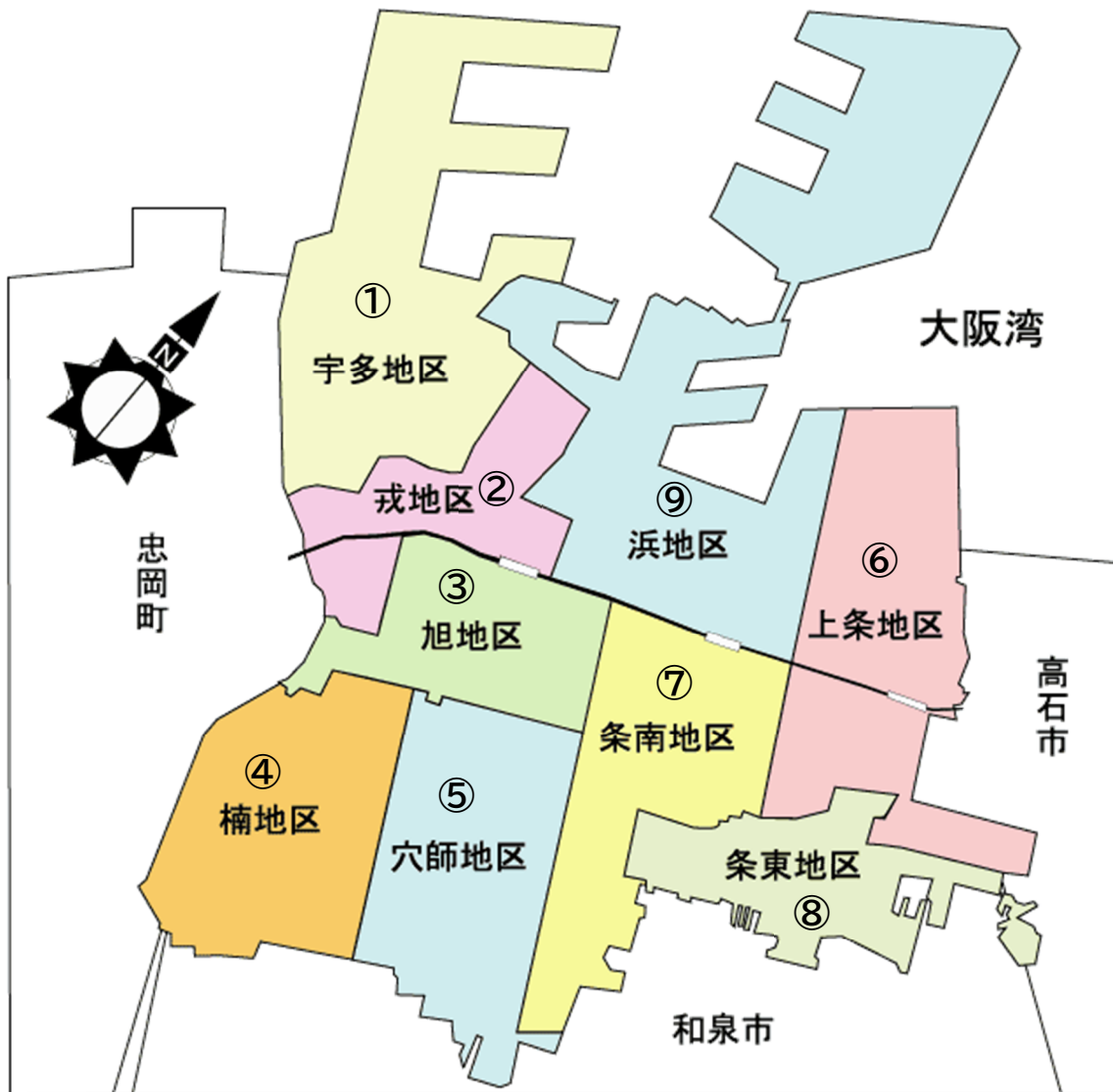
各地区の紹介

計画策定に向けたワークショップの結果を旧小学校区単位の9地区でまとめ、地域の生活課題や福祉活動について意見を抽出しました。


その中で、地区福祉活動計画を策定し、めざすべき方向を立てました。

泉大津市全体（令和6年1月現在）

人口：73,113人
（男性：34,853人/女性：38,260人）
世帯数：35,548世帯
高齢化率：26.2%



◆各地区の状況

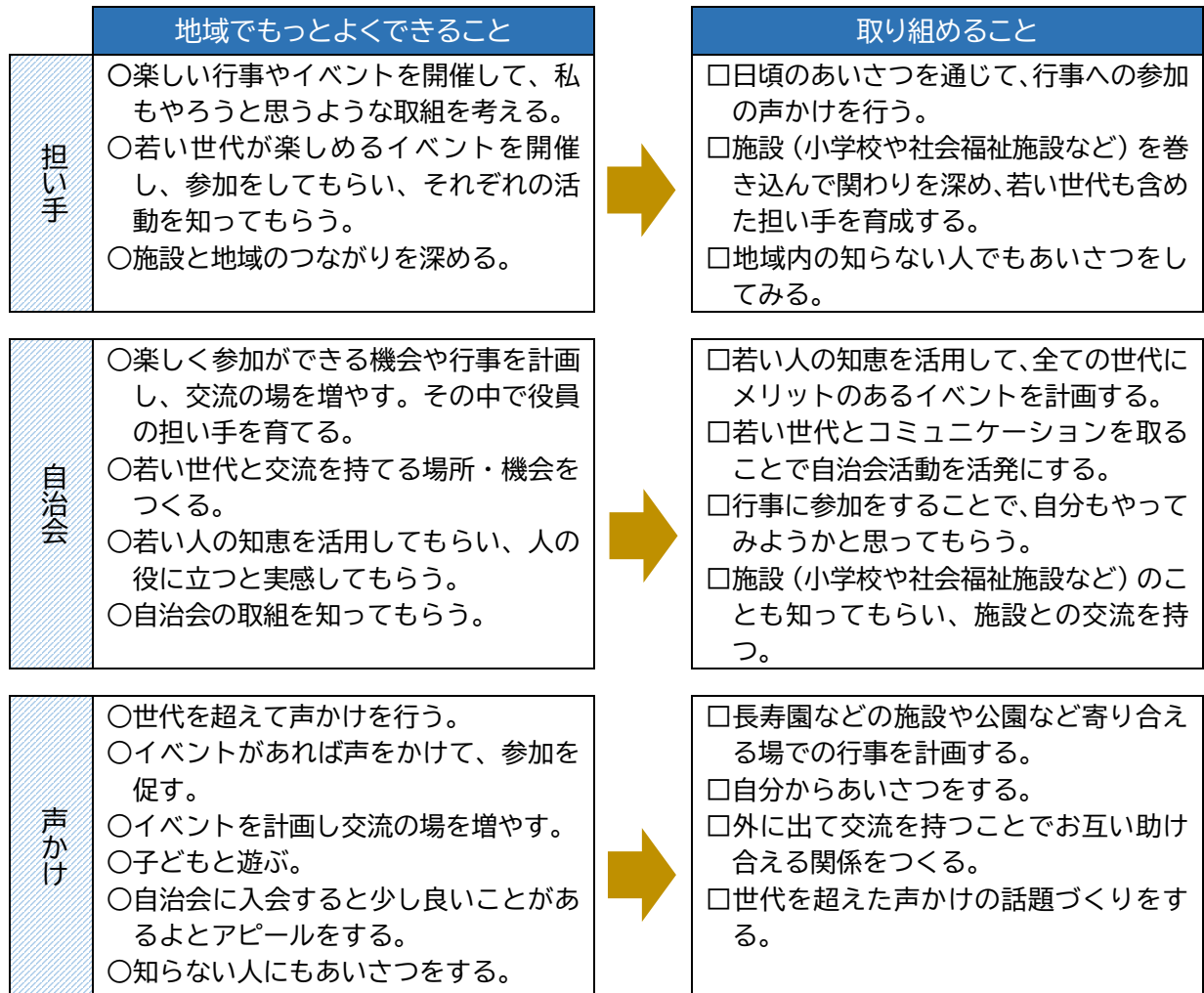
<p>① 宇多地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 風通しよく交流できる地域づくり</p> <p>人 口：3,909人 (男性：1,855人/女性2,054人) 世 帯 数：1,790世帯 高齢化率：25.3%</p>	<p>② 戎地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 顔見知りが多い、楽しいまちづくり</p> <p>人 口：5,400人 (男性：2,510人/女性2,890人) 世 帯 数：2,734世帯 高齢化率：26.0%</p>
<p>③ 旭地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 強いつながりのある地域づくり</p> <p>人 口：12,327人 (男性：5,880人/女性6,447人) 世 帯 数：5,967世帯 高齢化率：22.3%</p>	<p>④ 楠地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 楽しい交流を通して愛着を持ってもらえる地域づくり</p> <p>人 口：4,733人 (男性：2,295人/女性2,438人) 世 帯 数：1,918世帯 高齢化率：19.8%</p>
<p>⑤ 穴師地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 多世代がつながり、安心・安全に住める地域づくり</p> <p>人 口：12,935人 (男性：6,123人/女性6,812人) 世 帯 数：6,351世帯 高齢化率：25.3%</p>	<p>⑥ 上条地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 世代を超えて皆が顔なじみになれる地域づくり</p> <p>人 口：7,222人 (男性：3,394人/女性3,828人) 世 帯 数：3,641世帯 高齢化率：31.4%</p>
<p>⑦ 条南地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 誰でも、何処でも、あいさつできる地域づくり</p> <p>人 口：9,214人 (男性：4,455人/女性4,759人) 世 帯 数：4,445世帯 高齢化率：26.9%</p>	<p>⑧ 条東地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 気軽に支えあう、お互い様の地域づくり</p> <p>人 口：10,082人 (男性：4,891人/女性5,191人) 世 帯 数：5,223世帯 高齢化率：31.1%</p>
<p>⑨ 浜地区</p> <p>〈めざすべき方向〉 住民同士で気軽に声かけできる地域づくり</p> <p>人 口：7,291人 (男性：3,450人/女性3,841人) 世 帯 数：3,479世帯 高齢化率：26.7%</p>	

資料：泉大津市住民基本台帳(令和6年1月1日現在)

宇多地区福祉活動計画

〔めざすべき方向〕

風通しよく交流できる地域づくり



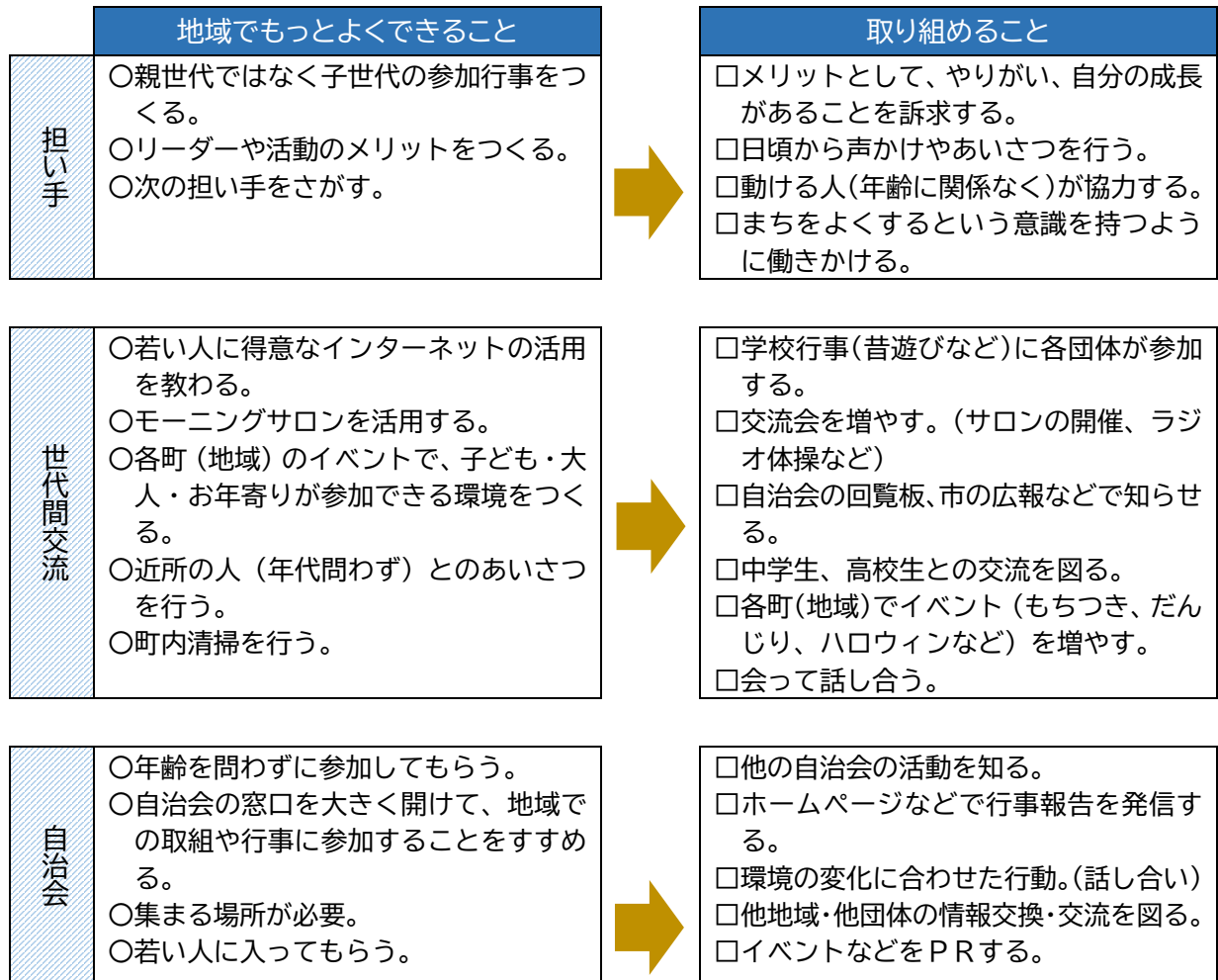
理想の地域

- ☆顔を合わせば自然に話し、声かけができ、地域全体が明るくなる様に
- ☆施設としても地域との交流をもっととれて、地域にも施設のことを知ってもらい、何かあった時は助け合えたらいい
- ☆いろいろな世代の交流により、地域のつながりができる
- ☆若い人とのふれあい
- ☆気軽に声をかけ合える
- ☆知らない人のいない地域
- ☆目と目があえばあいさつができる
- ☆誰とでも声をかけられる

我地区福祉活動計画

〔めざすべき方向〕

顔見知りが多い、楽しいまちづくり



理想の地域

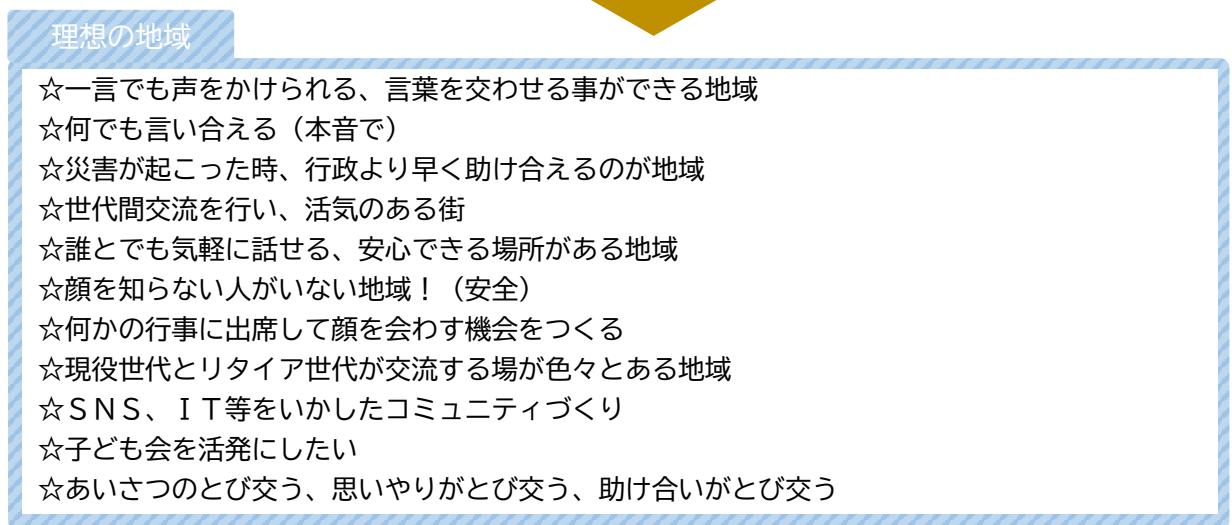
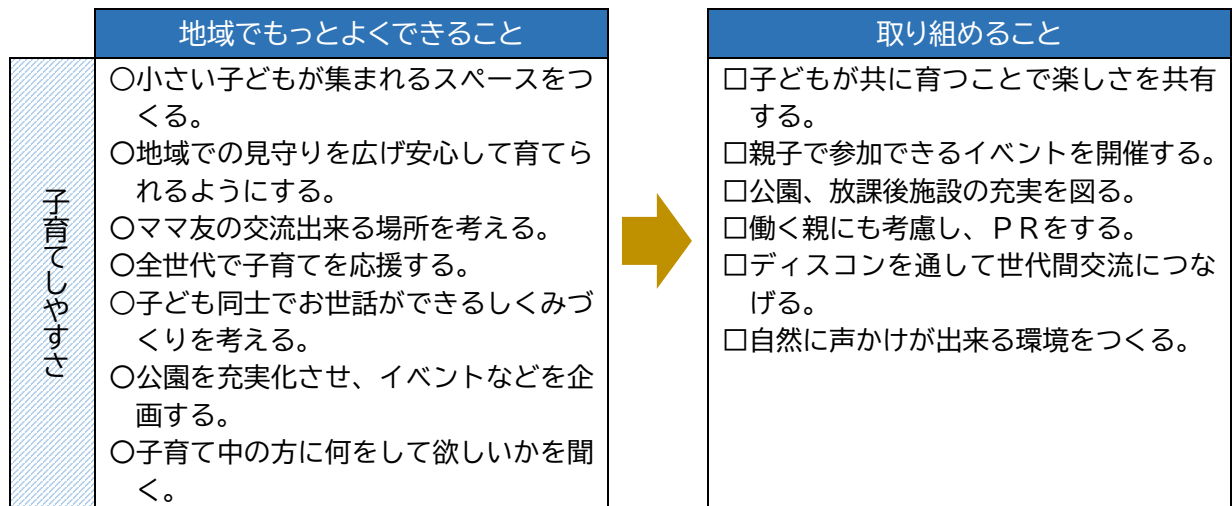
- ☆まちの人と顔見知りになり、町内であいさつをする
- ☆引っぱっていきリーダーがいて、仲間がいて、みんなで協力しあって、楽しく、暮らせる地域
- ☆自治会館や集会場がある
- ☆公園や集会所があり、住民が活気ある町
- ☆顔見知りの多い地域
- ☆明るい、楽しい地域
- ☆誰とでも声をかけられる

旭地区福祉活動計画

【めざすべき方向】

強いつながりのある地域づくり

	地域でもっとよくなること	取り組めること
世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ○PRをもっとしていく。 ○イベントを多く開催することで顔見知り、心見知りの人を増やす。 ○イベントをきっかけにいろんな世代で集まる。 ○あさまちマーケットやブックランドあさひの周知を行う。 ○ラジオ体操、ディスコン（円盤をポイントめがけて投げる競技）、福祉カフェを行う。 ○子ども会、老人会、自治会の活性化を図る。 ○地域清掃を行う。 ○SNSを活用したPRを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> □参加してもらうための方法を熟考する。 □個々で催すのではなく、世代間（子ども～高齢者まで）で行う。 □イベントにおいて役割分担を各家庭に割り振る。 □PR活動をして、より多くの人に来てもらう。 □ポイント制にして、景品を渡す。 □リーダーの育成をする。 □口コミで広める。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世帯の加入を増やす。 ○メリットの説明を行う。 ○若い人に活動参加をしてもらう。 ○PR活動をする。 ○SNSを活用する。 ○いろんな世代の声を活かす。 ○交流の場で新たな人材を見つける。 	<ul style="list-style-type: none"> □交流を深める場として、理解してもらう。 □自治会のいい点を皆で考え発言していく。 □ポイントカードなどをつくる。 □PR方法を考える。 □何をしているか見える化する。 □笑顔写真などのPR活動をする。
交流の場	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃活動をPRする。 ○小学校の地域開放室を有効に使う。 ○イベントの準備分担など協力し合って人間関係を築く。 ○小学校、幼稚園の校舎、校庭を借りる。 ○ふれあい喫茶の開催を通して交流を持つ。 ○イベントなどを増やし、リーダーを見つける。 ○行事の参加率を上げるのにポイントをつける。 ○ラジオ体操などで顔を合わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> □世代間交流として、取り組みやすい事を考える。 □継続して行う。 □高齢者、若い世代、子ども、各世代に合った役割で一つのイベントを成功させる。 □ポイント制にして、景品を渡す。 □映画会とか、おしゃべり会、班ごとの集まりにまかせる。 □自治会中心に3つの老人会、一般会員、子ども会など、各団体で協力をして行事を行う。 □SNSを活用し、つながりをつくる。



楠地区福祉活動計画

【めざすべき方向】

楽しい交流を通して愛着を持ってもらえる地域づくり

	地域でもっとよくできること	取り組めること
声かけ	<ul style="list-style-type: none"> ○知らない人にも「こんにちは」「おかえり」など軽くあいさつしあう。 ○独居の方への声かけをする。 ○サークル活動、ラジオ体操など、参加を促す。 ○地域全体で取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> □返事がなくても積極的にあいさつをする。 □できる限り孤独な方をつくらないようにする。 □様々な活動を回覧板で周知する。 □笑顔で、子どもたちの行き帰りなどを見守る。 □各団体で連携をする。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○加入率の増加に取り組む。 ○行事を活発にしたい。 ○町内で集まりが出来るような行事を増やしていく。 ○サロンなどを活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □自治会加入のメリットをつくる。 □子どもの集まる行事を考える。 □コロナで中止していた活動を再開する。 □コミュニティセンターで、子どもの居場所づくりを行う。 □若い世代へPRする。
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども園、小・中学校、先生との交流を行う。 ○交流の場を増やす。 ○近くの子ども園や、小学校、百楽園など、地域の資源や場所を活用する。 ○色々な趣味を通じて交流を図る。 ○楽しい行事を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> □学校行事への参加を企画する。 □周知方法（イベントなど）を考える。 □子ども会や若いパパママにどんどんお願いをする。 □菜園を子ども園の子どもに利用してもらい、畑体験を通じて老人会や自治会と交流していく。

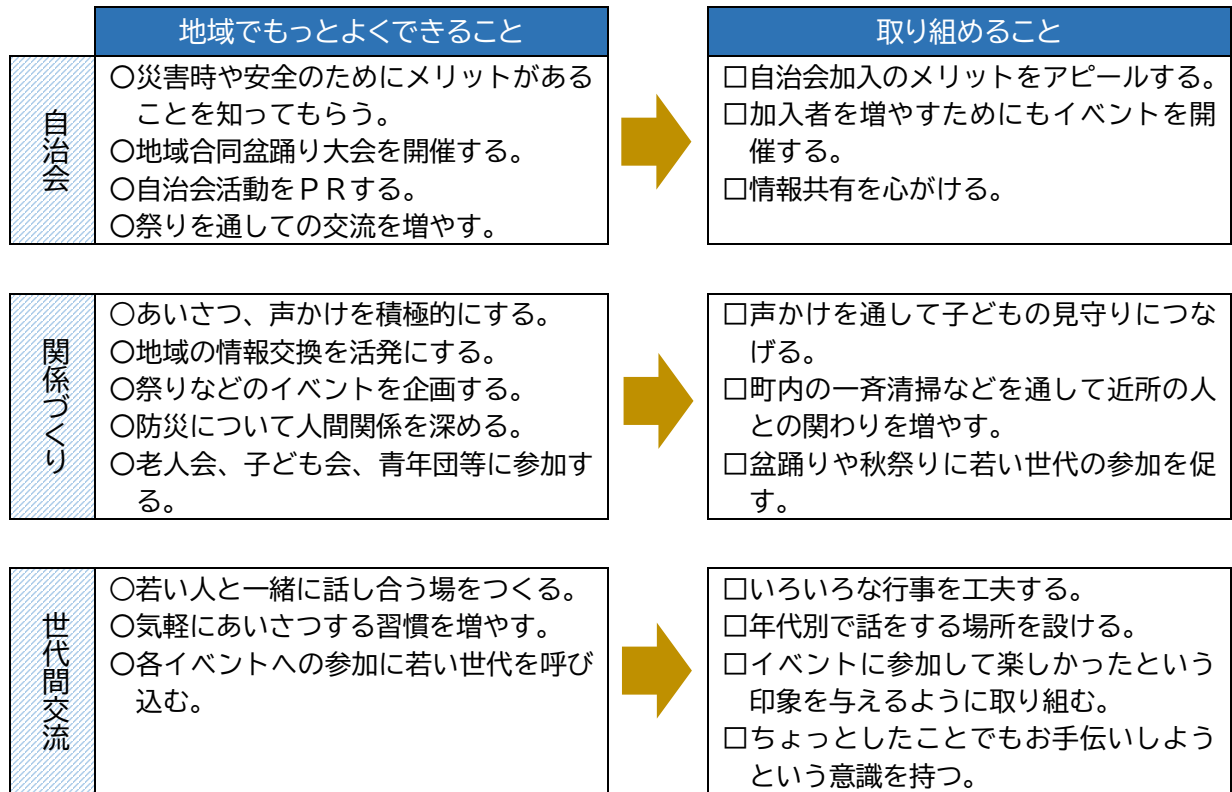
理想の地域

- ☆自分の子、孫世代が地元で生活して良かったと思えるまち
- ☆みんな仲よく、気楽に交流、一人ぼっちをなくす
- ☆地域で住民を支えていく
- ☆まちのみんなが笑顔で語り合える
- ☆みんなが自分のまちと、誇れるように
- ☆あいさつなど、皆で語り合える地域

穴師地区福祉活動計画

【めざすべき方向】

多世代がつながり、安心・安全に住める地域づくり



理想の地域

- ☆日常の生活上、他人に迷惑をかけないことを心がけて話す機会を増やす
- ☆あいさつを交し、ゴミのポイ捨てのない地域
- ☆困ったとき、お互いが助け合える関係がある
- ☆いつもニコニコと活気のあるまちづくり
- ☆年老いても、楽しく、安全に住めるまち
- ☆犯罪に強く、高齢者、子どもにやさしい地域
- ☆町内が知り合いとなれば良い

上条地区福祉活動計画

〔めざすべき方向〕

世代を超えて皆が顔なじみになれる地域づくり

	地域でもっとよくできること	取り組めること
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会活動の重要性やメリットを広める。 ○若い世代へ自治会への加入を進める。 ○地元の文化、施設などをよく知ってもらう機会をつくる。 ○加入しやすい組織をつくる。 ○自治会活動（盆踊り、地車祭り）などを通して、交流を積極的に図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □各年代にあった行事を企画する。 □桜まつりや盆踊り、地車祭りなどを通して、子どもの頃から自治会活動に参加をしてもらい、地元のことを知ってもらう機会を増やす。 □様々な行事を通して魅力を感じてもらう。 □出来ること、していること、良い所を伝える。 □若い人や女性の声を聞く。
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな世代で交流を行う。 ○若い人に自分の地域を知ってもらいながら、交流を進める。 ○子どもたちが魅力を感じる行事を計画する。 ○年齢に関わらず参加ができるものを企画する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ゴミの清掃活動を通して地域交流を図る。 □いろいろな世代が集まることのできる場所をつくる。 □地域の歴史が分かる古い写真を持ち寄り、写真展を企画する。 □子どもたちの意見を直接聞く。 □郷土愛のある行動をする。
見守り	<ul style="list-style-type: none"> ○各団体で情報交換を図る。 ○防犯カメラ、防犯灯の設置を行う。 ○あいさつ運動を兼ねて見守り活動を行う。 ○日頃から外で会ったら声をかける。 ○回覧板は顔を見て手渡し、安否確認を同時に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □あいさつ運動の回数を増やす。 □各団体の情報共有の場を設ける。 □訪問回数を増やす。 □地域の人と会った時に情報交換をする。 □近所の顔見知りの子どもたちに声かけを行う。 □親世代との交流を通して子どもを理解する。

理想の地域

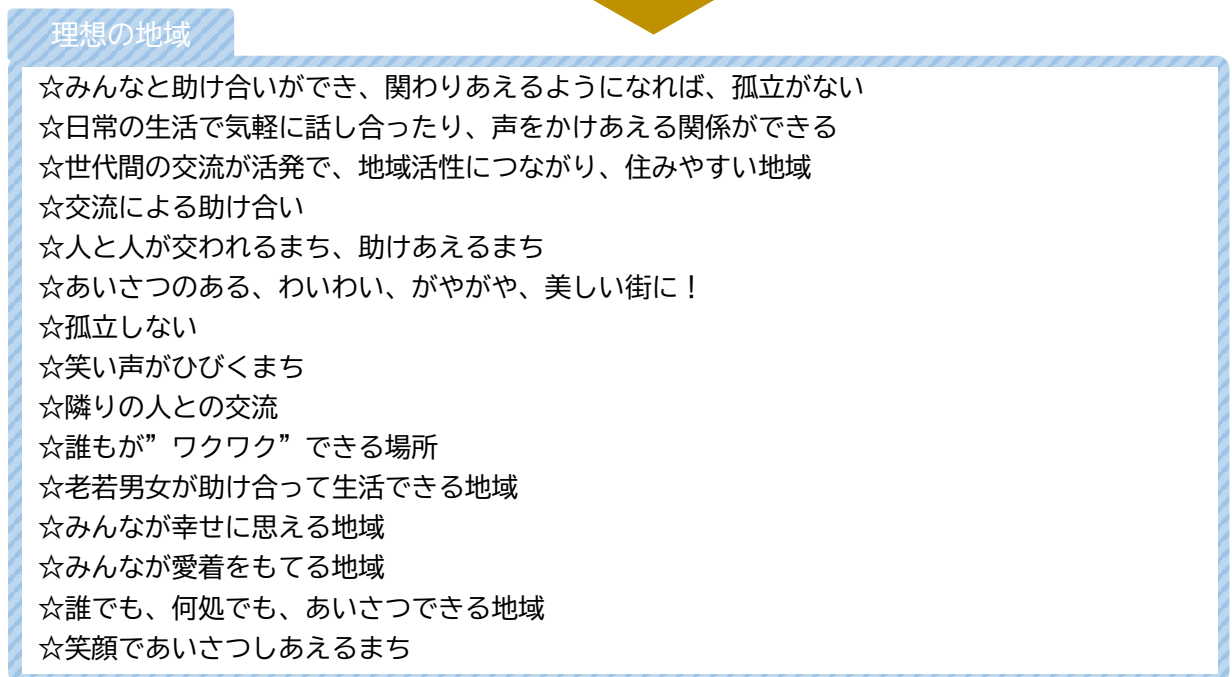
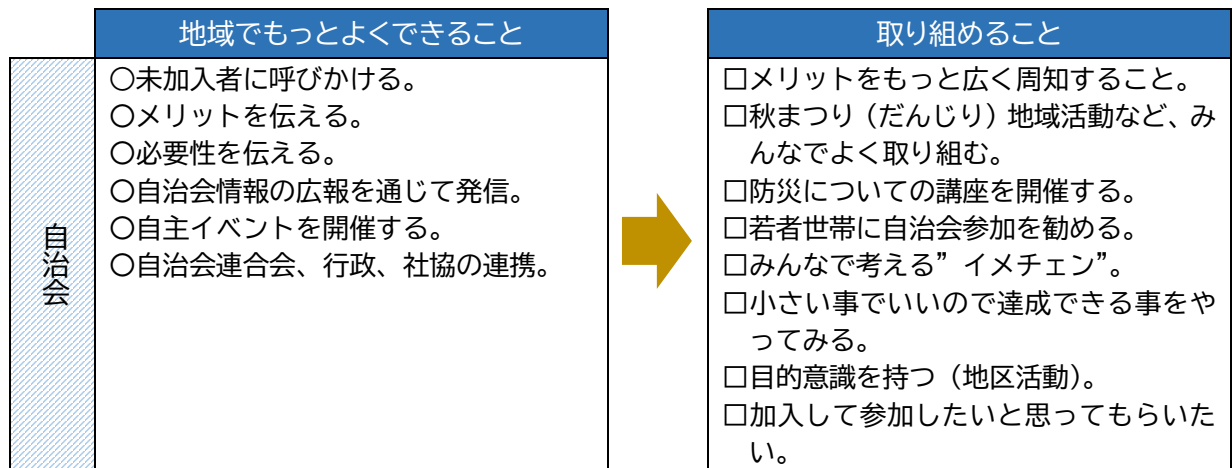
- ☆外で会ったら気軽にあいさつして簡単な会話をする
- ☆みんなが気持ちよく、元気にあいさつができる
- ☆他の人に関わる。子どもさんも誰とでもあいさつができるような安心したまち
- ☆地域交流がある行事や場面が多くて、活発である
- ☆皆顔なじみになるように
- ☆住んでいる今の場所が楽しい地域
- ☆笑顔でコミュニケーション
- ☆住民同士のあいさつができる地域
- ☆身近に相談できる地域
- ☆切磋琢磨できるまち
- ☆皆が顔見知りになれる地域

桑南地区福祉活動計画

〔めざすべき方向〕

誰でも、何処でも、あいさつできる地域づくり

担 い 手	<p style="text-align: center;">地域でもっとよくなること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの頃から自治会などの人と関わる。 ○出会う人とのあいさつの習慣づくり。 ○任期を短くして多くの人に参加協力をしてもらう。 ○自治会が楽しい場になれば、若者もくる。 ○若い人に協力してもらう。 ○参加しやすい日程の工夫。 	<p style="text-align: center;">取り組めること</p> <ul style="list-style-type: none"> □呼びかけて広げる。 □小さい頃から自治会、民生委員、福祉委員と関わる。 □住んでるまちに愛着をもつ、好きになる。 □あいさつの機会を増やす。 □次の担い手(福祉委員など)を育てていく。 □仕事をしながらでも活動できる内容にする。 □自治会員だけでなく、地域のいろんな人の力をかりる。 □防犯委員、青少年指導員、福祉委員、衛生委員等に参加する。 □若い人たちの参加を増やす。 □誰でも取り組みやすいイベントなどを設け意識付けていく。 □少しでも、話のできる、つながる場に参加する。
	<p style="text-align: center;">世代間交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベント、花火など地域での交流を行う。 ○行事をつくって参加してもらう。 ○若い世代との会話を増やす。 ○誰もが楽しめるようなイベントを開催する。 ○地域行事・イベントは、保育園や学校を中心に。 ○高齢者と子どもたちとの関わりをもつ。 ○30、40代の意見交換。 	<ul style="list-style-type: none"> □施設と地域の交流。 □小学校図書館の開放に参加。 □人が集まる機会をふやす。 □イベントに各団体、施設、町内に関係なく参加する。 □公園を中心におそうじ、お花を植える。 □30、40、50代間の考えを知るためのアンケートの実施。 □若者(中学生・高・大)の発表の場を用意する。



条東地区福祉活動計画

〔めざすべき方向〕

気軽に支えあう、お互い様の地域づくり

	地域でもっとよくなること	取り組めること
世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響で中断した行事を再開する。 ○あいさつは一日を気持ちよく生活する上での大切なスタートなので、あいさつをする。 ○子どもを見かけたら笑顔であいさつをする。 	<ul style="list-style-type: none"> □祭りなどのイベントを開催する。 □小学生の見守りを通じてあいさつをする。 □町内で会えば恥ずかしがらずに声をかける。 □子どもにコマ回しや折り紙などを教える。 □公園でラジオ体操を行う。 □子ども園との交流を行う。
担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○若い方とつながりを持つ。 ○行事を通じて、若い人との交流を図る。 ○自分の次の方をなるべく見つけてもらう。 ○何にでも経験を試してみようと思う気持ちで取り組んでみる。 	<ul style="list-style-type: none"> □自分の出来ることをする。 □頑張りすぎない。 □防災組織とも連携をとる。 □青年団などの若い世代と一緒に活動を行う。 □各団体で情報交換・連携を図る。 □連携を組織化させる。
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会未加入者へ加入してもらえよう工夫をし、働きかけを行う。 ○メリットのあることを考える。 ○皆が集える場をつくる。 ○交代で役員になる。 	<ul style="list-style-type: none"> □自治会に入るメリットを広める。 □自治会の役員がどのようなものか、一度は経験してもらおう。 □防災行事への参加を呼びかける。 □防災訓練を実施できるよう考える。

理想の地域

- ☆あいさつ、顔見知り、参加へ支援、相談できる
- ☆みんなが安心して暮らせる地域に
- ☆気軽にあいさつのできる地域
- ☆安心、安全なこと
- ☆互いに尊重する姿勢
- ☆ふだんから皆さんと会ったときは、あいさつをして微笑む
- ☆災害時に助け合う
- ☆いろいろな地域の方々との交流をもっと多くして横のつながりを持つようにする
- ☆あいさつができて、子ども、高齢者を見守れる地域

浜地区福祉活動計画

【めざすべき方向】

住民同士で気軽に声かけできる地域づくり

	地域でもっとよくできること		取り組めること
見守り	<ul style="list-style-type: none"> ○(独居)高齢者、老々介護の家庭、共働き家庭の子ども、障がい者の把握をする。 ○福祉委員、民生委員共の見守り。 ○家に閉じこもっている方の情報を共有する。 ○自治会に加入することで、子どもたちを見守る。 ○声かけで楽しくおしゃべりする。 ○あいさつ運動をしたい。 ○世代間での交流、コミュニケーションの場をつくる。 ○見守りを新聞配達、牛乳配達業者などと協力する。 ○SNSを活用する。 	➔	<ul style="list-style-type: none"> □顔を会わせてあいさつ、声かけをする。 □昔の隣三軒両隣の交流をし合う。 □自治会、子ども会、老人会で役割を分担する。 □自治会の加入者が増えることで子ども会ができ、若い人たちとコミュニケーションがとれる。 □福祉委員でできる見守りと、町内で話し合っで見守り組をつくる。 □必要に応じて二人暮らし世帯も訪問。 □皆が集まる場所をつくる。 □子どもたちを見て、おかえり、おはようと声をかける。 □郵便局の制度を利用する。
地域の交流	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会の協力でカフェを開催する。 ○自治会・子ども会・老人会で世代間交流を図る。 ○カフェ松風・いきいきサロンを活用して地域の交流を図る。 ○子ども会行事(もちつき、ラジオ体操)をする。 ○イベントなどの世代間交流をする。 ○毎週の健康体操をする。 ○各種団体、委員と合同会議を行う。 ○地域間合同会議をする。 ○シーパsparkを活用する。 ○老若男女のつながりをもつ。 	➔	<ul style="list-style-type: none"> □折り紙を子どもに教えながら、一緒に考える。 □クリスマスツリーや七夕の笹飾りを一緒に飾る。 □自治会、子ども会など合同作業をする。 □レクリエーション、ゲームなどで交流する。 □希望するなら自治会加入は中学生でもOKにする。 □老人会、自治会主催のワイワイカフェを開催する事により、世代間交流になる。 □自治会で回覧を回す。 □他地区との交流をもつ。 □あいさつを積極的にする。 □役の任期を短縮して引き受け易くする。 □毎週決まった時間の健康体操は、見守りやコミュニケーションの場となり、居場所づくりにもなる。

	地域でもっとよくできること	取り組めること
町内美化	<ul style="list-style-type: none"> ○町内ゴミゼロの日への参加をする。 ○清掃活動を定期的に行う。 ○住民全員の意識改革を図る。 ○周辺の状態に興味をもつ。 ○花壇の整備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> □地域住民で協力し合い、日にちを決めて、町内を清掃する。 □散歩の時にちょっとのごみ拾いを心がける。 □家庭内のゴミを減らす。 □花壇に興味のある人を増やす。

安全安心	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯カメラの活用（メンテナンス）をする。 ○放置空家（持ち主と連絡をとってる）の美化と安全。 ○子ども通学時に、家の外を見守る。 ○街灯や防犯カメラを増やす。 ○あいさつをする。 	<ul style="list-style-type: none"> □こども 110 番の旗を増やす。 □防犯カメラのメンテナンス。 □警察にも協力してもらい、夜間の見回り、声かけなどをする。 □夜間の通行の時、街灯のあるところを歩く。 □花の水やりなどを通して近所の見まわりをする。
------	--	--

理想の地域

- ☆他町の方から、「住みたい！」と思ってもらえるようなまち
- ☆お互いちょっと気にすることで、あいさつで、みんな知り合い
- ☆各委員が、地域の資源を理解して訪問時に相談にのれるようにしていく
- ☆同じ地域の住民同志、気軽に声をかけあえる環境
- ☆安心して、暮らせるには、人とのつながり
- ☆福祉、老人会、子ども会、自治会と皆で一緒に取り組む町づくり
- ☆コミュニケーションを図ることで協力し合える
- ☆自治会、老人会、子ども会、合同のコミュニケーションの場が増え、色々なイベントの場に、色々な世代の人々が集っている
- ☆世代関係なく交流があるような地域が理想
- ☆地域の人との交流によって安心して住むことができる
- ☆世代間の交流があること。孤立している人がいないこと
- ☆高齢者、現役世代、子どもらの世代を超えた交流が図れるまち

第5次泉大津市地域福祉計画・第4次泉大津市地域福祉活動計画

令和6（2024）年3月

発行：泉大津市・泉大津市社会福祉協議会

編集 泉大津市保険福祉部福祉政策課
〒595-8686
大阪府泉大津市東雲町9番12号

電話 0725-33-1131（代表）
FAX 0725-20-3129
URL <http://www.city.izumiotsu.lg.jp/>

編集 泉大津市社会福祉協議会
〒595-0026
大阪府泉大津市東雲町9番15号
（市立総合福祉センター内）
電話 0725-23-1393
FAX 0725-23-1394
URL <http://www.syakyou.or.jp/>